

第2回

資源管理方針に関する検討会

(カタクチイワシ瀬戸内海系群)

議事録

資源管理方針に関する検討会
(カタクチイワシ瀬戸内海系群)

第2回

日時：令和5年12月15日（金）

10：00～18：00

場所：神戸地方合同庁舎1階 共用第4会議室

（兵庫県神戸市中央区海岸通29）

議事次第

1. 開 会

2. 主催者あいさつ

3. 議 事

- | | |
|--------------------|---------------------|
| （1）資源評価の更新結果について | 《（国研）水産研究・教育機構》 |
| （2）第1回検討会の指摘事項について | 《水産庁、（国研）水産研究・教育機構》 |
| （3）漁獲シナリオ等の検討について | 《水産庁》 |
| （4）その他 | 《水産庁》 |

4 閉会

資源管理方針に関する検討会
(カタクチイワシ瀬戸内海系群)

【第2回】

令和5年12月15日（金）

○西川資源管理推進官 会場の皆様、ウェブで参加されている皆様、おはようございます。
定刻、10時ちょっと早いですが、ただいまから、カタクチイワシ瀬戸内海系群の第
2回資源管理方針に関する検討会、通称ステークホルダー会合を開催いたします。

私は、本検討会の司会を務めさせていただきます水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、資源
管理推進官の西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

本日は、会場にも多くの方にお越しいただいておりますけれども、Webexを通じた
ウェブ参加の出席者の方もいらっしゃいます。ウェブ上の技術的なトラブルが生じないよ
うに精いっぱい対応をしますので、スムーズな議事進行に御理解と御協力をいただければ
と思います。

また、この関係で、会場の皆様にお願いがございます。御発言がウェブ参加者の皆さん
にも伝わるように、御発言の際には、マイクをお手元までお持ちしますので、必ずマイク
を通じての御発言をお願いできればと思います。なお、ウェブで参加されている皆様には、
事前にメールで留意事項をお知らせしているところですが、発言を希望される場合
には、Webexの手を挙げる機能、またはチャット機能を使って発言を希望することをお
知らせください。ただし、カメラは基本的にオフでお願いします。

また、会場の皆様に、会場を利用する上で3点お願いがございます。

まず、会場内の飲食は可能ですけれども、ごみは持ち帰りをお願いいたします。

2点目に、当会議室を含めまして、本庁舎内は禁煙ということになっておりまして、本
庁舎、建物の近隣にも喫煙のスペースはございません。あらかじめ御承知おきいただけれ
ばと思います。

3点目に、当庁舎内は他にも会議室などございます。共有部での立ち話であったりとか、
携帯電話の御利用など、ほかのお客様の御迷惑になる行為は御遠慮いただければと思いま
す。

なお、本会合の途中、お昼に昼食の休憩として1時間程度、それから午後の途中にも1

5分程度の休憩を入れさせていただきたいと思っております。また、議論の進捗状況を踏まえまして、必要な場合には随時休憩を挟むということにしたいと思っております。

それでは、皆様のお手元にあります資料の確認を行いたいと思います。

会場の皆様、会場参加の皆様には、資料の1、議事次第から資料の7の漁獲シナリオ等の検討についてと、それから参考資料1、それから参考資料2と全部で9種類の資料をお配りしております。不足等がございましたら、お近くのスタッフにお申し付けいただければと思います。

次に、本検討会の配付資料及び議事録は、後日、水産庁のホームページ上に掲載させていただくこととしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は冒頭の水産庁挨拶までとさせていただきますので、御了承ください。

○松村資源管理係長 すみません、瀬戸内海漁業調整事務所の松村と申します。

今、ウェブの方でマイクの音が割れているというふうにチャットで御意見いただいているんですけども、今、音声の方調節しております。マイクも替えてみたんですが、ウェブ会場の方、いかがでしょうか。

○西川資源管理推進官 すみません、こちらの音声はいかがでしょうか。もしウェブ参加されている方、もしよろしければ、チャットでコメント入れていただければと思います。

○参加者 こっちの方がいい、こっちの方がいい、はい。

○西川資源管理推進官 はい、ありがとうございます。では、こちらのマイクの方で続けさせていただきたいと思います。

すみません、お待たせしました。

それでは、主催者側の出席者を紹介させていただきたいと思います。

水産庁瀬戸内海漁業調整事務所所長の金子でございます。

○金子所長 金子です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 同じく、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所資源課長の中村でございます。

○中村資源課長 中村です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 続きまして、水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室長の永田でございます。

○永田資源管理推進室長 永田です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 同じく、管理調整課漁獲情報班課長補佐の加納でございます。

○加納課長補佐 加納です。皆さん、今日は御参加いただきましてありがとうございます。
よろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 続きまして、水産研究・教育機構水産資源研究所水産資源研究センターから、西田センター長でございます。

○西田センター長 西田です。よろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 船本浮魚資源副部長でございます。

○船本副部長 船本です。よろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 同じく、浮魚資源部、河野主幹研究員でございます。

○河野主幹研究員 河野と申します。よろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 その他にも御紹介は割愛をさせていただきますけれども、ウェブにて水産研究・教育機構から多くの御担当の研究者の方々にも出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の金子から、一言御挨拶を申し上げます。

○金子所長 皆さん、おはようございます。水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長をしております金子でございます。本検討会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、年末のお忙しい中、皆様にここ神戸にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在、水産庁が取り組んでおります水産政策の改革については、我が国周辺水域の漁場や水産資源の潜在能力に着目して、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させて、各地域の漁業者の皆様の所得の向上と年齢バランスの取られた漁業就業構造の確立を実現することを目指しております。

この水産政策の改革の一環として、水産庁は、新漁業法に基づく水産資源の新たな資源管理体制の導入に向けた取組を進めており、カタクチイワシ瀬戸内海系群についても年間数万トンという漁獲があることから、重要な水産資源の一つと位置づけております。具体的には、本年5月に第1回のステークホルダー会合を開催して、水産庁より資源強化や資源管理の在り方について御説明及び御提案をし、御参加いただいた皆様から漁業実態に即した多くの御意見を頂戴したところであります。これらの頂戴した御意見を踏まえて、これまでの間、カタクチイワシ瀬戸内海系群へのTAC導入に関する更なる検討を行いまして、水産庁が考えております漁獲量の数量管理を行うTAC管理とはどういうものなの

か、また、特にカタクチイワシのTAC管理が瀬戸内海の関係府県内でどのように運用されまして、各府県の漁業にどのような影響を与えるのかといった具体的なイメージを瀬戸内海沿岸の現場を回りまして、関係者の皆さんと共有できるように努めてまいりました。実際、私自身も今年9月から、瀬戸内海におけるカタクチイワシの主要な地域において開催された浜回り説明会に参加して、直接、カタクチイワシを漁獲されている漁業者の皆さんと意見交換をさせていただき、貴重な御意見を頂戴しました。本日も多くの皆様に御参加いただいているものと承知しており、改めて、この場をお借りしまして、お世話になりました関係府県の漁業者、漁連、漁協関係者の皆様及び行政研究者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

本日の会合は、前回の第1回ステークホルダー会合や浜回り説明会の際に頂戴した御意見及び御指摘につきまして、改めて当方の回答や対応方法をお示しして御説明するとともに、TAC管理の考え方や漁獲シナリオ等の具体的なTACの管理の方針につきまして、皆様と共通の認識が図られて御理解が得られるように議論を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますけども、瀬戸内海のカタクチイワシ資源を利用されている皆さんがこのように一堂に会してカタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理に関して議論を行う場合は、本会合以外にはないと思いますので、大変貴重な機会になると考えております。本日の会合が有意義なものになり、瀬戸内海におけるカタクチイワシ資源が将来にわたって持続的に利用できる体制づくりの一助になるように、また、関係漁業者の皆様の操業の安全を祈念しまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、ここまででカメラ撮影を終了していただくようお願いをいたします。

ここからの議論については、進行役を設けることとしまして、金子所長にその役をお願いしたいと思います。

それでは、金子所長、よろしくお願いいたします。

○金子所長 座って失礼します。

それでは、本日の会合の進行役を務めさせていただきます。

最初に、本検討会の進め方について御説明をさせていただきます。本日は、水産機構から、皆さんのお手元にお配りしております資料4、令和5年度カタクチイワシ瀬戸内海系

群の資源評価結果の説明について、また、水産庁から資料5、第1回資源管理方針に関する検討会等の指摘事項及び資料6、TAC管理のステップアップの考え方について説明を行いまして、それぞれの資料の説明の後に質疑応答の時間を設けさせていただきます。途中、昼食、お昼の休憩を挟みまして、その後、議論の流れを踏まえた上で、水産庁から資料7、漁獲シナリオ等の検討についての説明を行い、質疑応答を行います。質疑応答が一旦落ち着いた段階で、進行役の私の方から、議論の取りまとめを行った上で、今後の対応について御説明をさせていただきたいと思います。

最長でも本日17時、夕方の5時までには検討会を終了したいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

最初に、水産機構から、カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源評価について御説明をお願いします。

○船本副部長 改めて、水産研究・教育機構の船本です。よろしくお願いいたします。

私の方からは、カタクチイワシ瀬戸内海系群の令和5年度の資源評価結果についてお話しさせていただきます。では、座ってお話しさせていただきます。

資料については、先ほど御指摘がありましたけれども、資料の4を御覧ください。では、1ページ進んでいただいて、最初に、資源評価というものについて簡単にお話しさせていただきますというふうに思います。

資源評価については、ここに示したような大きく5つの段階に分けることができます。そのうちの1つ目の段階が資源量の推定ということなんですけれども、この段階においては、漁獲量や調査船調査の結果といったようなデータを収集するとともに、それらを解析することによって、資源量や親魚量や加入量といったものを推定しております。

ここで資源量というのは、毎年対象となる系群が海の中に全体でどれぐらいいるのかというのを表したものですし、親魚量というのは、そのうち親というものがどれぐらいいるのかというのを表しております。また、加入量に関しては、毎年新しく漁獲対象となる大きくなって資源に加わってくる子供の数というもののなんですけれども、本系群に関しましては、シラスというものを資源評価には含まないというかたちになっておりますので、本系群の加入量に関しましては、毎年新しく資源に加わってくるカエリの数といったものとなっています。

こういったものが推定できると、次の2つ目の段階であります再生産関係の把握というところに進んでいくんですけれども、この再生産関係というのは、親魚量と加入量の関

係がベースなんですけれども、かみ砕いて言いますと、どのくらいの親魚量がいれば、どのくらいの加入量が期待できるのか、つまり、資源の回復力といったものを表したものとなっております。

さらに、この再生産関係というものが求まれば、次の段階であるMSYの算定という段階に進んでいきます。この再生産関係というものが分かれば、将来予測と呼ばれるような将来の親魚量や、また、将来の漁獲量などを予測できるといったような、いわゆる将来予測というものができるようになります。

さらに、この将来予測というものができるようになりますと、MSYというものが算定することができるようになります。では、このMSYというのはどういったものかといいますと、日本語に直しますと最大持続生産量となりまして、その名のとおりに、持続的に得られる最大の漁獲量ということになっております。ただ、ここでポイントは持続的にというところでありまして、瞬間的に漁獲量を最大にすることであれば、瞬間的に獲り尽くしてやればいいんですけれども、この持続的にというのは、そういったものではなくて、長時間にわたって得られる漁獲量を最大にしていくということであります。

また、このMSYというものが求めますと、同時にMSYを達成する親魚量、これは英語でSBMSYというふうに呼ぶんですけれども、さらには、MSYを達成する漁獲圧、これは英語でFMSYと呼ぶんですけれども、こういったものも同時に求めることができます。

これらについては、後ほどお話しさせていただくんですけれども、その中でもこの漁獲圧というものについて簡単にお話しさせていただきますと、この漁獲圧というのは、漁獲の強さのことなんですけれども、イメージとしては、資源のどのくらいの割合を漁獲するのかというのを表したものであるというふうに考えていただければと思います。つまり、漁獲圧が高いということになりますと、資源の多くの割合を漁獲しているということになりますし、また、漁獲圧が低いということになれば、資源のごく一部の割合を漁獲しているということになります。

また、このMSYを達成する親魚量でありますSBMSYというものが求めますと、それは同時に資源管理を行う上で目標となる親魚量であります目標管理基準値案というものになります。

次に、4つ目の資源状態の判断の段階に入っていくんですけれども、ここにおいては、過去から現在に至るまでのそれぞれの資源状態というものを判断するんですけれども、で

は、こういった判断基準で判断していくのかといいますと、2つありまして、1つ目は、各年の親魚量は $S B m s y$ よりも多いのか少ないのかといった基準がありますし、また、もう一つの基準としましては、各年の漁獲圧が $F m s y$ よりも高いのか低いのかといったような基準があります。これら2つの基準に基づいて、資源状態というものを判断するんですけれども、そういった結果を示したのが神戸プロットと呼ばれる図なんですけれども、これに関しては後ほどお話しさせていただきます。

最後の5つ目の段階としましては、漁獲の仕方というものを提案いたします。ただし、資源評価側から提案させていただく漁獲の仕方というものについては、親魚量を目標管理基準値案以上に回復、維持可能な漁獲の仕方というものとなっております、これを漁獲管理規則というふうに呼んでおります。

また、この漁獲管理規則を提案するんですけれども、それと同時に、そういった漁獲管理規則を適用した場合に、将来の親魚量とか将来の漁獲量はどうなっていくのか、つまり、将来予測の結果というものも同時に示すというかたちとなっております。

さらに、この将来予測の結果の中には、 $A B C$ と呼ばれます $T A C$ の上限となる漁獲量の候補というものも含まれる形となっております。

このような5つの段階を合わせて資源評価というふうに呼んでいるんですけれども、今回は非常に簡単に説明させていただいたので、分かりづらい点が多々あると思います。そういった点については、ぜひ後ほど御質問いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次のスライドをお願いします。それでは、次に、本系群の特徴についてお話しさせていただきますと思います。本系群の寿命は2年程度ということですので、資源の大部分はゼロ歳魚と1歳魚で構成されていると、こういうことになっております。また、さらに、皆さんが漁業によって漁獲する漁獲物についても、大部分はゼロ歳魚と1歳魚で構成されるということになっております。また、1歳で成熟するということですから、1歳になると、卵を産める親になるということでもあります。また、主な産卵期は、5月から10月ということになっております。

本系群の漁獲量としましては、漁業・養殖魚生産統計、いわゆる農林統計を使用しております。ただし、この農林統計には「かたくちいわし」銘柄というものと「しらす」銘柄というものが含まれているんですけれども、本系群の資源評価については、シラスというものは含まないということにしていますので、この「しらす」銘柄というものは使わずに、

「かたくちいわし」銘柄の方のみを使用しております。さらに、「かたくちいわし」銘柄についても、シラスと同じような大きさの魚というものも含まれていますので、資源評価においてはそういったものも「かたくちいわし」銘柄からは除外するというようなことを行っております。

左下の図が「かたくちいわし」銘柄の漁獲量というものを表しているんですけども、この図の中に白い部分が含まれているのが見てとれると思います。この白い部分がまさにシラスに相当する部分なんですけれども、図のように、かなり制限された一部分のみということが分かっていただけたというふうに思います。

一方、右側が、資源評価には使っていないんですけども参考のために示しております「しらす」銘柄の漁獲量ですね。これに関しましては、図のように、1990年代途中から3万トン前後で推移してるということがお分かりいただけると思います。

では、次のスライドをお願いします。では、本系群の資源評価においては、何故シラスというものを含めないのかという理由についてなんですけれども、シラスについては、初期減耗期と呼ばれる、環境の影響によって死亡率が大きく変化すると考えられる時期にあります。そのため、死亡率、いわゆる死亡の規模なんですけれども、そういったものを仮定してやるということは非常に困難であります。実質的にはもうほぼ不可能ということになっております。ただし、資源量などを推定してやるためには、絶対的にこの死亡の規模、もしくは死亡率といったものを決めてやらないといけないとなっております。ですから、シラスについてはそれを決めることができないということで、資源量というものも推定できませんので、本系群の資源評価においては、シラスというものを含まないかたちというふうになっております。また、資源量といったものが推定できませんので、当然、その先にある再生産関係とか、また、MSYというものも当然求めることはできないということになっております。

また、少し、ちょっと専門的なお話をさせていただきますと、シラスというのは1尾当たりの体重が非常に軽いため、漁獲尾数ですね、漁業によって漁獲される尾数にすると、カエリ以降よりも圧倒的に数が多くなります。そうしますと、本系群の資源評価というのは、漁獲尾数を基本情報として用いるため、このシラスを含めることにより漁獲尾数が非常に多いシラスに関する情報の影響力が強くなり過ぎて、逆に漁獲尾数が非常に少ないカエリ以降の漁獲尾数などが持つ情報というものがほぼほぼ打ち消されてしまうということになってしまいます。

例えば、極端な例をお話しさせていただくと、例えば、カエリの漁獲尾数が1尾いたとすると、シラスっていうのは100尾ぐらいになってしまいます。そうしますと、カエリ以降の資源が2倍、3倍になって、それに伴って、カエリ以降の漁獲尾数が2尾、3尾にたとえなったとしても、それは100尾あるシラスから見ると、もう単なる誤差にしかならないんですね。本来なら、資源量が2倍、3倍に増えてるので、すごい情報なんですけれども、それはシラス側から見てしまうと、ああ、誤差だねというようなことになってしまいます。ですから、シラスというものを含めてしまいますと、資源評価の精度というものが著しく落ちるというふうに考えられますので、そういった面からもシラスというものは本系群の資源評価には含めないというようなかたちを取っております。

では、次のスライドをお願いします。では、次に、令和4年度の資源評価との違いということなんですけれども、前回のステークホルダー会合は5月に開かれましたので、その時の最新の資源評価っていうのは令和4年度の資源評価結果でした。ですので、その際にはこの令和4年度の資源評価結果というものを話しさせていただいたんですけれども、その後、夏に資源評価というものが行われましたので、現時点での最新の資源評価結果というのは、令和5年度の資源評価結果というものとなっております。

では、令和4年度の資源評価と令和5年度の資源評価がどのように違うのかといいますと、資源量の推定方法などについては全く同じであります。では、何が違うのかといいますと、用いるデータが1年分加わっておりまして、令和4年度の資源評価では2021年までのデータを用いていたんですけれども、令和5年度の資源評価においては、1年先の2022年までのデータを用いております。つまり、令和5年度の資源評価においては、2022年までのデータを用いて、2022年までの資源量などを推定するとともに、2023年以降については将来予測を行うといったかたちとなっております。

また、令和4年度の資源評価においては、2023年についてABCの候補となる漁獲量というものを示したんですけれども、令和5年度の資源評価においては、1年先の2024年についてABCの候補となる漁獲量を示すというかたちとなっております。

では、次のスライドをお願いします。それでは、令和5年度の資源評価結果についてお話しさせていただきたいんですけれども、まず、本系群に関しましては、その名のとおり、瀬戸内海に分布しております。ただし、太平洋の方で生まれた個体の一部が黒潮などの海流に流されることによって瀬戸内海の方にも入ってきているだろうというふうには考えられております。

左下の図2の漁獲量なんですけれども、この漁獲量に関しましては、先ほど申し上げましたとおり「かたくちいわし」銘柄のみですし、さらにその中からシラスに相当する分を除外しております。そうしますと、図のように漁獲量は1980年代前半には高い水準にあったんですけれども、その後急減しまして、1998年には1.5万トンという低い値となりました。ただし、2000年代以降に関しては緩やかに増加しておりまして、2022年の漁獲量については、5.3万トンというかなり高い値ということになっております。

次に、右側の図の3が、これは調査船調査によって求めました産卵量を表しているんですけれども、産卵量ということですから、カタクチイワシ瀬戸内海系群が海の中で実際に産んだ卵の数というものとなっております。この産卵量に関しても、図のように2000年代以降増加傾向を示しておりまして、2022年に関しては過去最高の値ということになっております。

では、次のスライドをお願いします。左側の図の4は、資源量と親魚量ということなんですけれども、先ほどの漁獲量とか、または産卵量といったデータを用いて、求めてやった本系群の資源量と親魚量というものを表しております。オレンジ色の線の方が資源量ですし、また、灰色の線の方が親魚量ということになっております。そうしますと、これはともにやはり80年代前半は非常に高い水準にあったんですけれども、その後減少して、90年代にはかなり低い水準となっております。ただし、2000年代以降に関しましては共に増加傾向にありまして、2022年の資源量と親魚量に関しましては、共に過去最大の値ということになっております。具体的には、2022年の過去最大の資源量が44.9万トン、一方、2022年の過去最大の親魚量は9.6万トンという値となっております。

では、次のスライドをお願いします。この左側の図6は本系群の再生産関係を表しておりまして、横軸が親魚量、縦軸が加入量というものになっております。また、図の中の白い丸、ちっちゃいんですけど、白い丸っていうのがそれぞれの年に実際に発生した加入量というものを表しております。そうしますと、かなり散らばってるなということが分かるんですけれども、このデータから求めてやった本系群に関しては、それぞれ親魚量から平均的にどれぐらいの加入量が期待できるのかというのを表したのがこの水色の線ということになっております。そうしますと、本系群に関しましては、大体親魚量が3万トンぐらいまでは、親魚量が増えるにつれ平均的に期待できる加入量というものもどんどんどんどん増えていくんですけれども、逆に、親魚量がそれ以上になってしまうと、平均的に期待できる加入量は頭打ちになるというような結果になっております。

また、こういったそれぞれの年の加入量というのは、この青い線、平均的に期待できる加入量からかなりずれる形になってるんですけども、これは完全に環境の影響によるものです。つまり、環境というものが平年よりもいいということになれば、その年の加入量っていうものは平均的に期待できる加入量、こういう青い線よりも上振れていきますし、また、環境が平年よりも悪いということになれば、その年の加入量というものはこの青い線よりも下振れていくということになっております。ですから、その結果、環境の影響というものを受けて、このようにかかなり散らばっているというような結果となっております。

その中でも、右上の方に2022と書いた点があるんですけども、これが2022年の加入量でありまして、さらにそこから黒い線に沿って左側にいきますと、2021と書いた丸があります。これが2021年の加入量ということになっております。そうしますと、この2021年の加入量と2022年の加入量というのは、平均的な加入量よりも相当高い加入量になっているということが分かります。これが、先ほど2022年の資源量や親魚量が過去最大の値になったというふうにお伝えしたんですけども、まさにこの2年間、2022年と2021年の加入量が良かったから、先ほどの2022年の資源量や親魚量というものは過去最大の値となることができました。

一方、この再生産関係というものを将来予測に用いていくんですけども、当然、その間にはこういった環境の影響による加入量のずれというものを考慮するんですけども、基本的には水色の線で示したような平均的に期待される加入量に基づいた平均的な親魚量とか平均的な漁獲量というものを示すかたちというのを取っております。

右側の図の7が、その再生産関係を用いることによって求めてやりました本系群については平均的にどれぐらいの親魚量を残すように管理してやると、その結果、平均的にどれぐらいの漁獲量が得られるのかというのを表したのが、この右側の図の7ということになっております。横軸が平均的に残してやる親魚量、縦軸がそれによって平均的に得られる漁獲量というものを表しております。そうしますと、この図に関しては、ゼロ歳とか1歳とか2歳とか、年齢ごとの結果というものが示されてるんですけども、それらを全て合わせてやりますと、この緑色の太い矢印で示したものが本系群に関する平均的に得られる漁獲量の最大値ということになります。

ここで、資源評価においては、こういった平均的に得られる漁獲量の最大値というものをMSYにするというふうに位置づけておりますので、本系群に関しましては、この緑色の矢印で示した平均漁獲量、具体的な値としては、3.9万トンというのが本系群のMSYと

いうことになります。

また、さらに、このMSYを得るために平均的に残してやる親魚量というのは、ちょうど緑色の矢印と横軸が交わるところなんですけれども、そういった親魚量は、数値にしますと4.3万トンという値となっております。この4.3万トンが本系群に関するMSYを実現する親魚量でありますSBmsyというふうに位置づけておりますし、さらにこれは先ほどお話ししましたように、同時に本系群の目標管理基準値案ということになります。

さらに、図には、オレンジ色の矢印も示されていて、それはMSY60%に相当する漁獲量なんですけれども、これを得るために、平均的に残してやる親魚量というのは、数値にしますと1.7万トンという値になっております。そうしますと、本系群に関しましては、この1.7万トンというのを限界管理基準値案として提案させていただいております。

では、この限界管理基準値案というのは何なのかといいますと、目標管理基準値案というのは、資源管理をする上で目標となる親魚量なんですけれども、一方、この限界管理基準値案というのは、資源管理をやる上で親魚量をこれ以上には減らさないようにしようといった、親魚量の下限というものを示しております。ですから、本系群に関しましては、この下限というのが1.7万トンになっているということでもあります。

この図7の結果を示したのが下の表なんですけれども、左から順に目標管理基準値案というのは4.3万トンになっていますし、限界管理基準値案というのは1.7万トンとなっております。また、少し飛ばしましてMSYというものについては3.9万トンということになっております。

では、次のスライドをお願いします。左側の図の8は、先ほども出てきました神戸プロットという図で、それぞれの年の資源状態というものを表したのとなっております。横軸に関しては、それぞれの年の親魚量というものがSBmsy、つまり目標管理基準値案よりも多いのか少ないのかを表していますし、この横軸が1以上であれば、その年の親魚量は目標管理基準値案よりも多いということになります。一方、縦軸にはそれぞれの年の漁獲圧が、MSYを実現する漁獲圧でありますFmsyよりも強いのか弱いのかというのを表しております、この縦軸が1以上であれば、その年の漁獲圧というものにはFmsyよりも強いということになります。

ここで、では、このMSYを実現する漁獲圧でありますFmsyってどういったものなのかといいますと、漁獲圧をこのFmsyで一定にしてやりますと、平均的に得られる漁獲量っていうのはMSYになりますし、さらに平均的に残される親魚量というのはSBm

s y になります。ですから、その名のとおりに、MSYを実現する漁獲圧ということとなっております。

その中に白い丸がいっぱい示されていて、これがそれぞれの年の資源状態なんですけれども、その中でも右下に青い丸で囲まれたのが2022年の資源状態ということになっております。そうしますと、2022年に関しましては、親魚量は $S B_{msy}$ 、目標管理基準値案よりも多いですし、また、漁獲圧に関しては F_{msy} よりも低いということになっております。

この神戸チャートというのは、緑、黄色、赤という信号と同じ色に塗られているんですけども、これはまさに信号と同じ意味でありまして、緑が安全、黄色が注意、赤が危険といったような意味となっております。その中で、緑の安全に関しては、資源が望ましい状態にあるということを表しておりますので、今回の2022年に関しましては、まさに資源が望ましい状態にあるというようなことを表す結果となっております。

次に、右側の図の9なんですけれども、これは資源評価として提案させていただいている漁獲管理規則というものを示しております。上側の図を見ていただきたいんですけども、横軸が親魚量、縦軸が漁獲圧というふうになっております。また、縦向きの黄色の破線というのは、限界管理基準値案でありますし、また、縦向きの緑色の破線に関しましては、目標管理基準値案ということになっております。さらに、この黒の少し太めの線というものが、提案させていただいている漁獲管理規則というものを示しております。そうしますと、これがどういったものかといいますと、親魚量が限界管理基準値案よりも下回った場合には、漁獲圧というものをどんどんどんどん減らしていきましようというものになっていきますし、逆に、一方、親魚量が限界管理基準値案よりも上回っている場合には、漁獲圧というものを一定にしてやりましようというものとなっております。

つまり、限界管理基準値案というのは、親魚量をこれ以上減らさないようにしましようという下限ですから、さすがに親魚量がこれを下回ってしまった場合には、漁獲圧というものをどんどんどんどん減らしていきましよう。ただし、一方、これを下回っていない場合には、漁獲圧というものは一定に保ってやって、いろんなものを安定させてやりましようといったような漁獲管理規則となっております。

ここで重要なのは、では、この一定に保つ漁獲圧をどのようなものにするのかということなんですけれども、この図で示させていただいているのは、科学的に推奨させていただいている $0.8 F_{msy}$ というものを示しております。この $0.8 F_{msy}$ というのは F_{msy} の

8割の強さの漁獲圧ということなんですけれども、これはあくまで科学的に推奨させていただいてるだけで、少なくともこれをぜひ使ってくださいといった強要、強制的なものはありません。ですので、この一定に保つ漁獲圧というものを実際にどのようなものにするのかということに関しては、まさにこのステークホルダー会合において皆様が検討されるものというふうに認識しております。

また、ちょっとややこしくなるんですけれども、この一定の漁獲圧を F_{msy} の何割の強さにするのかというのを表したものを我々資源評価の世界では β というふうに呼んでおります。ですから、この $0.8F_{msy}$ というのは β を0.8とした漁獲管理規則ということになりますし、またこれが $0.7F_{msy}$ ということになれば、 β を0.7とした漁獲管理規則ということになります。これはちょっと分かりづらいんですけれども、結構重要な点ですので、ぜひ覚えていただければというふうに思います。

では、次のスライドをお願いします。さらにその次、お願いします。これらの表は、様々な漁獲管理規則を適用した場合の将来の平均親魚量がどのように推移していくのか、また、将来の平均漁獲量がどのように推移していくのか、つまり、将来予測の結果を示したものとなっております。上が平均親魚量、下が平均漁獲量となっております。共に、一番左側のねずみ色部分のところの一番上に β と、これは英語の大文字のBに似たものなんですけれども、これはベータと読みまして、その下には1.0とか0.9と書かれています。これはどういうことかといいますと、例えば、1.0というふうになっていますと、 β を1とした漁獲管理規則を適用した場合ということですし、またこれが0.9となっているのであれば、 β を0.9とした漁獲管理規則を適用した場合ということになっております。そうしますと、上の方の平均親魚量というものを見てやりますと、この2022年に関しては、予測ではなくてこれは過去の値でありまして、先ほどお話しさせていただいたように、2021年と2022年の加入量が非常に良かったので、この時点、2022年の親魚量というものも9万6,000トンという過去最大の値というふうになっております。

一方、2023年以降に関しては、平均親魚量ということですから、平均的な加入量に基づいたものとなってるんですけれども、ただし、この2023年と2024年に関しては、2021年と2022年の加入量が良かったというもののまだ効果が残っていますので、11.4万トンとか7.5万トンといった高い値となっております。つまり、そういったいい加入量の個体がまだこちら辺では生き残ってるので、そういったものの効果が出てくるということですね。

ただし、一方、2025年以降になりますと、もうそういう良かった個体っていうのは生き

残っていませんので、そういったものの恩恵を受けることはできない。そうしますと、単純に平均的に期待できる加入量から求められた平均親魚量ということになりますので、表のように、大体4万トンから5万トンという値となっております。

また、この表の一番右側のオレンジ色の部分には、何%という確率が示されているんですけれども、これはどういったものかといいますと、様々な漁獲管理規則というものを適用するとともに、先ほど、再生産関係のところで申し上げたとおり、環境による加入量の振れというものを考慮した場合に、2034年の親魚量が目標管理基準値案である4.3万トンというものを上回る確率というものを示しております。そうしますと、 β を0.8とした漁獲管理規則を適用した場合、また、その下の β を0.7とした漁獲管理規則を適用した場合、この2つに関しては、こういった確率が50%以上の確率になっているということが分かります。

一方、下側の平均漁獲量なんですけれども、これも2022年の漁獲量は過去の値でありまして、これについてもやはり2021年と2022年の加入量がすごく良かったので、2022年の漁獲量も5.3万トンというかなり高い値となっております。さらに、2023年と2024年の漁獲量に関しましても、親魚量と同様にこのいい加入の効果を受けて高い値になるんですけれども、2023年の漁獲量に関しましては3.7万トンというあえて低い値をお示ししております。これは何故かといいますと、普通に予測すると6万トンなんですけれども、この資源評価を行っていた時は、2023年の情報から判断すると、6万トンはちょっと厳しいよね、獲れる可能性は非常に低いよねっていうふうに判断しましたので、であれば、3.7万トンぐらいに抑えましょうということで、ここはわざと低い値とさせていただきました。というのも、この2023年の漁獲量が高い値になってしまいますと、それだけそこで資源量を減らすことになってしまいますので、2024年以降の漁獲量が減ってしまうんですね。そういったことは避けたいということで、今回、2023年の漁獲量というのはこういった3.7万トンという低い値を示しました。

一方、2024年の漁獲量に関しましては、何も操作はしてませんので、2022年の良かった加入量の影響をまだ受けることができますので、表のように5万トン程度の高い値となっております。

一方、2025年以降の漁獲量に関しましては、そういった、もうボーナスみたいなものはありませんので、単純に平均的な加入量に基づいた平均漁獲量ということで、大体4万トン程度ということになっております。

ここで、本年度の資源評価においては、2024年についてABCの候補を示すということ

になっております。なので、ここの2024年に示された平均漁獲量というものがABCの候補になるんですけれども、例えば、 β を0.9とした漁獲管理規則というものを適用するのであれば、2024年のABCは5.1万トンということになりますし、また、 β を0.8とした漁獲管理規則を適用するということになれば、2024年のABCは4.9万トンということになります。

また、さらに、この2025年以降の値っていうのは、先ほど言いましたように4万トン程度の値になってるんですけれども、実は、これらの値っていうのは、毎年資源評価が更新されるために、この2025年以降の値っていうのは毎年修正されていきます。つまり、例えば、2023年以降にもよい加入が発生したということになれば、2025年以降のこの漁獲量に関しましても上方修正される可能性もありますし、一方、2023年以降の加入量が悪いということになれば、逆に下方修正される可能性があります。

いずれにしても、この2025年以降の値っていうのは、今後どんどんどんどん修正されていきますので、現段階においては参考値というような位置づけで見ていただければというふうに思います。

では、次のスライドをお願いします。では、最後に、将来予測に関する補足説明ということで、今お話しさせていただいたことをおさらいしたいと思います。

2021年と2022年の加入量が再生産関係から平均的に期待できる量よりも大幅に多かったため、2022年の親魚量は9.6万トン、漁獲量は5.3万トンということで、共に非常に高い値となりました。

1つ飛ばしまして、また、2023年と2024年の平均親魚量についても、2021年と2022年の加入量が多かったことの効果が残るかたちとなっているため、それぞれ11.4万トンと7.5万トンと高い値となっております。

さらに、ABCの候補である2024年の平均漁獲量についても、2022年の加入量が多かったことの効果が残るかたちとなっているため、5万トン程度の高い値というものとなっております。

一方、2025年以降の親魚量や漁獲量というものに関しては、平均的な加入量に完全に基づくものとなっていますので、それほど高い値ではないんですけれども、これらの値に関しては、今後、毎年修正されていくということになっていますので、現時点では参考程度で見ていただければというふうに思います。

私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

○金子所長 船本さん、ありがとうございます。

それでは、資料4の質疑応答の方に移らせていただきます。

まず、会場参加者の皆さんからの御質問等をお受けした後に、ウェブ参加者からの御質問をお受けしたいと思います。

それでは、御質問等がございましたら、まずは会場の参加者の皆さんの挙手をお願いいたします。

はい、それでは、どうぞ。

○参加者 先ほどの説明の中の資料の7ページ目のところなんですけれども、加入量の説明があったかと思うんですが、1987年に急減した後、1997年には9万1,000トンまでに減少し、その後は増加傾向を示し、2022年には、2021年、2022年の加入量が多かったということもありましたけれども、過去最大の44万9,000トンとなったとありますけど、この増加傾向、97年には落ち込んだのに、増加傾向となった理由はそもそも何なんでしょうか。これが、特に何もなければ、例えばですけど、カタクチの漁業者さんの方が現在取り組んでいることを継続したら、特にTAC管理などしなくても資源は増えていくということを示しているものではないのでしょうか。

それと、11ページ目のところなんですけれども、すみません、私もこれは見方がちょっと分からないんですが、 β の0.8を示すものが目標管理基準値案として4万3,000トンを上回る確率が54%となっていて、現状の漁獲圧の場合も58%になっておりますので、特にTAC等で管理しなくても、現行のままいけばいいということ、これでも示されてるのではないかという、この2点についてお伺いしたいんですが。

○船本副部長 御質問どうもありがとうございます。

1点目の2000年代に資源が増加した理由ってということなんですけれども、1つは、7ページ目の右の方の図を見ていただきたいと思うんですけれども、そこに各年での資源尾数というものが示されています。その中の青色がゼロ歳の資源尾数なんですけれども、いわゆるこれが加入量に匹敵するものなんですけれども、やはり2000年代ですか、2010年代ぐらいにはこちら辺で非常にいい加入が数多く出ているというふうになっていきますので、一つの大きな要因としては、いい加入が出たというふうに言えると思います。

ただし、一方、それでは、何故いい加入が出たのかというところまでは、我々ちょっとまだお答えできるようなものは持っておりません。

プラス、あと、おっしゃるとおり、そもそもとして、現状の漁獲圧、もしくは近年の漁

獲圧というのは、我々の言い方ですと、 $\beta=0.7$ とした漁獲管理規則に相当するものとなっております。そうしますと、これは我々が推奨する0.8よりもさらに低いというものになっていきますので、そういったところから判断すると今現状の漁獲圧っていうものに関しましては、非常にいい状態にあるというふうには言えると思います。

○金子所長 よろしいでしょうか。

○参加者 はい。

○永田資源管理推進室長 すみません、管理の方の話として、TAC管理しなくても現状の漁獲圧が続けば問題ないんじゃないかというところの部分について、お答えしたいと思います。

結果として、この将来予測のとおりに、この漁獲圧でいけば資源が悪くなることはないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

では、何故そういった資源にTAC管理を入れる必要があるかということについては、ちょっと誤解があるかもしれないんですけど、TAC管理を入れることイコール今より獲る量を少なくするとか、出漁する回数を減らすとか、ではないんです。獲りすぎにならないように数量という指標で、この資源を獲る関係の方々みんなが同じ指標で、今の獲り方で問題ないかどうかをチェックすることができる仕組みだと思っていただければと思います。ですので、同じように獲ってるつもりでも結果的に獲りすぎになってしまうということもあり得ると思うんですけれども、そういう時に数量を意識しながら漁獲をしていたくことで獲りすぎになってしまうということを避ける。実際のところ、今と同じような獲り方をしていれば問題ないということなので、何か新たに出漁を抑制するとか、制限がかかるとか、直ぐそういうことになる状況ではないということは、御理解いただければと思います。

○金子所長 よろしいでしょうか。

それでは、次の御質問。

それでは、そちらの方。

○参加者 前から何回聞いてもちょっと分からないんで教えてほしいんですけども、8ページの下の方でいうと、どの数字が獲っていい上限になるんですかね、MSYっていうところなんですか。

○船本副部長 御質問ありがとうございます。獲っていい量っていうのは、まさにABCの方ですので、ページが違ってまして、11ページを見ていただきたいんですけども、こ

の11ページの下の表の方に2024年の漁獲量というものが示されてると思います。5.3万トン、5.1万トンといったものです。これが本年度のABCの候補ということですから、これがTACの上限となる漁獲量となります。ただし、これは、どういった漁獲管理規則を適用したらこういった値になるということですので、例えば、繰り返しになるんですけども、 β を0.9とした漁獲管理規則を適用するということになれば、2024年のABCは5.1万トンということになりますし、さらにTACになると、このABCである5.1万トンよりも少ない値になるというかたちになります。

○参加者 そしたら、8ページの2022年度だと、5.3万トンが上限ってということですか。

○船本副部長 2022年の漁獲量、5.3万トンってやつですか。

○参加者 8ページに、MSYが3.9万トンで、2022年の漁獲量が5.3万トンってなってるんですけど、この5.3万トンがこの11ページの平均漁獲量っていうのに当たるわけですかね。

○船本副部長 いや、違います。今回、お示しする獲っていい上限的なものは、2024年についてのみお示ししてします。これは2022年の漁獲量ですから、これはそういったものではありません。

○参加者 ちょっとますます分からなくなってきましたんですけど、これ、どういう計算でそういうふうになるんですかね。

○船本副部長 11ページの表を見ていただきたいんですけども、下の表です。この漁獲量の表なんですけれども、この2022年の5.3万トンというのは、これはもう既に資源量推定などで求めてしまった値なんです。もう完全に求められてしまった値、実績値。

○参加者 どのような内容で決まるんですかね。

○船本副部長 これは2022年までのデータを基に2022年までの資源量を推定するっていうのが、まず1つの第一ステップなんです。そして2023年以降に関しては、これは今まだ我々としてデータ持っていないので、2023年以降は将来予測ということで、まだないものを科学的に予測していくというかたちになります。

○参加者 先ほど何か23年の時は、何か後々困るから何か減らしたんだって言ってたんですけど、その辺の因果関係というか、何がどうなってるのかがちょっと分からないんですけど。

○船本副部長 これ、2022年の5万3,000トンっていうのは、もうこれは確定値といいますか、もう既に求まっているやつなのでそのとおりということで、2023年以降がについて未知の部分として予測していくんですけども、その未知の部分を予測する上で、基本的に

は漁獲量は平均漁獲量ですから、加入量も平均的な加入量を用いいくんですよ。

ただし、この2023年とか2024年に関しては、2022年とか2021年の加入量が非常に良かったので、そういったものがまだ生き残ってるんですね、2023、2024年にも。そうすると、そういった子たちが漁獲量を増やすような働きをしてくれるので、2023年と2024年に関しましては漁獲量が多くなる。

ただし、これは非常にややこしくて申し訳ないんですけども、2023年に関してはそういったまともな計算をすると6万トンという値になるんですけども、とてもじゃないけど我々が資源評価をやった時には2023年に6万トンっていうのは獲れないだろうというふうに判断したんですね、漁模様も悪かったんです。であれば、大体3万7,000トンぐらいにするのが良いのじゃないかというふうに判断しました。

というのも、これも繰り返しになるんですけども、2023年にたくさん獲ったっていうような仮定を置くと、そこで資源を大幅に減らしてしまうので、2024年以降の、特に大切な2024年の漁獲量ですね、これがABCの候補となりますが、これが低い値になってしまうんですね。ですから、2023年の漁獲量をどうもおかしそうなのに高い値にするっていうことは、我々としてはできない。であれば、3.7万トンっていう、これは過去5年の平均漁獲量なんですけれども、一応この過去5年の平均漁獲量である3.7万トンにしましょうというようなかたちにしたんです。

○参加者 それでは、実際導入されたとしたら、来年は1.0だったら5.3万トンが上限っていうことですか。

○船本副部長 そうです。この2024年に示されてる漁獲量っていうのが、実質的な漁獲量の上限というふうになっていきます。

○参加者 ちなみに、2022年は実際の漁獲量って何万トンだったんですかね。

○船本副部長 これが実際の漁獲量なので、5.3万トンです。

○参加者 2022年の実際の漁獲量は5.3万トンで、2024年の上限も5.3万トンっていうことなんですか。

○船本副部長 これはどの管理の仕方を選ぶかによるんですけども、一番上の管理の仕方を選べば、2024年のABCは5.3万トンと。つまり漁獲していい上限は5.3万トンということになります。

○参加者 それでは、最大で5.3万トンで、例えば0.8が選ばれると4.9万トンになって、2022年ぐらい獲れたとしても、そこまでは獲ることができないっていうことになるんですね。

○船本副部長　そうですね、今、おっしゃってるとおりだと思います。

○参加者　ていうことは、これで、今のとおり、2025年以降とかは変わっていくとは思いますが、今の現状でいうと、もう2022年の漁獲量以上は獲ることはないってことになるんですか、ていうことですね。

○船本副部長　2024年に関してはそうです。

ただ、2025年以降に関しては、申し上げたとおり、今後、この値っていうのは修正されていきますので、どういった値になっていくのかは分からないですね。

○参加者　でも、もうぱっと見た感じ、2020年、22年以上獲れるような形にはならない可能性が高いっていうことですね、これだと。

○船本副部長　それはもう何とも言えないですね。すごくいい加入が、例えば2年間ぱっと出ると、恐らく5.3万トンっていうのは超えてくるとは思いますけれども。

ただ、それでは、そういったいい加入が出るのかって聞かれると、ちょっと我々としては、それに関してはもう保証できませんっていうか、もう分かりませんということしか言えませんので。

○参加者　率直な感想でいうと、2022年が上限っていう感じになると、ちょっと賛成はできないですね。

○船本副部長　2024年の方ですか。

○参加者　数字は変わっていくんでしょうけど、この感じでいくと2022年の5.3万トン以上獲ることはこの先できないような感じはするんです。多分、制限をかけられると思うんで、やっぱりちょっと賛成はできないですね。

○金子所長　先ほど船本副部長から説明があったとおり、今後、加入が2021、22年みたいに高くいけば、これは資料の11ページの2025年以下へのデータも上方に改善されていきます。だから、ちょっとこの資料を一見見ると、2022年でもう実績であった表2のところの5.3万トンっていうものから2022年以降ずっと下降していくような数字に印象持たれると思うんですけども、これは先ほど船本さんから御説明あったとおり、暫定的な参考値なので、毎年資源評価をしてこの表を更新していきます。今後、今年とか来年とか、加入が高くなれば、漁獲が高くなっていくのであれば、2025年の数字も5.3に縛られなくて上方修正されていくというふうに理解してます。ですから、決して5.3がアッパーじゃなくて、上限じゃなくて、可能性としては、高い加入があれば上に数字が上がっていくっていうふうに御理解いただければと思います。ただ、一方で、下がれば下がる可能性もあるので、そ

の点はちょっと明確に、今、この時点では申し上げられないというのが、研究者の方、我々の理解であります。

○参加者 加入が増えるっていうのはいつの時点で分かるんですか。

○船本副部長 例えば2023年の加入がどうかっていうのは、来年度、令和6年度の資源評価の時には分かっています。ですから、もし2023年の漁獲量が良かったとすると、来年度は2025年についてABCを提示することになりますので、いいレベルにもよるんですけども、もしかすると2025年の漁獲量っていうものが早速上方修正されるかもしれないです。

○参加者 これ、実際加入した年より、その次の年に漁獲量の反映がされるっていうことですよね。実際、いる時に獲れなくて、次の年増えても獲れない可能性もあるっていうことですね。

○金子所長 その可能性はありますけども、できる限りタイムリーに現状のカタクチイワシ瀬戸内海系群の資源評価をして、それをすぐ実際のTACの評価、後はその後の県別配分の方に反映させていただいて、皆さんの操業が、支障がないように対応はしてまいりたいというふうに思ってます。

○参加者 分かりました。

○金子所長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて、会場の方、そのほか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一番前の方。

○参加者 やっぱり先ほどの話にあったように、船本さんのこの評価の説明、これは分かりにくい。もう2回聞いてようやく分かりました。要は、この11ページと12ページ目に尽きるんですよね。この β の値も我々の漁獲数、漁獲高を見ながら毎年判断していくということ構わんですよね。ですよね。 β の値、1だとか、0.9だとかいうことですよね。

やっぱり、僕、分からんのは、やっぱりシラスを適用さえしないという、どうしても分からんのですよ、この説明では。今日は、それ、何回やっても同じことの繰り返しになるんで、図とか漫画とか、そういうんで今度分かりやすく説明してほしい。言葉で何回聞いても分からんし納得いかんのですよ。してはいかん、排除するのはいいんですけど、その理由が分からんので、やっぱり地元に戻っても、やっぱりそれを説明する私は義務があるんで、そこんことを分かりやすく。今日はいいです。以上です。

○金子所長 すみません、私行政の立場からかみ砕いてちょっとお話ししたいと思うんで

すが。先ほど船本さんの資料4のP4、4ページ、シート4を御覧いただきたいと思うんですけども、先ほど船本さんが御指摘したとおり、今の研究者の科学的な御判断は、カエリが1とすれば、シラスは100っていう、尾数がですね、やっぱり全然規模が違ってるということになります。ですから、カタクチイワシの漁業の場合、シラスの漁業と、後はその親のカタクチイワシの漁業に分かれてますけども、親の漁業のカタクチイワシを管理する場合、小さいシラスの方を入れてしまうと、親の管理が隠れてしまうわけです。例えば、親の方のカエリが1という状況なので、シラス100に対して、カエリが2倍とか、3倍になっても、小さいシラスの方がいっぱいいるため、尾数で管理していますから、そのカエリの尾数をうまく科学的な資源評価に出せないというような御説明をされてたと思います。

ただ、シラスについては、後ほど次の資料5の方にも改めて御説明をさせていただきたいと思うんですけど、そういった科学的な研究者の御事情があるのに加えて、やっぱりシラスの方も資源評価上では対象としませんけれども、浜回りでも私から御説明したとおり、漁獲圧をもうこれ以上増やさないっていうかたちで管理をしていきたいと思ってまして、それを都道府県の方をお願いして、ちゃんと規則にも明記をさせていただきます。ですから、シラスは数量管理の対象から外れますけども、管理の対象としては、それはちゃんとやるっていうことをまず御理解いただきたいと思います。その上で、大きな親の方の魚を管理すれば、ちゃんとシラスのデータを除いた上で管理すれば、それは親になってまた卵を産みますから、カタクチイワシ全体としてちゃんと管理ができるというような科学的な判断を水産庁はしております。その点だけは御理解をいただければと思います。特に、シラスについては、浜回りして常にどこの浜でも言われて、御指摘を受けたので、細心の注意を払って対応していきたいと思ってますし、ちゃんと漁獲圧を抑えると、シラスについてはですね。そのことはちゃんと規則上も位置づけていきたいと思っていますので、その点は御理解いただければと思います。

その他、会場の方、御質問等ございますでしょうか。

それでは、右側の5列目の方。どうぞ。

○参加者 先ほどから質問あるのと大体同意見なんですけど、まず、このデータの信頼性っていうのがいまいち信用できないっていうのが根本的にあります。

それと、他の方も言われてましたが、何で今TACなんかっていうのが最大の疑問です。一番減った1997年、その当時にこの話が持ち上がったとったら、みんなそうだねとは言ってしまうんです。自然に増えてきて、各浜々でいろんな工夫をして、今シラスを獲るなって、

対象外って言うてますが、うちの地区ではシラスを獲らん目合いにして、シラスが抜ける目合いにして、統数も制限して、それでやってきて、やっと今、水揚げが上がってきてっていう段階なんですよ。それで、今、22年がピークの量ですね、今言ったが、それから下がっていくような計画ですよ、今の感覚で言えば。来年、また水揚げが上がれば別になりますって言うが、言うなら、3年間なら3年間、5年間なら5年間、水産庁の方で出してもらって、このとおりでしたねっていうふうな説得力のあるデータを出して、組合員さんに言ってもらわなきゃ、とてもこんな数字じゃTAC賛成できるわけじゃないじゃないですか。そう思いませんか。もうTACありきでしか思えんですよ。

○金子所長 ありがとうございます。それでは、私から回答をさせていただきます。

特に、船本さんの資料4の6ページをちょっと御覧いただきたいと思うんですけど、水産機構の船本さんの方から図2の漁獲量の推移の御説明もありましたけども、今、御質問者の方が御指摘いただいたとおり、1980年から2000年頃まで、漁獲量が最高で9.3万トンあったのが1.5万トンまで6分の1ぐらいに、この2000年まで激減してしまったわけですね。また、私、この間、浜回りをさせていただいたところ、やっぱり年変動もありまして、各地域によっても同じ瀬戸内海でも獲れるところと獲れないところがあるというふうに皆さんから御指摘を受けて、そういった情報をいただいています。過去においては、こういった1980年から2000年まで、今はかなり安定して獲れてますけど、激減した時期があったわけです。各地域でも年変動があるという状況。

我々はその事実、過去の事実を踏まえまして、この厳しい時に漁獲量の制限を行う話を皆さんにしても到底お話を聞いてもらうことは多分難しいと思いますけど、今、ちょうど安定して、かつ増加してるような傾向があるので、今、こういった、少し皆さんに余裕がある時にTACのお話をさせていただくのが一番適当であるのかなというふうに思ってますし、我々、狙いはこういったTACの管理をすることによって、減少は避けられないかもしれませんが、こんな急激に減少させないと、平準化すると思います。後、各地域においても、資源量が上がれば減る量も多少緩和される可能性があります、魚の水産資源の関係から。そうすると、これまで増減を繰り返して不安定だったのが、皆さんが一定の量を獲ることで減少幅が平準化するので、漁業経営が安定するというのをこのTAC制度に期待してるところであります。なぜ今TACなのかと言われると、我々の答えとしてはそういうお答えになると思います。やっぱり皆さんの今こういった安定した時期にTAC管理を導入した上で、今後のこういった激減に備えると、将来のですね。ということで、

皆さんも後継者いращやと思うんで、その方々にも安定した漁業経営を営んでいただくために、今この時期にTACの導入を図りたいというのが我々の考えであります。

それでは、前、どうぞ。真ん中の2列目。

発言されますか。

どうぞ。すみません。

○参加者 分かるんですよ、余裕がある時にやりやにやいけんちゅうのは。ですが、もう何十、もう20年かぐらいずっと我慢に我慢を重ねてやってきて、今があるんですよ。さっき言われたように、地区地区によって減ってるところもあると。当然そうですよ。ほとんどのところが減ってます。でも、今残ってるところは、それなりに努力をしてやってきたから残ってるんですよ。当然、減ってきたら減らんような努力をするんですよ。それで、TACありきじゃないってということだけを言いよるんです。だから、このデータも本当、後づけのイメージしかない。単年魚のイワシを来年の予測総数だの、もう奇跡に近いようなことをやりよるわけですよ、来年獲れるよとかいうのは。それで、50%、60%っていうような話じゃないですか。そんなことをやるよりも、本当に今から3年間、4年間、本気でデータ取ってもらって、こうでした、これは3年前にこうやって言ったけど、こうでしたねというデータをください。なら皆さん納得すると思うんですよ。

○金子所長 ありがとうございます。今、御指摘の点は、次の資料のところの説明で御説明をさせていただきます。御指摘のとおり、今の船本さんの水産機構でやられてる資源評価は皆さんから出していただいたデータを農林統計で集めて、公式なデータに基づいてますけど、ただ、今回、私、浜回りをさせていただいて、やはり各地域でデータの漁獲報告の漏れとかがあるというふうに考えてます。あと、瀬戸内海の特徴として、食品の加工が多いので、水揚げしたものをそのまま量るんじゃなくて、すぐ加工をしてしまいます。その時の原魚換算のお話ですね。その誤差もちょっと問題っていうか、我々としては認識をしますので、現在の我々が入手できる最良の科学データに基づいて水産機構の船本さんの方で資源評価をしますけども、今後、時間をかけて、TACが全面実施されるまでは、まずデータをしっかりすると。そのことはしっかりやらさせていただきます。それをちょっと後の説明ではさせていただきますので、その点はよろしくお願いします。

それでは、その他の御質問は。よろしいですか。

○参加者 今あった補足ですけど、これ、減っとる時はもう漁業はもうみんな努力して、どないして生き残るかという考えで、うちの方でも隣県と協議会つくっていろいろな取決め

して、もううちぐらい商売しよらへんとかないんちゃうんかないいうぐらい、もう厳しいあれでやっとなるや。今、現実、漁は回復しとるけど、漁獲量は日数が商売せんから確実に昔と比べたら減っとなるや。決められたら、うちらはもう量より質でいっておるから、今度、量決められたら悪い品物だったらほかすようになるんよ。量決められたらもう、上限決められてもうたら。そんなようなこともちょっと考えて、もう上限を決められてもうたら商売しにくくなると思っとなる。それで、sonだけ自分でもう管理してきとるから、何ていうてええんか、さっきの補足じゃないんじやけど、もう目いっぱいのことやってきとるから、もうあんまりTACに入りたあないいうのは本音ですけどね。

○金子所長　ありがとうございます。やっぱり燧灘では長年、香川県さん、愛媛県さん、あと広島県さん、3県で資源回復計画、資源管理計画に基づいて自主的な資源管理に取り組んでおられて、カタクチイワシの資源の維持、増大に貢献されているということは我々十分認識しております。

その点を踏まえて、それで、先ほどの船本さんからの資源評価の御説明のとおり、また、水産庁の永田からも説明したとおり、TAC導入イコール制限をするということではないってということだけは御理解いただいて、資源の状態によっては現状を上回るような、今の漁獲実績を上回るようなTACの設定があり得ることになりますので、あくまでも漁獲量っていう基準をつくって皆さんで資源管理をしていただくという考えでいただいたら、我々としては幸いに思ってます。

それで、私、何度も申し上げているように、今の現状はこの資料4の6ページ目の図2の漁獲量の推移のとおりです。一番底を打って、2000年から、徐々に上がってきて、特に2021年、2022年は更に増加してる傾向があるので、今後、この増加傾向があれば、資源評価とかTACの算定もかなりよくなってくる可能性があります。だから、決して何か皆さんの漁獲を止めるとか、そういった思いでやってるわけではありませんので。

○参加者　イワシ獲りよる身としたら、予測するのはもう漁師でも分からんのやけんな。ほんで、いうたら瀬戸内海でうちの燧灘はちりめんが育たんのですよ。卵は生むんやけど、育たない。県の水産課の人に何で育たんのじゃって言うて、調べてもうても分からんの、原因。この予測出すいうのはかなり難しいと思います。

○加納課長補佐　すみません、ありがとうございます。管理調整課、加納ですけども、私も浜回りお邪魔させていただきまして、皆さんの御意見いろいろお聞かせいただきました。

皆さんの御心配も分かるんですけれども、この資源についてTAC管理導入するっていうことは、今まで皆さん、自主的にやられてきた取組について科学的にもお墨つきをつきさせていただくというか、評価をさせていただきながら取組をやっていきたいっていうことだと思ってますし、皆さんの今までの操業というか、これまでの取組、支障のあるような形に今後ならないように、次の資料で説明をさせていただきますけれども、この資源の実態、そして漁業の実態に合わせた形のTAC管理を導入したいというふうに考えています。一生懸命、この資源のためのTACの在り方っていうのがどういうことなのかっていうのを私どもも考えてまいりましたので、次の資料もぜひお聞きいただいて、また御意見いただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○金子所長 その他、資料4について科学的な資源評価等の御説明がありましたけど、何か会場からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、はい。

○参加者 よろしくお願ひいたします。カタクチイワシにつきましては、日本全国3グループに分けて、瀬戸内海と太平洋と日本海、同じようにステークホルダー会合を開かれています。太平洋と日本海側のカタクチイワシにつきましては、先行して開催されておまして、太平洋側のステークホルダー会合については9月22日も開催されて、なかなか結論が出ずに第3回から、次、第4回というかたちで継続審議というところだと思ってます。

この議論が長引いている要因としましては、カタクチイワシが持っている命が短い、短命だということと、環境の影響を大きく受けるというところと、そもそも漁獲の主体がゼロ歳ということで、なかなかTAC制度に関してTAC管理に馴染まないというところから、漁業者の方々からメリットは何なのかというところでいろいろ反発があり、話が長引いているというふうに印象を受けてまして、これはやっぱり瀬戸内海、住むところが違うとはいっても、同じカタクチイワシなので同様な課題があるというふうに考えてます。

水産庁さんはTACの制度を説明する際には、基本的にはTACの意義、すばらしさというところを大きく出してきていらっしゃるんですけども、やはりこのカタクチイワシ、TACになかなか馴染みくいという、そういった魚種、特性を持っているものについて、やはりこういう課題もありますよというところを漁業者の皆様方共有しながら一緒に議論していくっていう、そういった話の仕方が必要だと思ってまして。

このカタクチイワシの課題についてちょっと当方が一番ポイントと思っていますのが、水産機構さんもこのステークホルダー会合等で発言されておりますけども、やはり将来予

測の難しさっていうところが一番のポイントかなって思ってます。ゼロ歳が漁獲の主体であって、環境の影響を大きく受ける、その将来予測っていうのがTACの基礎となるデータになりますので。

そこでちょっと水産機構さんに教えていただきたいんですけども、この将来予測の難しさっていう部分に関して、カタクチイワシの難しさっていうところで、ちょっと少し深掘りして御説明していただけると幸いです。この参考資料の、すみません、大変恐縮なんですけど、その1の一番最後のページに、この将来予測の何か図面があります。可能であればこの図面に基づいて、ちょっとカタクチイワシの将来予測の難しさについて御説明していただけるとうれしいです。よろしくお願いいたします。

○金子所長 船本さん、よろしいですか。参考1は何ページ目ですか。

○参加者 一番最後の12ページです。

○金子所長 参考1の12ページ目をちょっと御覧いただければと思います。

○船本副部長 ちょっとこれを使えるかどうか分からないんですけども、カタクチイワシの資源評価の難しさ、将来予測の難しさとしては、まず1つは、再生産関係の不確実性が大きいといいますかね。環境の影響を受けますので、将来の加入量を予測する際にも結構な不確実性が入ってきてしまうと。さらに、何ていうんですかね、もうその年にぼんっとゼロ歳として入ってきた魚が、もうそれが漁獲の主たる対象になってくるんですね。ということは、そこが一番求めるのが難しいのに、それが最も主たる対象になってしまうということで、やはり漁獲量、適切な漁獲量って予測するのはやはりなかなか難しいということなんですよ。これがやっぱり年齢が長いやつで、例えば5歳ぐらいまで生きるっていう魚になってくれば、特に、例えば3歳から漁獲されるというようなものに関しましては、1歳でこれぐらいだった、2歳でこれぐらいだった、ようやく3歳でこれぐらいになったけれども、さあ、漁獲開始ということで、ある程度のデータが蓄積されてから漁獲が始まるんですけども、本系群の場合ですと、もういきなりぼんっと入ってきて、それはもう漁獲の主体となると、それはなかなかやっぱり難しいですよ。全くデータのない状況で、それがメインの漁獲対象になってしまうということで。

○参加者 ありがとうございます。それ、ちょっともう少しお聞きしてもよろしいですかね。

この参考資料の1の12ページでいうと、今年が2023年で2024年の将来予測をしようと、そうした場合に、使えるデータは2022年ということで、先ほどそういう説明だったと思う

んですけど、それで間違いないですかね。

○船本副部長 すみません、もう一度お願いしてよろしいですか。

○参加者 すみません。現時点が2023年で、将来予測を2024年、来年の予測しましょうとした場合、使うデータは2022年という理解でよろしいんですかね、将来予測を使うために、出せるために使うデータ、用いるデータっていうのは。

○船本副部長 そうですね、この図というよりは、例えば今年の資源評価ですと、今が2023年なんですけれども、今年の資源評価においては2022年までのデータですね、1年前までのデータを用いて2023年以降は将来予測にしていくと。A B Cは2024年なんです。ですから、よく言われるのが、実際にあったデータからA B Cの年までに1年間入ってしまうんですよね。もっと言うのであれば、A B Cの年からデータまでは2年存在するということで、それは非常にやっぱり不確実性を増してるんじゃないかというふうには言われております。

ちょっとお答えになってませんかね。

○参加者 ですので、2024年を予測するに当たって、2022年のデータを使って2023年を出して、その次に2024年を出すと、そういうことですよ。

○船本副部長 そうです。はい。

○参加者 とすると、2024年の将来予測、この表でいうと、資料4でいうと、最後の平均漁獲量とか、平均親魚量を出したところでいうと。

○金子所長 資料4の11ですね。

○参加者 11ですかね。

○金子所長 11ページ、資料4の11を皆さんご覧ください。

○参加者 ここでいうと、5.3万トンっていうのがあって、それに基づいて2024年を出されると、そういったイメージ。

○船本副部長 そうですね。2022年のデータから2年進めて、2年間進めた将来予測をすることによって、2024年の親魚量とか漁獲量というものを予測してやってるっていう形ですね。

○参加者 ということですね。

○船本副部長 はい。

○参加者 すみません、また参考資料の12ページ、1の12ページに戻っていただきたいんですけども、そうすると、この図面でいいますと、2022年の実際の漁獲量のデータを用い

て、翌年、ゼロ歳が1歳になりますので、翌年の1歳、2歳の親魚量から再生産関係に基づいてゼロ歳を出して、2024年はそのゼロ歳、再生産関係に基づいた2023年のゼロ歳を1歳として、そして2024年のゼロ歳、1歳、2歳はほとんどありませんので、ゼロ歳、1歳を出すと。となると、2024年に出てくるものは再生産関係、先ほど、資料の7ページの再生産関係の図がありますけども、いわゆる予測される平均的な増える力に基づいて出した数量というか、というのが2024年の資源量というか、そういうものになるっていう、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○船本副部長 すみません、もう一度お願いしてよろしいですか。

○参加者 すみません。要するに、2024年のゼロ歳、1歳、漁獲されるメインになる資源量については、再生産関係に基づいて出されたものと。

○船本副部長 そうですね。

○参加者 そういったことですよ。

○船本副部長 はい。

○参加者 となると、資料4の8ページ、すみません、このカタクチイワシの再生産関係の図がありますけども、この水色の線のこういった関係に基づいて求められた加入量に基づいて資源量を出したと、そういった理解っていうことですかね。

○船本副部長 はい、そうです。

○参加者 ですので、カタクチイワシにつきましては、先ほど話がありましたとおり、これはゼロ歳、1歳。すみません、また話戻しますと、この青い線に基づいて出された資源量っていうのが取っていい漁獲量というようなかたちになってきていると思いますので、この平均的な増える力に基づいて2024年の資源量を出したっていうところなんですけど、実際は再生産関係にありますとおり、上にぶれたり下にぶれたりしてしまうと。そういったことから、実際、先ほども話にありました、漁期に入らないと実際このTACの設定が本当に海の中にいるカタクチイワシの資源量を表してるかどうかっていうのが分からないということ、そういった数字っていう理解でよろしいんですかね、この2024年の。

○船本副部長 そうですね、あくまでも平均というものを示していますので、実際に、何というんですかね、推定できてるものではなくて、あくまで予測してるものですので、その精度としてはどれくらいあるのかっていうのは分からないですね。答えになってますかね。

○参加者 そういった部分で、今回、カタクチイワシに関してのTACの今、話でしたけ

ども、実際は先ほど言われたとおり、2歳よりも長い寿命の魚については再生産関係に基づいてゼロ、1歳を求めて、それに加えて、それよりも高い3歳、4歳っていう過去の漁獲データに基づいて出されている資源のデータもあるので、ゼロ、2歳を寿命とするカタクチイワシよりは将来予測の確実性は高まるというところなんですけども、2歳が寿命で漁獲主体がゼロ歳というものについては、将来予測すると再生産関係に基づいてでしか今のところ手法として将来の漁獲量っていうか、TACを算定できないような仕組みになってるので、どうしても漁期に入ってみないと、本当はまだ獲ってもいいカタクチイワシがいるのに、それよりも低いTACを設定するという可能性があるよと、そういった理解でよろしいんですかね。

○船本副部長 ちょっと100%理解してるかどうか分かんないんですけども、個人的には間違いないと思います。おっしゃってるとおりだと思います。

○参加者 特にカタクチイワシについては環境の影響が大きく、この再生産関係の図、8ページの図6にありますとおり、大きなぶれがあるので、そのぶれになかなか対応できていないTACの設定として当初出てきて、それは資源評価の中で限界があるので、それを補正するに当たっては資源管理の方で引き取って何かしらの補正をしないと、今年はたくさん海の中にイワシがいるのにTACがそれに対応してないので獲れないとか、逆に、イワシがあんまり湧いてないけども、TACが再生産関係に基づいて平均的な増える力を出すので、実際にいるイワシの量よりも多く獲ってもいいようなTACの設定になる可能性が、ほかの魚に比べて、2歳を寿命とするカタクチイワシについては高くなる可能性があるよと、そういった認識でよろしいでしょうか。

○船本副部長 そうですね、また繰り返しなんで100%理解してるか分かんないですけども、将来予測に関しましては基本的に平均的なものを示しますので、それはあくまで平均的なものですので、例えば、もし環境がよければ、そういった平均的なものよりも実際多いものが出てくるでしょうし、ただし、環境が悪ければもっと悪いものが出てくるでしょうし、そこら辺に関しては分からないので平均的なものを適用していますけれども、実際にはその平均的なものが出てくる可能性の方が多分低いと思いますので、そういったずれっていうものは生じているというふうに思います。

○参加者 ちょっと繰り返しになりますけども、カタクチイワシ、2歳を寿命として漁獲主体がゼロ歳、1歳、そのものについては、平均的な増える力だけで将来予測をするような形で、今、方法としてそれしかないの、寿命がある程度長いほかの魚に比べて、将来

予測の精度は低くなる傾向、実際の海にいる魚よりもぶれる傾向が高いという、そういった理解でよろしいですかね。

○船本副部長　そうですね、漁獲対象、メイン対象がゼロ歳ということは、先ほどおっしゃったように、まさに再生産関係から求めたものっていうのがメインの漁獲対象になっていくということになりますので、そういった意味では、もっと年齢が長い、情報を蓄積していけるような魚種に比べて、精度っていうものはどうしても低くなるっていうのはそのとおりだと思います。

○永田資源管理推進室長　すみません、管理の方から補足させていただいていいですか。

今おっしゃったとおり、カタクチイワシの資源の特性から、ほかの資源と比べても難しいところがあるのはおっしゃるとおりかと思います。これ、この後、資料5で御説明する内容になってくるんですけれども、そういった資源の特性ですとか、資源評価の不確実性も考慮して、実際、海の中には当初の評価で出てきたものよりも魚が多くいて、もっと獲っていい状況であるのにTACが非常に少ないような場合、獲っていいものまで獲るなどということにならないような柔軟な運用を考えていますし、これは今ある程度こういうものというのに加えて、今後、この後また説明するステップアップの期間の中でも、強制的な規定が働かない期間の中において、そういった工夫というものを皆さんと考えていって、このやり方を進めていければと思っています。詳しい話はまた後で説明することになってます。

○金子所長　よろしいでしょうか。

それでは、会場の方は他に質問等ございますか。若干ちょっと時間がかなり押してしまっているのですが、できればウェブの方の参加者の皆さんの御質問を受けたいと思うんですけれども、オンラインの、ウェブの参加者の皆さんで御質問等ございますか。手を挙げるボタンを押してもらるか、チャットでお知らせいただければと思いますが。よろしいですか。

それでは、それではちょっと時間が押してることもあって、もし御質問があれば、次の資料5の方で挙手をお願いします。その時に質問についてはお受けしたいと思います。

それで、もう12時近くになりましたけども、資料5なんですけども、見ていただきたいと思います。その説明の方だけをまず午前中まで終えて、その後お昼休みしたいと思います。

それでは、瀬戸内海漁業調整事務所の資源課長の中村さんに説明をお願いします。

○中村資源課長　瀬戸内海漁業調整事務所の中村と申します。

それでは、私の方から、第1回資源管理方針に関する検討会の指摘事項について御説明いたします。資料の5を御覧ください。

こちら、資料の5をめくっていただきますと、表紙の裏面に目次があります。

その次のページ、スライド1ですが、指摘事項を整理しております。スライド1の方を御覧ください。これまで皆様から御指摘いただいた事項を、(1)資源管理について、それと(2)漁獲等の報告について、そして、(3)その他の3つに整理しております。その次のスライド以降で、それぞれに対する回答、対応の方向を記載しておりますので、順に御説明したいと思います。

それでは、次、スライドの2を御覧ください。まず、(1)の資源管理についての①カタクチイワシ瀬戸内海系群にTAC管理を導入した場合のメリット・デメリットを教えてくださいとの御指摘です。

まず、1として、一般的にMSYベースのTAC管理は、MSYを達成する資源量の水準を維持し、または回復させることを目標として管理することで、中長期的に資源を有効活用しながら、将来にわたって安定的に漁業を営むことを目的として導入するものであり、カタクチイワシ瀬戸内海系群についてもこの目的のため、導入を検討しているものです。

また、2としまして、本系群は、湾、灘ごと等でそれぞれの地域の状況に応じた自主的な資源管理の取組が行われていますが、特にTAC管理の導入により瀬戸内海全体で科学的根拠に基づく共通の目標をつくり、その同じ目標に向かって関係者全員で数量という同一の指標により資源管理に取り組むといったことが可能になります。

また、3としまして、現在検討しているTAC管理は、湾や灘ごとに実施されている資源管理の取組の継続を前提としていますが、先ほど申し上げたような共通の目標と同一の数量という指標によるTAC管理が定着した際には、現在行われている自主的な資源管理の取組を改善または見直しするといったことが可能となり、操業の自由度を増すことでより安全に低コストで操業できるようになるといったことや、科学的根拠に基づく数量管理などの資源管理に取り組んでいることを対外的に消費者や流通業者にPRし、漁獲物の付加価値を高めていくといったようなことも考えられます。

また、一方で、4にありますとおり、TAC管理を導入すると、漁獲量やTACや配分量などの上限に達することで操業が停止するといったことや、漁獲実績に基づいてTACを配分する場合、いわゆる脂イワシなどの質の悪い魚の漁獲を控えることによって漁獲実績が上がらず、次の年の配分が減ってしまうといった可能性があります。前者の操業が

停止するといったことにつきましては、獲りすぎを防いで資源を維持・回復させるというのがTAC管理の目的でありますので、この点については御理解をお願いしたいとともに、漁場形成の変動や想定外の来遊等があった際には過剰な規制とならないよう、後ほどの項目で御説明するような柔軟なTAC管理の運用を検討していくこととしております。また、脂イワシ等の質の悪い魚の取り控えによる漁獲実績が上がらないことによる配分量の減少につきましては、当初配分による工夫や、これも後ほどの項目で御説明しますが、県間融通を行った側がメリットを得られるような措置等を検討してまいります。

次のスライド3の参考の1ですが、先ほど御説明したメリットの1点目として、水産資源をベストの状態をキープしながら管理することが可能となるTAC管理のイメージ図を示したものです。次のスライド4の参考の2なのですが、こちらにつきましては、TAC管理の導入により操業の自由度が向上するといったことや、漁獲物の販売先の確保及び付加価値の向上が図れるといったメリットが期待できることを説明した資料になります。

続きまして、スライドの5を御覧ください。こちらで御説明するスライド5からスライド9は、特に皆様が御関心のあるTAC管理のポイントだと考えております。②TAC管理の手法や内容について具体的に提示すべきとの御指摘についてです。TAC管理の手法や内容の詳細につきましては、今後、各地域の関係者の皆さんと議論し決定していくこととなりますが、ここでは例えばここにあります（ア）から（オ）のような仮定の上での具体的なTAC管理の運用イメージをお示ししています。ただし、ここでお示ししてる数値につきましては、現時点での（ア）から（オ）のような過程を前提に算出したものですので、今後、実際にTAC管理を行う場合には必ずしもこのとおりとならないことについてはあらかじめ御承知ください。関係府県への配分枠を算出するに当たりまして、先ほど水産機構から説明のあった資料4にも記載されているとおり、（ア）の2024年からTAC管理を導入すること、また、（イ）2034年に親魚量が4.3万トンを上回る確率が50%を超える漁獲シナリオとして β イコール0.8を採用すること。この2つの前提により瀬戸内海系群全体の2024年のTACは4万9,000トンになります。そこから各府県へ配分することになりますが、配分量は（ウ）のとおり令和元年から令和3年までの3か年の漁獲シェアを採用し、シェアの80%を構成する上位府県につきましては数量明示、それ以外は現行水準という形で配分されることとなります。漁獲シェアにつきましては、左下に参考漁獲シェア表というものがありますが、これが各府県の平均漁獲実績割合を示したものです。赤色の太枠で囲んだところが令和元年から3年の3か年平均の割合です。また、（エ）としまして2024

年のT A Cの数量4万9,000トンから国が留保として1割を確保するとともに、(オ)として府県へのT A C配分においても国の留保から追加配分や府県間融通等の柔軟な運用も導入することとしております。

このような(ア)から(オ)までの前提条件を踏まえた場合の各府県へのT A C配分枠の具体的な数値は次のスライド6のとおりとなります。スライド6を御覧ください。ここで赤字で示している府県につきましては漁獲量が上位80%に入り、数量明示での配分となりまして、その他は現行水準での配分となります。

そして、その次のスライド7ですが、こちらT A C管理の柔軟な運用を説明したイメージ図になります。漁獲量が積み上がり配分がいっぱいになりそうな場合は、まずは国の留保枠からの追加配分を行い、留保枠の追加、そういった留保枠の追加配分で対応し切れないといった場合は、他府県からの府県間融通を行います。それでもなお対応できないといった場合は翌年度からの繰入れといったことも検討してまいります。なお、国の留保枠からの配分につきましては、次のスライド8の方にそのイメージをお示ししております。事前に機械的に、かつ迅速的に配分、迅速に配分する一定のルールを決めて運用いたします。また、浜回りを行っている中で府県間融通については、現実的ではないという御指摘もありましたが、その次のスライド9にありますとおり、他のマイワシ等の系群等では既に都道府県間融通が実施されておまして、国の留保枠による追加配分を含め実績がございます。

次に、スライド10を御覧ください。③T A C管理の柔軟な運用における府県間での融通について説明すべきとの御指摘につきましては、1にありますとおり、府県間におかれては基本的に当初に配分された府県配分枠の数量の遵守をお願いするものですが、漁場形成の変動や想定外の来遊等があったりすることから、柔軟な運用の1つとして府県間の融通の仕組みがあります。ただし、2のとおり、府県間で融通を行う場合には関係する府県間で直接調整を行っていただくことは基本ですが、その調整が難しい場合には神戸にあり瀬戸内海沿岸での全ての地域に迅速に赴き、対応することが可能な当事務所が仲介することによりまして、適正かつ円滑に府県間が運用されるよう対応したいと考えております。また、3のとおり、融通の取組を促進するため他府県へ融通した府県については、その量に応じた分をその府県の漁獲実績としてみなす等の府県間融通を促進するといった対応も検討いたします。なお、また、米印で書いてありますとおり、府県配分分は数量を明示されず現行水準となっている場合には目安となる数量を設定することになりますが、ここでこ

れは漁獲能力量を現状以下に設定いただくための目安となる数値となりますので府県間融通の対象にはなりません。

次に、スライド11を御覧ください。④国から配分された府県配分量または同一府県内漁業種類別の配分量の上限に漁獲量が達したらすぐに採捕停止命令が発せられるのかとの御照会についてですが、1のとおりTAC管理は獲り過ぎを防ぎ資源を維持、回復させるための制度ですので、漁獲量がTAC配分や配分量の上限に達した場合には採捕停止命令等の措置を取る必要がありますが、各管理区分において漁獲実績や漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合、採捕停止命令が発せられる前に必要な助言、指導または勧告が行われます。また、2のとおり、他方で漁獲量は漁場形成の変動や想定外の来遊などによって配分が上限に近づいてしまうことがありますので、そういった理由で採捕停止となることがないよう、先ほどのスライド7にも記載していましたように国の留保枠からの配分、府県間融通に加えまして翌年度からの繰入れといった柔軟な運用も検討しております。なお、3のとおり本件につきましては、TAC管理導入当初の柔軟な運用としてステップアップ管理を導入することを想定しておりまして、後ほど資料6の方で詳細を御説明しますが、ステップ1及び2の当初の3年間においては採捕停止命令は行わないこととしております。また、4のとおり、府県内での配分枠の運用につきましては、各府県において検討、決定することとなりますので、その府県内の実情に応じた運用となりますよう関係者間での積極的な検討をお願いいたします。

次のスライド12を御覧ください。⑤配分を考える際に自主的な管理措置について考慮すべき。また、イリコを生産する漁業の場合、質の悪いカタクチイワシは漁獲せず漁獲実績も低くなる。仮にTAC管理となった場合、漁獲実績を積み上げるために無理に漁獲しようとする可能性があり、資源管理の面でも本末転倒ではないかとの御指摘も頂戴しております。1のとおり、配分については単純に直近の漁獲実績のみによらない方法で検討することも可能ですが、一方で自主的な資源管理措置は湾、灘や各府県により様々であり、関係者間で公平間のある配分ができるよう関係者の皆様からお知恵をいただきながら検討する必要があります。また、漁獲枠の確保を目的に必要以上に漁獲実績を積み積み上げるような漁獲を強いられないように他府県への漁獲枠を融通した府県につきましては、流通した量に応じた分をその府県の漁獲実績とみなして翌年以降、府県配分量に影響が出ないよう配慮するという対応も検討してまいります。

次の⑥ですが、TAC管理の対象範囲を明確に説明すべきというような御指摘です。本

県のTAC管理の対象につきましては、他のカタクチイワシ系群と同様に「カエリ以上」といたします。具体的な定義として、こちらの他のカタクチイワシ系群と同様に「体色が銀色のもの」とすることを想定しております。

次、スライド13を御覧ください。⑦シラスを管理の対象としないことについて説明すべきとの御指摘です。1のとおり、瀬戸内海全域はカタクチイワシの親魚に比べて圧倒的に多くの卵や仔魚が多く、これらの時期では、初期減耗と呼ばれる環境の変化によって死亡率が大きく変化すると考えられることから、現時点においてシラスを含めた形でのMSYの算定などは困難との結論に至りました。また、先ほど資料4に関する水産機構からの説明のとおり、シラスはカエリ以上のカタクチイワシに比べて漁獲尾数も非常に多いことから、これを資源評価に含めると評価の不確実性が大幅に高まることにもなります。これらに加え科学的にシラスに対する現状の漁獲圧が続くことを前提に、カエリ以上のカタクチイワシの漁獲をコントロールすることでカタクチイワシの資源管理の効果が見込まれると評価しております。

以上のことから現時点においては、シラスに対する現状の漁獲圧が続くことを前提にカエリ以上のカタクチイワシをTAC管理の対象とするといったことが妥当であると考えております。また、2のとおり、シラスについては、シラスに対する現状の漁獲圧が続くことを確保するために資源管理方針に「シラスを漁獲対象とする漁業について、シラスに対する漁獲努力量を現状より増加させないように努めるもの」を規定し、必要に応じて漁業法に基づく措置を講じることを考えております。

次のスライド14を御覧ください。⑧MSYベースの資源評価を過去にも実施していた場合、どのような評価になっていたか。過去10年程度示してほしいという御照会です。1と2のとおりMSYベースの資源評価を行うためにはどのような再生産環境を適用するかなど、その都度、研究機関全体で検討する事項が多く存在するため、過去に遡ってMSYベースの資源評価を実施した場合の結果を現時点でお示しするといったことはできませんが、例えば神戸チャートにおいて漁獲圧の比が1より大きかった年につきましては漁獲を抑制する必要があったということが考えられます。なお、3と4のとおり、MSYベースの資源評価に移行した2022年以降の結果につきましては、本年度の資源評価報告書にも示されております。また、2024年からカタクチイワシ瀬戸内海系群にTAC管理を導入した場合、先ほど御説明したスライド5の前提条件での配分のイメージはこの資料のスライド6のとおりとなります。

次に、スライド15を御覧ください。(2)の漁獲等の報告についてですが、①の漁獲報告電子化予算の内容について説明すべきという御指摘です。1のとおり関係予算につきましては、漁獲情報デジタル化推進事業によりましてTAC報告にも対応できるよう漁協販売システム改修等の支援を行いまして、令和4年度までにはほぼ全ての都道府県で取組が完了しております。2のとおり令和5年度につきましては、取組が残っている数県では、県検査事業や他の補助金等の活用も含めまして必要とされる仕様等について個別に対応しているところです。また、これまでに3に記載してあります交付金を活用し、都道府県のシステム改修は実施された例があると承知しておりまして、その下に記載の水産庁事業など活用できる可能性がある事業をお示ししておりますが、他にも活用できる可能性がある事業につきましては府県にお知らせしてまいります。

次にスライド16を御覧ください。②換算係数について、実態把握及びその扱いについて説明すべきとの御指摘です。1のとおり、漁獲後すぐに加工する場合など漁獲時に原魚の漁獲量の把握が困難な場合については、製品重量などから原魚重量に換算したものを漁獲量とすることになります。その換算係数につきましては、第1回ステークホルダー会合直後の本年6月に現在使用されている数値について関係府県に調査しましたところ、この下の表のとおりとなりました。2にありますとおり、これら過去から使用してきた数字が基本になると考えておりますが、今後より詳細な各地域の実態把握を進めまして、新たに客観的な根拠に基づく換算係数の提案があった場合や、相対的に見て根拠の乏しい換算係数が判明したといった場合には関係府県で公平な取扱いとなるよう対応を検討してまいります。

次、スライド17を御覧ください。同じく漁獲等の報告に関する御指摘になりますが、③生き餌向け漁獲について、これまでへい死分を報告していなかったが、過去の統計情報を修正できるか。また、今後どのようにして生き餌向けの漁獲量を適正に把握していくのかという御照会と、④の自由漁業などこれまでの統計では把握できなかった漁獲量があるのではないかという御照会です。1のとおり生き餌向け漁獲に関するへい死分など、これまで報告が行われていなかったものにつきましては、修正内容にかかる報告の信憑性を確保するといったことは難しいことから、過去に遡って当該漁獲量の情報データを修正するといったことは適当でないと考えております。本系群では一部の地域において生き餌向けの漁獲量が今後も継続していくと考えられますので、ステップアップの期間を活用して当該地域の実態把握を行うことで、より正確な報告となるような方法を関係者の皆様と一緒に

検討してまいります。また、2のとおり、自由漁業につきましては、農林水産統計の調査により一定程度把握されていたものと思いますが、今後、関係府県と協力しステップアップ期間を活用しまして、より高い精度で漁獲量を把握できる方策を皆様と一緒に検討していきますので御協力をお願いいたします。

スライド18ですが、こちらは各種統計調査の情報収集の流れを示した参考資料になります。

スライド19を御覧ください。(3)のその他ですが、①瀬戸内海における栄養塩等に関する環境改善について検討すべきというものです。1のとおり、瀬戸内海における栄養塩管理につきましては、瀬戸内海環境保全特措法に基づきまして関係各県が各湾灘における栄養塩類管理制度の協議及び運用を始めておりまして、水産庁においてもこれらの取組を支援すべく研究機関と連携し、栄養塩類と水産資源の関係に関する調査であったり、栄養塩類の供給技術の開発等を行っております。ついては2のとおり、引き続き栄養塩類管理制度を所管する環境省との関係省庁や関係機関と連携し、瀬戸内海の栄養塩類に関する環境改善に努めてまいります。資料5についての説明は以上になります。

続きまして、資料6、TAC管理のステップアップの考え方について御説明いたします。資料6を御覧ください。TAC管理のステップアップにつきましては、第1回ステークホルダー会合でも説明をしておりますが、そのお示ししたもののから幾つか見直しを行ったところもありますので、改めて御説明をいたします。

まず、上の囲いの中の1つ目としまして、カタクチイワシ瀬戸内海系群を含め新たなTAC魚種につきましては、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上でTAC管理導入当初は柔軟な運営とし、課題解決を図りながら段階的に順次、実施するステップアップ管理を導入します。2つ目としまして、ステップアップ管理の考え方及びスケジュールは、資源管理方針に規定し、具体的には以下3つのステップに分けて通常のTAC管理に向けたプロセスを確実に実施することといたします。3つ目としまして、ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合にステップ3へ移行いたします。このためステップ3に移行する前にはステークホルダー会合を開催して、ステップ2までに起きる取組状況等について意見交換を実施いたします。なお、このステップ1、2の実施期間につきましては3年間を想定しております。

下の表を御覧ください。ステップ1の段階からカタクチイワシ瀬戸内海系群を漁業法に基づく特定水産資源に指定します。これによりましてTAC報告が法的に義務化されるこ

とでこの段階において関係府県の漁獲量報告体制を効率的かつ効果的に整理していくことが可能になります。その後、ステップ1から2へ移行する前にTAC意見交換会を開催しまして、また、水産政策審議会に諮問した上でステップ2へ移行し、ステップ2においてステップ1の取組に、ステップ2においてはステップ1の取組に加え関係府県への配分の試行や、ステップ3に向け管理の運用の検討や試行を行うことになります。そして、ステップ2からステップ3への移行では、先ほども説明いたしましたとおり、ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合にステップ3に移行することとしておりまして、この時にステークホルダー会合を開催し、水産政策審議会へ諮問することになります。また、表の上の部分、1年目、2年目、3年目のところをピンク色の括弧で括ってありますが、ステップ1及び2を経てステップ3へ移行するまでの期間はおおむね3年間を要すると想定しております。この3年間で課題解決に十分な進展が得られることを目指しますが、もし得られない場合は、期間の延長も含めさらなる課題解決のための取組について皆様と検討していきたいと思っております。

資料の裏面を御覧ください。ステップアップ管理の具体的な内容を説明した資料です。一番左の欄の中ほどのTACの配分及び漁獲が積み上がった場合の対応のステップ1及びステップ2の部分の御覧ください。ステップ1の段階では、TAC配分は実質的に国の一括管理として具体的な府県への配分額の数量設定は行わないこと。ただし、府県に対して具体的な管理を行うための参考となる数値を提示することになります。また、漁獲が積み上がった場合の対応としましては、採捕停止命令は行いません。ステップ2の段階におきましてもTAC配分は府県への配分の施行を実施するのみとなります。また、この段階におきましても、漁獲が積み上がった場合の対応としましては、採捕停止命令は行いません。また、最後に、その下の米印の2に記載していますとおり、ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進に当たりましては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で着実に実行したいと考えております。資料6の説明は以上になります。

○金子所長 ありがとうございます。これまでのステークホルダー会合とか、浜回り説明会で皆さんから御指摘とか御質問を受けた事項を書面においてまとめたものがこの資料5になります。特に皆さん御関心があるのは、多分この資料5の5ページ目から9ページ目にかけてで、TAC管理の手法や内容について具体的に提示すべきという御質問に対して答えた内容であります。これらが多分、皆さんが水産庁が考えている数量管理を行うTAC制度についてイメージを共有していただくための当方の回答になります。特に6ペー

ジ目、シート6が先ほど水産機構の船本さんから資源評価を行っていただきましたけど、 β を0.8として2024年のTACを4万9,000トンに設定するというお話がありましたけど、それを前提にして過去の各関係府県の漁獲実績を踏まえた配分を行うとこのシートの6になります。これが正に今後、瀬戸内海においてTAC管理を実施していく時の皆さんがイメージできる資料となりますので、特にこの部分をちょっともう1回見直していただければと思います。同じくこの資料の19ページまで質問に対しての回答がありますので、この部分をちょっとお昼休みでもう1回見直していただければと思います。

それでは、時間を押してしまいまして大変恐縮でありますけども、ここで一旦、昼食を挟みたいと思います。再開は1時間後の1時半から再開しますので、またこちらの会場の方にお集まりいただければと思います。

それで、再会した際には、中村の方から説明した資料5及び6の質疑応答から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、一旦お昼休憩に入ります。よろしくお願いします。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

○金子所長 それでは時間となりましたので、検討会の午後の部を再開したいと思います。

お昼までの間に、水産庁の方から資料5の第1回資源管理方針に関する検討会等の指摘事項についてというものと、資料6のTAC管理のステップアップの考え方という、この2つの資料を御説明させていただきました。この2つの資料についてですね、皆さんからの御質問等をお受けしたいと思います。

それでは、まず最初に会場の方の参加者の皆さんからの御質問を。

それでは、まずは一番前の方。

○参加者

大体、資料5の説明を聞いてですね、もうその保留分の配分の件とかまあ融通とか、こういうのもう具体的な話が出てきてるので、ある程度もうロードマップはできとんかなという感じがしました。それでですね、それでこのステップアップの資料6なんですけどね、やっぱ中村さんの方から話があったんですけど、やっぱ漁業者の理解を得て、協力を得てですね、ただ、漁業者だけでなくですね、これ例えば県漁連とか県漁協とかいうのは販売事業、当然やってますのでね、そこら辺、職員の雇用もあるんでやっぱすごく影響するということもあって、その辺の利害関係者の理解も得て、全員の利害関係者の理解を得て

前に進んでほしいということをまず言ってほしいと言われてきました。それで、やっぱり期限がやっぱり3年間想定とかそういうんじゃないくて、中村さんの話もあったけど延長もありうるし、最悪の場合、中断や中止もありうるということも視野に入れてこの事業を前に進めてほしいということを申し上げておきます。

○金子所長 ありがとうございます。

まず、1点目ですけども、そのステップアップの資料6のところ、やっぱりカタクチイワシ、いろいろ加工とかしますんで、漁業関係の皆さんもいろいろ加工の事業、販売事業に携わっているんで、そういった利害の関係者についても了解を得た上で前を進んで欲しいという御指摘だったと思いますけど、正にこの資料6に書いてあるとおりですね、我々はこの特に裏面ですね、ちょっと小さいですけども、下の方の米印の2に書いてあるとおり、関係する漁業者の理解と協力を得た上で着実に実行するというふうに考えてまして、最初の表面のところでも、そのステップアップ1からステップアップ2に上がる時にはそのまま行くんじゃないくて、このTAC意見交換会とか水産政策審議会をちゃんと通します。それで、ステップ2からステップ3に行く時も、このステークホルダーをもう1回、開催して皆さんの意見をお伺いします。その際に我々がちゃんとデータとか資源評価の手法なんかを、今回、御指摘いただいた指摘なんかを踏まえて改良して、そういったTAC管理の方策を案としてお示しすることになると思います。そこで皆さんが受け入れられないということであれば、再度またそこで検討するっていうプロセスになりますので、その点は御安心をしていただければと思います。

期限の話ですけども、ここに書いている3年を想定とさせていただいてますけども、やっぱり中々カタクチイワシのTAC管理、難しいところがありますので、皆さんの御了解を得られない場合には当然、期限を伸ばすとかですね、そういったことも我々、今の時点ではもう想定をしてますので、その点もここで申し上げさせていただきます。

それでは、一番後ろの方。

○参加者 すみません、県に今、配分があるんですけど、それを見て多分、県で配分する、その後、漁協に配分する。自分のところには5ヶ統あるんですけど、5ヶ統にどういうふう配分するのがちょっとこれは難し過ぎると思うんですよね。1回もう獲っちゃいけないよって言われた時にその辺のことをちょっと考えてもうちょろるんじゃないかと思うんですが。

○金子所長 御指摘は資料5の6ページのお話だと思います。参考3の具体的な運用のイ

メージのところでは真ん中ぐらいにそのTACというところがありまして、3,528トン进行配分するということで一応イメージの共有として暫定的にこういうふうにお示しさせていたてます。それについては、今後このステップアップのところではやっぱり漁業実態に合わせて、例えばこの3,528トンだとすると、どのように県内では配分するのか。この場合は、私の認識では周防灘と伊予灘に大きく分かれると思います。そこでこの3,528トンを、漁獲実績になるとは思いますが、これまで漁獲実績でのシェアに基づいて大きくその2つの海域に配分するという事になるとは思いますが。かつ、それぞれの灘で5ヶ統、今、5ヶ統というふうにおっしゃいましたけど、その5ヶ統の中でどういうふうに配分するのは、今後、皆さんの漁業経営とか、後は県のお考えとかもお伺いながら決定をしていくということになりますので、そういったかたちで皆さんの御意見を聞きながら県の中での配分をさせていただきたいというふうには考えてます。

○参加者 県の中で、例えばあんたら獲っちゃうんじゃけえもう獲っちゃいけんとかありますよね。漁協の中で揉めるっちゃうか。

○金子所長 基本的に漁獲実績でTACの県配分とかを行いますので、既に獲られてるのであれば、それは当然、配分を受ける権利がありますので。だから、やっぱり公平を期すためには実績をベースにシェアをするっていうのは基本だというふうには考えています。

○参加者 じゃけえ自分とこにも、5ヶ統にもやっぱ獲っちゃうとこ獲ってないところがあるんですけど、そういうの今、何もそういうのは頑張ってくれっていうだけなんじゃけど、あんたは獲ってもええ、こっちはもう獲っちゃいけんよっていうような感じになりやせんかと思うんですけど、それをちょっとできんと思うてそういうことは、と思います。

○金子所長 はい。ただし、その5ヶ統がこれまで積み上げてこられた実績をカバーするようなトン数が付けられますので、現在、その資源状況も良いことを考慮するとですね、そうすると今までどおりの形の操業が5ヶ統で可能になるので、獲っちゃいかんとかいかないとかいう話には先ずならないのかなっていう見込みはあります。かつ、このTAC制度の発展系として漁船別に配分するっていうことも可能になってます。それはもう、我々が今ここでお願いする話ではないですが、各地域の実情に応じて、その方が経営的にも良いと言うのであれば、漁業者の皆さんから県の方に相談していただいて、各地域でその漁船別に配分すると、そうすればもうその数量はその漁船のものなのでいつ獲ってもいいわけですね。それで、魚価が高い時に獲るとか、そういうことが可能になってくるとは思いますが。だから、それが正にこのTAC制度のメリットでありまして、ただ、そこまで行くの

はやっぱり皆さんの合意が必要なので、県別のものを更に漁船別に配分するっていうのはかなり皆さんの協議が必要だと思いますので時間が掛かるかなと思っておりますけど、ただ、それは将来的には実施できる制度になってるってことを御説明をさせていただきたいと思います。

○加納課長補佐 ちょっとごめんなさい、チャット、ウェブの方で最初の質問とこの答えがちょっと聞き取りづらかったということで……。

○金子所長 はい、すいません。ちょっとウェブの方がちょっと私の声が聞き取れなかったみたいで。

一番最初の質問について、やっぱりこのTACのステップアップについては、このカタクチイワシについては加工を多く瀬戸内海ではやられてるので、特に漁協なんかもそういった加工を含めた販売事業をされていると。そういった利害関係者にも十分に配慮してステップアップ管理をしてもらいたいという御指摘がありました。それに対しては、そのとおり我々は認識をしておりますので、ステップアップの資料6に書いてあるとおり、ステップアップに1に入るともう自動的にステップ3に進むのではなくって、ステップ1からステップ2に進む時はTAC意見交換会とか水産政策審議会の了解を取りますし、ステップ2からステップ3に行く時は、このステークホルダー会合をまた開いて皆さんの意見をお伺いしますし、また水産政策審議会にもかけてステップ3に進むということなので、皆さんが受け入れられないような提案をもし水産庁がした場合には皆さんから御意見をいただくことになるので、そこで再検討をしなきゃいけないと思います。いずれにしても、この会合を開いて御意見をいただくわけですから。想定3年って書いてありますが、場合によっては時間かかる場合はもう少し掛かるということも今時点では我々はそういった認識ではおります。

それと、この資料6の裏面の下の方にちょっと小さいですけど、米印2でステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進に当たっては関係する漁業者の理解と協力を得た上で着実に実行して行くということを明記してますので、正に漁業者っていうふうに書いてますけど、漁業者とか漁協の関係者の皆さんにもちゃんと丁寧な御説明を浜回りとかで説明をさせていただきまして、徐々に徐々に進めさせていただきたいというふうに考えております。

○参加者 ちょっと質問なんですけど、伊吹、仁尾の関係でイリコの今年2023年の実績は合計で1,949トンなんですよ、それをイリコの4倍計算で生イワシに直すと7,796トンにな

るんですよ。もう枠が、細かい枠がもういっぱいいっぱいなんですけど。あと今年1軒ちょっと火事の方があって16軒中15軒でこの数なんですよ、7,700。それで、その漁獲高が8,000トンより超えてしまう。現在、漁獲の数量が増加している傾向なので、3年後の多分、漁獲枠が増えると思うんですけど、水産庁さんの言うようにその補填の感じで他県よりの融通とか、次年度の前借り等が本当にできるのかと。

あと、それにしたら他県の方からやっぱり業者さんのことを考えたら、その融通もできないんじゃないかと思うこと。それで前借りを、次年度の前借りをしたとして翌年の漁獲枠が減少するじゃないんですか。

それと、他に、飛ばして3年後のTAC漁獲制度については、それはどこの管理指導になるのか、県単位で管理指導になるのか、その県ごとに指導が違うと思うんですけど、うちの県の話合いの漁獲枠にいっぱいいっぱい近づいてきたらうちの漁協の方に連絡して、制限を要請、お願いしてると思うんですけど、それは可能なんですか。

それと、漁獲制限を超えた時にその地区全体での対応になるのか、これはまた話があったけど、個別のA者、B者に制限の罰則となるのか。もうその制限を超えた場合、罰則はあるのか、それも県単位なのか、それとも個別なのかというような話なんと、あと、その漁獲制限によって生産者もしくは働き手、労働者、組合等の収入減少が起こってくると思うんですけど、その場合、水産庁の方はどういうふうな補填策を考えていらっしゃるんですかね。

それと、すいません、最後に。あとチリメンとやっぱりイリコの関係なんですけど、今ちょっと資料見させていただいたんですけど、やっぱりイリコが減少している時に限ってシラスの取れ高が多いかなと思うんですけど、それはやっぱり関係してないんですかね。以上です。すいません。

○金子所長 ちょっと多くの質問があつて、漏らすかもしれませんが、順番にお答えします。

まず、このシート6は、今年やった資源評価に基づいたTAC、4万9,000トンっていう評価を水産機構に出してもらって、それに基づいた全体のTACと県の配分の資料になります。これについては、先ほど水産機構の船本さんからのご説明があつたとおり、毎年資源評価をしていきますので、そのステップの3の、例えば3年後ですね、順調に行って、その後にもそのステップ3に移る直前に最新の資源評価をするのでそれが反映されるということになります。ですから、この3年間で今ちょうど瀬戸内海のカタクチイワシは資源

がかなりいい状況になっているので、今後どうなるかっていうのは我々も見てみないと分かりませんが、そういったことを考えると数値が上方に改善される可能性がありますし、ただ、一方で、変動が激しいので、翌年また下がる可能性もカタクチイワシにはあると思いますが、ただ、決して悲観するだけではないと、両方の可能性もあるってことだけはちょっと頭の片隅に入れていただきたいと思います。

それで、実績の話として、ここにお示ししてる数字が7,938トンなのでほぼ実績もうギリギリになってるという御指摘だったと思います、今現在において。8,000トンも行くんじゃないかということですけど、今までの隣の参考のところを見てみると、令和3年度においては4,000トンということもあって、かなり変動が激しいのかなというふうにあります。ただ、そういった変動が激しいっていうことは良く理解しておりますので、例えばこの今言われた7,938トンを超えそうな時には、この資料5の中で説明した柔軟な運用を適用しています。それは、まず国の留保量として4,900トンを取っております。TACの10%を留保したというシミュレーションです。ですから、これを使って、もし、8,000トン超える場合には国が柔軟な運用として再配分するっていうことも可能ですし、後は各地域が全て増加するっていうかたちじゃなくて、やはり地域によってかなり変動があり、ある地域は増えてある程度は減っているのでTACの配分を取り残すことが多分出てくるというふうに我々は認識していて、そういった県には県管の融通を我々が責任もって仲介して是非やっていきたいと思います。かつ、それでも県間融通しても足りない場合であれば次年度からの前借りをするようになりますけど、その場合には今おっしゃったとおり、やはり前借りということですから次の次年度は減ることになります、そういう形の制度になります。それが主な1点目の御質問への回答だと思います。

県間融通は本当にできるのかっていうことについては、今、申し上げたとおり、我々、瀬戸内海漁調が神戸にありますので、いつでも瀬戸内海の皆さんのところに1日以内で行けます。これまで長年、他の魚種でも資源管理の取組を一緒にやってきたっていう土壌がある地域でありますので、そういった土壌とか、府県間のコネクションですね、関係者いっぱいいますので、そういったものを使いながら上手く県間融通ができるように対応をしていきたいと思います。

3年後、ステップ3に進んだ時にそのTAC管理主体がどこになるのかというお話ですけども、ここに申し上げたとおり、資源評価とTACの全体量、瀬戸内海ですけども、それを決めるのは国です。その後、漁獲実績に基づいて瀬戸内海で関係府県さんに配分を

行います、実績において。そうなった場合には、やはり県知事から漁船の許可はいただいて操業されていますので、管理は県にあるということになります。ですから、国から一定の配分量を受けた各府県さんは、その中で漁業者の皆さんとか漁協の皆さんの御意見をお聞きしながら、どの地域にこういった形で県配分を行うかとか、今後、進展していくのであれば船ごと配分するっていう話も出てくるとは思いますけども、そういったことを主に調整していただくということを県の方には、お願いしてる段階になります。そういった考えをこのステップアップの3年間でも、県配分したらそれで終わりじゃなくて、我々もちゃんと入って府県さんとも相談しながら、それもいろいろな制度を見ながら決めていきたいと思っていますので、この点、御理解いただければと思います。

○永田資源管理推進室長 配分を超える漁獲があった場合どうなるかということですが、例えば県に分けて、県の中で地域なりに分けてということがあるかもしれないですけども、この県の配分の数量を超える漁獲があったことに対しての直接の罰則が漁業者さんにかかることはなくて、その翌年、超えた分を県の配分から差し引くとか、そういう調整はありますけども、超えたことをもって何か直接ペナルティーがかかることは、船ごとの配分をしている場合は別ですけども、全体として管理していることであればそれはありません。ただ、その超えた時にまだ獲り続けてるという状態があって、それに対してもう採捕停止、それ以上獲らないでくださいというような命令が出た場合に、それでも獲るっていうことがあれば、その漁業者に対しての罰則はあります。数量を超えたことだけの罰則はありません。ただ、超えていることを隠すために報告をしなかったとなると、それに対しての罰則はある。罰則についてはそういう状況です。

○加納課長補佐 あと、シラスと、イリコとかカエリ以上の話ですね、あったかと思うんですけども、実は、第1回目のステークホルダーの方に資源評価の方の資料として入れておまして、今、チリメンが獲れた時にカエリの方が少ないんじゃないかっていうお話があったんだと思うんですけども、その明確な相関関係というか、お互いシラスが多かったらカエリ以上の漁獲量が少なくなったとか、そういった関係性は見られないっていうことで今のところその関係はないっていうふうに考えております。取りあえず、すいません、以上でございます。

○参加者 それで、枠があるじゃないですか、それで超えたとしたらどれぐらいの上限の超え方が、超え方まではいけるんですか。超え方、超えたら補填してくれるんでしょ。その分はどれぐらいの限度が、限度の補填をしてくれるんですか。

○永田資源管理推進室長 追加的な、まず留保ではなくて翌年からのという意味ですかね、今のは。

○参加者 いや、超えた時。

○永田資源管理推進室長 留保からの。

○参加者 留保。国の留保、国の留保。

○永田資源管理推進室長 まず、最初に県に配分した後、漁模様によってどこに多く獲れるかっていうのがあるので、国が留保を持っていて留保から追加します。それでも超えた場合にどうなるか。

○参加者 どれぐらいまでの範囲が。

○永田資源管理推進室長 先ほどの超えるという時のいわゆる前借りがどのくらいできるかについてはですね、資源に影響がどのくらいあるかということを科学的な面から検証しなければいけないので、何%ぐらい前借りできるかというのは、今後、研究機関とも相談しながらそこは決めていくことになります。

すみません、あと1点、答え漏らして。収入が減少した時のその補填というか、その対策ですけれども、基本的には資源管理に取り組んでいる方のその収入の減少部分については、現状、収入安定対策というところがまずあるわけですが、仮に今後、今そこまですごくこのカタクチイワシの漁獲を今より減らすとか、抑えていただくことには当面はならないと思うんですけれども、そうしたすごく抑えなければ資源が回復しないというような状況になってきた場合にはですね、どの程度の漁獲の抑え方が必要だとか、どういうところに影響が出るかというのもよく考えて、そこを見極めて、それに対する支援も考えていく必要があると思っています。

○金子所長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次、何か御質問。それでは、前の2列目の方。

○参加者 すいません、何点かあるんですけれども、今、出ております、資料5のページ6、具体的なイメージということで示していただいておりますが、今、示していただいているのが令和3年度の実績と対比していただいて、これであれば β が0.8で設定した場合はこれまでと同様、通常の操業しても数量オーバーしないように見えますと感じますが、令和4年度は漁獲が多かったということがありますので、それでは、令和4年度と対比するとどれぐらいの数字になるのかが今、分かれば教えていただきたいというのが1点。

次がですね、先ほど漁獲の実績が積み上がった際の対応として繰り返し質問されており

ますが、まずは国からの留保分から配分されて他県からの融通とか、翌年度からの繰入れとありますけど、この対応のスピードはどれぐらいのものなのかをちょっと教えていただけたらなと。例えば1日で決まりますよとか、2日で決まりますよと、また、1週間ぐらいかかりますよというのが、本県の地域では漁期が2か月程度のところがありますので、あまり時間をかけられると操業ができなくなってしまうので、そこがどれぐらいかかる見込みなのかを教えていただきたいと。そこがちょっと分からないようであれば経営に非常に厳しくなってくるなというのが2点。

3点目としては、これも先ほど回答もありましたけれども、配分の上限に達して操業ができなくなった場合、今は収入安定対策で漁業共済とか積立てぶらすがあると思うんですけども、これ本県に所長さんとかが来られたにも同じように質問させていただきましたが、連続して15日以上休んでしまうと制度上、補填が発動されないということがありますが、どちらかというこれはもう漁獲上限に達しないから操業できないということになると思うので、そこら辺を勘案した上で制度設計の見直しを水産庁さんの方から申し出てもらえるのかどうなのか、これが3点目。

資料6の件ですけれども、TACの管理のステップアップの考え方ですが、こちらカタチイワシの太平洋系群の時にも言われてましたけれども、このステップアップをすること自体が特定水産資源として指定されることから始まるので、皆さんTACありきで進んでいくということがあって、多分このステップアップも太平洋系群の時も非常に難色を示されてたんじゃないかなと思うんですよ。午前中にありましたように、このTACに特定水産資源として決めてしまうのではなくて、取りあえず3年間このTACの魚種指定ではなくて、やってみようという方向性で行くことはできないのかというところが4点目ですね。

ごめんなさい、資料5の、これはちょっと興味本位で聞くんですけども、資料5の5ページ目なんですけれども、参考の漁獲シェアの表があるんですけども、こちらこの赤字で囲まれてるところの令和1年から令和3年のところのシェア数字が6ページ目に書いてあると思うんですけど、これはあくまでも興味で聞くんですが、香川県さんとかずっと平成27年から29年とかもずっと3か年平均とか5か年平均とかも全部比べても20%を超えていたような状況なんですけど、R1からR3だけの3か年を見ると、18%とえらい下がった数字になるんですけど、これはその県さんが、えらい令和3年の漁獲数量下がってしまったからこんな結果になったということになるんでしょうか。

以上、5点ほど、1つの、最後は興味本位で聞くんですけども、ちょっと教えていただければと思います。

○加納課長補佐 すみません、ありがとうございます。まず、令和4年の比較っていうことなんですけれども、令和4年の統計の確定した数字っていうのが手元にありませんので、申し訳ないんですけども比較ができないので、令和3年度のもので資料を作成させていただいたということでございます。

また、関連して、一番最後の5番目の御質問だったんですけども、5ページ目の、ちょっとすみません、字が小さくて申し訳ないんですけど、右下のところに、府県別の漁獲量の推移っていうことで折れ線のグラフ示させていただいております。これの、赤の濃い色というか、茶色に近いような色が香川県さんのグラフになっておりまして、御指摘いただきましたとおり、令和3年、2年、1年もそうなんですけれども、右肩下がりのような形になっているかと思います。これがゆえに、香川県さんにおかれましては、直近の3年間、R1からR3の平均を取りますと、ちょっと数字としては、割合としては低くなっているという状況でございます。これは、単に既存のTAC魚種でやる場合には直近の3年間を平均として取っていることが多いので、あくまで同じ条件を仮定した場合にこういう数字になりますよということをお示ししたものでありまして、実際に、この資源にTACを導入した場合にどういう漁獲シェアの取り方をするのか。例えば、3か年平均のところを取ってございますけれども、5か年の方で取れば、年による変動というのを軽減することができますので、そういう取り方をしてもいいと思っておりますし、その点につきましては、今後の議論になってくるのかなというふうに思っているところです。

○永田資源管理推進室長 すみません、私の方から、留保からの配分とか、追加のスピード感のことでお答えします。今日の資料5の8ページ、参考5のところを見ていただきましたんですけども、まず、国の留保からの配分で、真ん中、①、②、③と書いてありますが、通常の手続を踏もうとすると、水産政策審議会に諮問するところがあって、さらに都道府県の配分については知事への意見照会、必要な事務手続が法律で定められています。例えば、審議会への諮問につきましては、ここである②とか③は、あらかじめこういう場合にはこういうルールで配分させていただきますということを審議会に諮問して了解をいただしておくということで、そのプロセスを省略するということで現状やっているというケースがあります。例えば、県において漁獲が積み上がってきているので留保からの配分が必要だとか、融通を考える必要があるとか、早めにそういう状況を見ながらうま

く水産庁と連絡を取っていただければ、必ずできるとは申し上げることはできないですけど、例えば、②のケースでも、1日に出した、例としてはあります。だから、ここは、もちろん県庁さんと一緒にどれだけ準備しておくとか、あらかじめルールをどう決めておいて審議会に諮問しておくか、事前の準備が必要ですけども、ここはできる限り短い期間でやってきておりますし、このカタクチの瀬戸内海系群についても、そういうルールをあらかじめ決めておくってことで速やかに配分することは可能になると思います。

あと、TACがいっぱいになって操業が止まった時の共済の免責との関係ですけども、共済本体の部分については、今、いろんなケースがあるので、一概にこうですというところまではできないんですけども、そういった問題意識を持って共済の担当とも話をしているところですので、何もしないということではなくて、どういったやり方ができるのか、どういうルールとできるのか、そこは問題意識持って検討をしているところです。

○参加者 否定はしないんで。

○永田資源管理推進室長 TAC報告については、やはり任意でやっていただくには限界があると思ってまして、しっかりと、特に、なかなかきちっと今漁獲量が把握できてないんじゃないかと問題意識もある中においては、法律に基づく義務ということでしっかりと報告体制をつくっていく必要があると思っています。それは、これまでのところでも申し上げてきて、太平洋でも申し上げたところです。

御存じかもしれませんが、太平洋の方で、今、来年1月からできるところは報告をしてくださいということを申し上げてますが、あれは、特定水産資源に指定しなくてもできるということではなくて、ステークホルダー会合がその取りまとめに至らなかったので、できるところはまずやっていきましょう、できるところから手をつけましょうという趣旨で始めているものです。中には、法律に基づく義務となっていないものを、漁業者さんに報告を求めるという対応は難しい、そこまではできないと言ってる、都道府県の中にはそういったところもあるという状況ですので、やはり、しっかりと情報を集める体制をつくっていくのは、法律に基づく義務とする必要があると思っています。

○金子所長 よろしいですか。

○参加者 それでは、あれですかね。やっぱり国が管理しないと、漁業者はちゃんと報告してくれないというふうに国は思っているということの考え方でよろしいんでしょうか。カタクチイワシの資源回復計画なんかも、愛媛と香川と広島と、平成16年から17年ぐらいから取り組んできました。どちらかというと国主導で取り組んできました。ただ、途中か

ら、地元が管理してくださいということで、国の管理からは、どちらかという、漁業者が自主的に管理をするようになって、また今度、逆に、国がしっかり管理しないといけなくなりましたよってというのは、これ何故なのでしょう。それは、法律が新たな資源管理をするから、これ、必ずTACに移行しないといけないという考え方の下、皆、これをやられるということなんですかね。

○永田資源管理推進室長　そこはですね、今回、おっしゃるとおり、法律改正ありまして、TAC管理、数量管理を基本とするというかたちになりました。法律がそうなったからそうしようというだけではなくて、なぜ法律がそうなったかということと言いますと、やはり、過去二、三十年振り返ってる中で、やはり、全体的に日本の周辺の水産資源の状況どうなってるかという、そこらじゅう、どこ行っても魚がいっぱいいますよねという状況では決してないと思います。皆さん操業されている中で魚が減ってるというのも実感されているところはあるんじゃないかと思います。もちろん、地域によったり、魚種によっては増えてるというものがあるかもしれませんが、全体として見た時にそういうことになっているので、今まで、もうちょっと違う管理をしていればここまで減らなかったんじゃないか、もっと増やせてたんじゃないかという考えが全体としてありますので、その数量管理を基本とするという方向に今回変わったということです。

その数量管理するかどうかもありますけど、それ以上に、やはり、漁獲量、皆さん、個々の業者さんが自分たちの獲ってる漁獲量を意識しながら操業するっていうことは、今後、経営をどうしていくか、経営の改善、安定化を考える上でも、量を意識しながらの操業をしていただくというのは意味があることだと思っています。漁獲量の報告も、そうした中でしっかりとやれる体制をつくっていく必要があると思っています。

○金子所長　よろしいですか。

○参加者　考え方は当然分かります。魚種によっては必ず数量っていうか、適切に資源を管理していかないといけない、保護していかないといけないっていうのは当然分かりますが、ただ、午前中の説明にもありましたように、カタクチイワシの瀬戸内海系群については必ずしも右肩下がりにある状況ではないので、なので、全ての資源についてTAC管理を否定するものでは、私も当然ございません。ただ、カタクチイワシの瀬戸内海系群については、このような状況なので、あえて今する必要があるのかという疑問を差し上げたいということなんです。

○金子所長　今の御指摘については、先ほどの別の方の御質問に対して私が答えましたけ

ど、やはり、過去においては、1980年から2000年にかけてがくんと漁獲量が6分の1に下がったという経緯もありますし、ここの今資源が安定している時に、皆さんとこういったTAC管理について話しするというのは、タイミングがとてもいいかなと思います。

それで、やったからといって、漁獲を、TACを下げるということではないので、それを基準に皆さんに管理していただくというのが我々の目的であって、それで、私は主要なカタクチイワシの漁獲生産地を今回浜回りさせていただきましたけれども、やはり、それぞれ操業の在り方とか、燐灘においては3県で協定をつくって資源管理をやっているところもありますし、その他の地域についても、協定はなくても自主的に週に操業する日数を決めてやっているところもありますし、それでまた比較的自由にやってる方、漁業者の方もいらっしゃる。それぞれ資源管理の対応がばらばらという状況なのかなと。皆さん、前浜の湾灘で操業されているので、そこを中心に見られてますけど、水産機構の研究者から御説明あったとおり、この資源は瀬戸内海で一つであり、一つの資源として変動しているということなので、やはり、今後、将来的にこの資源を有効に活用していくためには、瀬戸内海の関係者皆さんが統一的な基準で公平な環境をつくって資源管理に取り組むということが重要であって、その話をするのが今だというふうに思ってます。今じゃないと、中々この話は皆さんとはできないかなと思いますので、なぜ今かと言われると、そういう理由になるかなというふうに思っています。

会場の皆様、その他に。

それでは、そちらの後ろから3列目の方、どうぞ。

○参加者 すみません、先ほどもお話が少しあったんですけど、資料5の5ページなんですけど、TAC管理の手法や内容についてのところで、(イ)のところで $\beta = 0.8$ を採用するという、先ほど補足の説明でもあったんですけど、ここをにわかに0.8で書かれた理由を一つ教えていただきたい。別に1.0でも良かったんじゃない、0.9でも良かったんじゃないかなと思うんですけど。

それと、(ウ)の方なんですけども、先ほど説明いただきました、令和元年から3年までの3か年の漁獲シェアを採用しということで、これ、仮定という話ではありましたが、この赤枠の中を見ると、うちは18.0と。それで、先ほど所長さんの方からお話もありましたけど、変動が激しい魚種だということで、この3年間をやっばり見るのではなく、もう少し長いスパンで見る必要があるんじゃないかと考えるところであります。

それで、この右の折れ線グラフもなんですけど、これは実績ということで、今、うちの県

の折れ線グラフの紹介いただきましたけど、8,000のところが大体平均ぐらいになっておるかと思います。やはり、この8,000、次のページで見えますと7,938ということで、うちの県の場合超えることも多いんで、やはりこの数字、0.8でなくもう少し高いところで見ていただいた方がいいんでないかというふうに思います。

それで、また、この6ページの令和3年度実績ということで各県書かれておりまして、一部、TACの方が少ないところもありますけど、往々にしてTACの赤字の方がかなり多いということで見受けられます。なので、ここの参考の実績を書くのであれば、もう少し何年か書いて、これ、いかにもTACにしたらくさん上限いけますよ的な見方でないようにしていただいた方が良くないかなというふうな印象を持ちました。

それから、TAC管理をして資源の方が保護できていくのは、これ、当然のことかと思うんですけども、漁業をするというのは、やっぱり、所得向上して経営していくもんですから、たくさんの方を雇ったり、それから、今回、購買品を購買事業で販売したりとか、そういうこともありますので、漁獲の数量が減ることによって、その、組合経営だったり、県漁連の事業だったりにもかなり影響するというのが懸念されます。また、入札で買っていていただく商社の方についても、質がよくって品物が高くなるんだったらいいんですけど、品物が少ないことによって高くなるというようなことになってきますと、やはり、そちらの方々も、大手商社でない小商いという方で入札、参加されとる方もおるんで、やはり、その数量を確保することも大事ではないかというふうに思っております。以上です。

○永田資源管理推進室長 何ていうんですかね、資料5の5ページは、まず、イメージを持っていただくためのもので、仮定をおいてます。 $\beta = 0.8$ としているところは、基本的な提案というか、お勧めというところで $\beta = 0.8$ というのがあるのと、また後の話で出てきますけれども、漁獲シナリオを決める時に、 β の採用の基準として10年後に目標管理基準値を上回る確率が50%以上となるという条件があるので、それを満たしている必要があるんですが、後の資料を見ていただくと、先ほどの評価の資料でもありましたとおり、0.8以下とするとそれはクリアできるで、今ここでは0.8という数字で試算したところです。

その配分の実績シェア、この令和元年から3年の3か年というのは、これも既存のTAC魚種で今配分の基礎としているものがこの考え方なので、それを採用した場合ということで示しております。実際に、都道府県別に配分するのは、ステップ3以降となるわけですが、その配分の仕方として、もうちょっと長い期間の実績をベースとした方がいいんじゃないかとか、その留保の割合をどのくらい取るのがいいのかとか、そういったと

ころは、実際の漁獲状況を見ながら、そのステップ1、2の間で皆さんと議論して、最終的にステップ3に入る前に決めるということを予定しているので、今これで行くところで提案しているわけではないですし、今、ステップ1に入る前にこれを全部決めなければいけないということでもないというところは御理解いただきたいと思います。

6ページ目で、令和3年の実績だけを示していることについてですけれども、何ていうんですかね、収まるいい感じの数字として示したということではなくて、県ごとの実績が分かっている一番新しいデータとしてここを示しているというものです。もうちょっと遡るとどうなるかについては、例えば、令和2年の実績で見ますと、この資源の漁獲量全体が4万1,000トン弱、令和元年だと3万1,500トン、平成30年だと3万8,000トン弱なので、全体としては、例えばTACが4万9,000トンだった場合には、無理なくその中に収まるような実績であったということは、ここで補足させていただきます。

○金子所長 よろしいでしょうか。

○参加者 よろしく願いいたしたいと思います。

○金子所長 そのほか御質問等はございますか。

それでは、こちらの4番目の方。右から2列目、2列目です、2列目で4番目。

○参加者 水産庁におかれましては、本県に延べ3度の浜回りに来ていただきましてありがとうございました。

ちょっと質問とかあるんですけど、まず、今から漁獲量を報告しなければいけないということになって、この漁獲量、本県としては生で出す場合もあります。片や、干した状態で出す場合もあります。どのような報告をすればいいんですかというのと、過去の漁獲量も、これ、まちまちと思うんですよ。もしかしたら、そもそも報告してないという、あってはならないと思うんですけど、そういったことがある場合があると思います。その中で、今、本県に3,528トンという数字が出ておるんですけど、これって、これで本当にやらなければいけないのか。今、換算するにしても、掛ける幾らとかっていうところが全く出てきてないところ、そういった中で、うちの浜に帰って、うちの県3,528トンでしたよ、それでは、隻当たり何トンですよって言ったとしても納得できるかどうかですよ。ここをまず考えていただきたいと思います。それをやるにしても、2024年から直ぐにやってしまうと、中々、直ぐにちゃんとした漁獲量は出ないと思うんで、ここの1年目、2年目、3年目と言わず、漁業者が納得するようなデータの出し方をやって、適切なTACの管理をしていただきたいと思いますなと思っております。

それと、もし、TACを超えた場合、即停止命令とかあって、その前には、多分、ほかのTAC魚種と同じように勧告とか指導とか入ると思うんですけど、採捕停止命令が入る前に、ほかの魚種でいうと、もう、その前に本県止めてしまうんですよね。だから、採捕停止命令の前に止めてしまうということが、このカタクチであってもならないと思うんですね。あと、県間融通となったとしても、一番最初の年とか、なかなか渡せないと思います。実際、ほかの魚種でも、他県さんからこのたび融通どうかというような御依頼があったんですけど、どうしても断らざるを得ない。そういった中で、結局は自分が自分の枠の中でやってしまうしかないというのが出てくると思うんですね。そうすると漁獲も減る、収入も減る、それでは、将来にわたってよくしましようというのが、もうつまづいてしまうというような思いがあるんですよね。そこをよく考えていただいて、適切な漁獲管理、漁獲運営をしていただきたいと思います。

我々、本県の漁業者は、TAC制度というのが、漁獲管理じゃなくて漁獲制限と、この前も聞かれたと思うんですけど、そういったことがある以上は、それを払拭できなければTACはできないと思っておりますので、そこもお互いにお話をさせていただきながらやらせていただきたいと思います。

○金子所長 ありがとうございます。

では、1点目の御指摘の点ですけれども、貴県では生でも扱ってますし、乾燥の加工品を扱っていることは十分承知しております。ほかの県さんも漁獲データが少しおかしな点が見受けられます。私、浜を回ってお聞きした点においては、やはり未報告の分とか、原魚換算計数なんかについてもちょっと整備がされてないということかあったり、各県さんの漁獲実績に反映されるので、非常に重要なものだというふうに我々は認識しております。ですから、資料5の6ページ目のこの表は、あくまで皆さんにイメージを持ってもらうためのものです。今後、仮に、皆さんにTAC管理の実施について御了承いただいてステップ1に移行したとしても、直ぐにそういった全面的な実施にはならないわけですよ、先ほど、何度も御説明したとおり、我々も、カタクチイワシの瀬戸内海系群については漁獲実績の報告、情報、データをもう少し精査をしなきゃいけないという認識でありますし、それは、先ほども申したとおり、資源評価とか県配分にも影響してくるから、そこはしっかり固めておきたい。後は、原魚換算係数ですね。瀬戸内海カタクチ系群の特徴である食品加工が非常に多いので、そこはやっぱり漁獲量データにも反映されるので、そこもしっかり押さえておく。それらをステップ管理の、特にステップ1のところでまずやって、更らに、水産

機構の方から御説明あったように、毎年新しい資源評価をして行きます。今の資料5のページ6の資料については農林統計に基づいたデータですけども、これは、やっぱり改善していかなきゃいけないと我々は認識していますので、それを改善したものを改めてステップの段階で何度か皆さんにお見せして、再度お諮りするということになろうかと思っておりますので、その点について御心配はないのかなというふうに思っています。

また、中々、県間融通が進まないという認識も我々は持っていて、先ほども申したとおり、そういった県間融通が進むツールとして、県配分は漁獲の実績によって配分されるわけですけども、ある程度の段階において、国から提供があった県の配分が余るという判断であれば、その余った分を融通してもらえば、それは当該県の漁獲実績としてカウントするというようなことで県間融通を促進をさせていただきたいと思っております。また、県間融通だけじゃなくて、その前に国の留保分がありますから、ここに4,900トンというのがあるので、これも有効に活用します。そういった県間融通が進むようなやり方については、配慮しながら進むように、我々、瀬戸内事務所は神戸にありますから、もう、関係者の皆さん一堂に会してそういった話もしても良いと思うんですね、今後。そういった会合を持ってもいいと思えますし、初めてなので、なかなか進まないという御指摘はそのとおりですが、その認識はありますので、そういった県間融通も進むようにやりますし、また更に、それでも足りない場合には、留保分からの借入れを使って皆さんがこれまでどおり操業ができるようなかたちで上手く管理をしていきたいと思っております。

TAC管理が量制限というふうに認識されているってということも、浜回り全て回りましたけども、そういうふうに感じておりますので、ステップアップの3年間でそういうふうにならないように、そういった懸念が払拭されるように努めてまいりたいと考えております。

よろしいですか。それでは、その他ありますか。

それでは、どうぞ。

○参加者 皆さんの、やっぱり加入がよくて、漁獲量が上振れした時に本当は獲ってもいいはずなのに獲れなくなるっていう懸念ですね。それ、非常に問題だと思ってます。冒頭で質問された方も言っておられましたけど、実際、将来的には、資料の4の11ページに出てる5万3,000トン程度があった、この上限があるんじゃないか。いろいろ、実際には、確かに必ずしもそうじゃないけど、もうほぼそれ言い当ててると思えます。やっぱり問題があるのは、午前中の質問の船本副部長の御回答でもあったように、加入がいいかどうか

ってというのは、今の資源評価の仕方では、次の年になって漁獲量データがそろってみないと分からないということなんですよ。ただ、やっぱり、それだと実際にはゼロ歳魚を皆さん獲ってるわけで間に合わないわけです。なので、どうにか、例えばリアルタイム的に、結果として自分の首を絞める可能性もありますが、リアルタイム的な漁獲データを基にして、TACの期中改定をサイエンティフィックにできるような仕組みを整えて、それで、実際よい加入があって今年は良く獲れとるんだったら、TACを期中改定して獲れるようにしますよとかいう、そういう仕組みをつくっていかないと、なかなか漁業者の皆さん安心してTACに取り組めないと思います。ただ、そういう仕組みをつくるにも、研究機関の方もいろいろ今後努力しなければいけないと思いますけど、直ぐにはできると思えないんで、やっぱり、そこは時間をかけて研究も、それから、行政、漁業者の皆さんも時間をかけて議論をゆっくり進めるべきではないかなと考えております。

○船本副部長 期中改定ですか。資源評価としても、単発的によい加入があった場合にどれぐらいの漁獲量になるのか。また、それが、ただ単発的にいい加入と思っていたけれども、全然よくなかった場合にはどういったリスクがあるのかというのを、実際に試算を行いました。ただ、そこまではできるんですけども、一方では、進んで、何かトリガーとかを設けて、そのトリガーがクリアされればそういったいい加入があったとみなして漁獲量を上げるというものも、恐らく、水産庁さんとかもいろいろと検討をされてると思うんですけども、現時点では、なかなかやはり、そういったトリガーっていうものもうまく見つからないですし、いろいろと難しい局面にはあると思います。ですけども、そういった、やはり獲れるべきものは何とか獲りたいというような考えっていうのは当然あると思いますので、そういったものに関しては、資源評価側からも何か検討はしていきたいというふうに考えております。どうもありがとうございます。

○永田資源管理推進室長 今、評価の科学サイドからのお話ありましたが、管理する側も、資源が本当に、加入がよくて増えていて、獲っても資源管理上問題ないものを獲るなということは避けたいと思ってます。そういうことは必要だと思っています。ただ、先ほど船本さんおっしゃった中にもあったとおり、例えば、ある地区ですごい漁獲が増えた、多かったという時に、それが資源全体、加入が良かったから獲れてるのか、たまたまそこに来遊が多くて、全体として見たら本当は多くないということなのか見極めるのは結構難しいと思いますし、本当は増えてないのに獲っちゃった場合に資源に与えるダメージも考える必要があると思います。もっと言いますと、期中改定を考えると、資源評価が下

方修正された時にTACを減らすのかということも含めて考えなければいけない。いろいろと考えていく時に、複雑なことが出てくると思います。ですから、それを全部きちっと組み上げてくというのは、評価の面も含めて、なかなかこう、何ていうんですかね、100%のものをつくるっていうのは現実的ではないのかなと思っているので、管理の工夫で、先ほどから幾つか言ってる、柔軟な運用の中に、さらに加入が上振れした時にどうするか、しかも、それが本当は、増えたと思ったけど増えていなくて、取り過ぎだった時のリスクも含めてどうするかというところも考えながら、管理の運用のを考えていきたいと思っています。

○参加者 ありがとうございます。なかなか難しいところではあるかと思います。例えば、産卵量については、毎月、各県の試験場が調査しているわけですね。うちの県なんかも、外注に出して結果が出るのは1年近く先になるんですけども、それをリアルタイムに近い感じで見れるように体制をつくっていけば、産卵量も割と早くキャッチできるかな、そういう工夫もあるかと思います。よろしくお願いします。

○金子所長 その他に御質問、会場からありましたら。
どうぞ。

○参加者 今説明いただいた資料の5の16ページのところを見ていただければと思います。原魚換算係数っていうのが出てきてます。うちの県はなしって書いてあるわけなんですけど、そのなしという換算係数を基にして、その前の6ページ、参考として令和3年実績がありますよね、トン数が。それがここに反映されているのでしょうか。

○金子所長 こういった公的な会議で、資料に出すための原魚換算係数はないという御回答をいただいていると思います。ですから、県内でそういった食品の加工品があった場合、統計部とか、統計を扱っている部局で一定の基準があって換算しており、それらのデータが漁獲実績として農林統計で出てきてる。それを使ったのが資料6のものに反映されている。だから、県として現時点ではこういった資料に載せるような法的な換算係数はないというお答えをいただいています。

○参加者 漁獲実績の場合は、販売システムに記録しているところは幾らでもデータを取れますよね。データが取れないっていうのは、すぐ獲ったその場で加工してしまうところ。もう原材料から、もう、それから商品に変わってますんで、そこの段階の漁獲量っていうのがすごく曖昧だと思うんですよ。本県にも何度か浜回り来られてますけど、地区地区でやり方が全然違うと思います。ですから、その辺りをもっと調べていただいて、本当の係

数は、ここの地区は幾らとか細かな作業をしてもらわないと、本当に県の漁獲量はこれなのかっていう数字がすごくあやふやに思えます。

私、実際に市場の方にも出てますので、朝、現場でも見ることができます。加工する業者もいれば、生で売る漁業者もおります。その大体の数量は自分の中では検討してますけど、とてもじゃないけど、令和3年の県の数量は、一部の地域の数量だけでもういっぱいになりますよ。あの数量を考えると、とてもじゃないが賄えるもんじゃないです。これは、実際にちゃんと来ていただいて全ての地区を回ってもらったら分かります。やはり、水産庁でこういうTACを勧める場合は、県に投げないで欲しい。自分たちの目でちゃんとやってほしい。投げられた県、大変ですよ。それで、うちのうちにちゃんと統計データが出せるところはいいけど、ちっちゃな支店では出せませんよ、人もいないから。それでは、出さないからこれでいくよって言われたら、一番困るのは漁業者ですよ。

先日も、水産庁に浜プラン出しました。5年間で10%の所得を上げます。それについては、こういう加工業者についても、最新機器の導入とかやって経費を削減させて収入を上げていく、そういったことも考えてます。ですから、TACありきで全てきてるからステップ1に入らなくちゃいけない。そうじゃなくて、本当の漁獲はどうなんですか。みんな、その漁獲量は本当に納得してる量なんですか。その漁獲量をちゃんと調べてもらわないと、あやふやな漁獲量で配分されても、みんなが困ります。その他は、特に上振れ、下振れするカタクチイワシ、今のデータだけじゃなくて、これから3年間ちゃんとデータだけ取ればいいじゃないですか。別にステップ1に入らなくてもデータは出しますよ、うちは。そういったことでみんなが納得できる漁獲量を、みんながちゃんと分かったよと。これならTAC管理にいてもいいのかなと、そういう一番最初の段階の話、そのことをちゃんとやっていただきたいと思います。

○金子所長 ありがとうございます。御指摘の点、重々承知して取り組みたいと思います。先ほどの前の方の御質問でもお答えしたとおりですけども、やっぱり、この間、浜回りの説明会に行かせていただいた時も同じ御指摘を受けまして、やはり漁獲データがおかしいのではないかと。こんな少ない訳はないというふうにご指摘がありまして、多分、そこは食品の加工の換算係数等についてよく精査しないと、ちゃんとした正確なデータが出ないという御指摘も直接お伺いしているので、そういう認識でおります。これは、あくまでも資料5のデータは、あくまで今の農林統計のデータなので、これについては、先ほども申したとおり、改善をしなきゃいけないというふうに考えておりますので、その点は御安心、

このまま使うということではないことは御安心いただきたいと思いますし、やはり、先ほどから申したとおり、漁獲データの他に、瀬戸内海については加工品が多いので、やはり原魚換算係数については、しっかり全ての都道府県で整備ができるように、水産庁としてもちろん関わってやっていきたいと思っています。今、暫定的な数値を、皆さんのイメージが湧くようにシートの16でお示ししてますけれども、これに終わらなくて、各地域で特徴があると思いますので、実態を調べ上げて、そういった、各地域又は府県での原魚換算係数を設定してもらうようなことをしていきたいと思っています。

それで、皆さん納得した上でということで、これも何度も申したとおり、この会合だけに終わらなくて、今後もステークホルダー会合とかTACの意見交換会を開催して、漁業者だけじゃなくて、漁連の職員の皆さんや、販売事業をやられている皆さんにも御理解をいただいた上で徐々に正確なものにして実施をしていきたいというプロセスを踏んでいきますので、その点についてもここで御説明をさせていただきます。

その他、会場からありますでしょうか。

それでは、一番、向かって右側ですね。

○参加者 すみません、今、会場でも各府県さんおっしゃっているとおりで、本県の方にも、調整事務所の方も来られてヒアリングをされました。実際、その原魚の換算というところ、資料5の17ページですかね、本県の場合、まき網の船がカツオの一本釣り等をするために生き餌のイワシをストックするということで取っております。こちらの方、どうしても生かした状態で生けすにキープしておかないといけないというところがありまして、この統計のデータをどうやって算出しているのか確認をさせていただきました。実際、獲ってる間、運搬する間、生け簀に一旦ストックするんですけども、その間にもどんどん死んでいくと。かつ、それを販売するという時も、生け簀の中から実際バケツなりで少しずつ取ったものを、販売した金額等を基に漁獲量を算出するしかないというのが今までやっているところなんです。そこは、やっぱり組合の職員さん等も対応する中で、できることをやっていたんだというところで、このへい死分の報告というものが実際に漏れていることは明らかな事実です。ただ、これをどのように正しくするのは非常に課題であるということで、うちの方も考えてはいるんですけども、なかなか簡単にできる話ではないなというところなんです。実際に獲ってストックする、買い取ったものがずっと生け簀の中に空になるまで置いているというわけではなくて、出す方もどんどんどんどん出しますし、入れる方もどんどんすると、その間にも死亡して落ちていくという中で取った分を全てきれいに正

確に把握するというのは非常に難しいという課題があります。実際、うちの県の方も、この換算をするという時に、加工の業者さんを抱えておられる府県さんとかがどう換算するのかという点について、その数字が適正かどうかということを指摘できない。それが多い、少ないという議論で漁業者同士がやっぱり混乱してしまって揉めるということを非常に懸念しています。ですので、この数量の管理を導入するという上では、漁業者さん、本当に生活がかかってやっているということを、重々、承知をしていただいた上で、こういう議論をする際の説明をして欲しいと思います。

そのため、漁獲のまず報告をきちっとしろということであれば、このステップアップ方式を導入したいというところでありきで進むのではなくて、それでは、そのためにどういうことを正確にやって行くとか、段階をちょっと分けて進めていくべきではないのかなというふうに思います。すみません、ちょっと半分以上意見になってしまいますけども、よろしく願います。

○金子所長 ありがとうございます。私も、そのお話も直接漁業者さんからお聞きしています。その問題点については認識しています。やっぱり、獲ったカタクチイワシを沿岸に設置した生け簀の中で、生き餌として販売するために一定期間保管するということから、その保管期間にへい死が起こってしまって、全体の漁獲量が把握できてないという状況があるということだと思います。中々それを算出するのもいろいろ難しいっていうことも、その場でもご指摘を受けたので私認識してますけれども、それについてもやはり時間をかけて、県庁さんとか、直接、漁業者の皆さんとも実態を踏まえながら、季節によっても、夏場は、多分へい死がかなり起こるんじゃないかと思うんですけども、期間によってへい死率を変えていくのかとか、そういったものを上手く設定をしていくようなかたちで持っていきたいと思っています。

やっぱり、ステップアップのお話がありましたけども、他のところにもそういったいろんな漁獲報告の課題とかがいっぱいありますので効率的にやるためには、こういった正規のステップアップに進んで、皆さんが公平な立場で、この漁獲報告の整備とか、漁業換算の整備を進めていただくのが一番効率的だし、公平だというふうに我々は考えてます。それで、今おっしゃったステップ1の前にちゃんとやるべきじゃないかという点もそのとおりだと思いますし、そのステップ1に進む前にも、この会合終わった後に、来年になっちゃうかもしれませんけども、その前にも我々御相談をさせていただくことも十分可能だというふうに思ってますので、その話は、多分、この後のまた資料にも出てくると思います

けど、そういう認識ではおります。

○加納課長補佐 ちょっと補足なんですけれども、今、カツオに使う活き餌ということで実態があるというお話だったんですけれども、これは、ほかの系群、カタクチイワシの太平洋だったり、対馬暖流系群の方だったり、同じ実態があります。

あくまで参考なんですけれども、ほかの県の実例からしますと、やっぱり同じように課題にはなってるんですけれども、最初に漁獲した時の時点の数字っていうのが、網の中に入った魚の数で、大体にはなるんですけれども、おおよその漁獲量っていうのが把握できるというふうに聞いております。やはり、獲った後にどんどん死んでいって、最終的に販売した量と金額が分かると思うんですけれども、へい死のところが、おっしゃっていただいているように問題になると思いますので、一番いいのは、やはり巻いた時、獲った時にどのくらいいたのかっていうところを推定することだと思いますので、これから、ちょっと時間かかるかもしれないんですけれども、漁業者の方ともよく御相談いただきながら、どんなやり方が現実的なのかっていうのを一緒に模索させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○金子所長 よろしいでしょうか。

それでは、そのほか御質問等ありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○参加者 統計の話が先ほどから続いてるんですけど、今後、報告をどのように、効率的、正確にやっていくかっていう議論も、もちろん重要なんで、今、出している試算のあたり、今の資源評価、農林統計を基にしています。実際の農林統計で、どのような、特に加工ですね、換算によって出されているかっていうのは、多分、各地の統計事務所に調査されれば分かると思うので、それをしっかり把握して、今までがどうだったのか。今後、それが分からないと資源評価の値が全然違ってくるわけですから、資源評価にも影響すると思いますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

○金子所長 御指摘の点、承知しました。

○加納課長補佐 今おっしゃっていただいたところ、正にそのとおりだと思ってまして、統計の方でどのように取っているかっていうのは、ある程度、こちらの方でもヒアリングみたいなことをして把握をさせていただいております。

この取組を進める中で、やはり、いいことの一つとしては、今、今日の会議御出席いただいて、ほかの県の皆さんもよくお分かりいただけたかと思うんですけれども、そもそも

漁獲量の正確な実態っていうのが分かっていないっていうのが、このカタクチイワシの瀬戸内海系群にはあるのかなというふうに思っておりまして、TAC管理するかどうかっていうのは、また別の話として、きちんと資源を評価して管理をする上において、やはり、その実態をまず正確にしていく、そして、資源評価を正確にしていくっていうのは重要な取組だと思ってますので、ぜひ、この取組を進めていく中で、その部分についてもより評価、正確にしていくっていうのが非常に重要になってくるかなと思いましたので、補足までコメントをさせていただきます。

○金子所長 その他。

はい、どうぞ。

○参加者 資料の18ページのところで、同じく統計の部分なんですけれども、一番下に、水色の矢印で、知事許可漁業の漁績のデータを収集というのがございます。これが、左の赤色の地方農政局等ってなってるんですけれども、私の認識では、知事許可漁業、漁績の報告は、国の方、JAFICさんなり行って、そこから必要な情報を農政局さんの方が取っていただければというのが一番データの流れとしてスムーズと思ってますし、現在、農政局さんの方に漁績データを直接お渡しするっていうことはしてないんですけど、これは、国としてこういう流れでいこうという、そういう法規制になるんでしょうか。

○永田資源管理推進室長 この資料5の18ページの絵は、現在の海面漁業生産統計調査の流れです。このカタクチイワシについてとか、知事許可漁業の漁績が使われてるかという、必ずしもそうではないかもしれないです。資源ですとか漁業種類によって、そのデータを使ってるというところもあったと思いますし、その漁績に内容にもよると思いますが、全国的に全部同じようにやっているということではなくて、こういう流れのものが使われてるということでお示ししています。

今後、漁獲情報のシステムができていく中で、そのデータをどう集約してどう使っていくかということで、デジタル化していく中で、またちょっと違う流れが出てくる部分はあるのかなとは思います。

○参加者 であれば、基本的には、同じ情報を手間をかけて2つの機関、県から水産庁に出す、また、JAFICさんの方に、農政局の方に、出すという流れではなくて、そこは一本化できると思うので、ちょっと、この規制の書き方は、ちょっと、ほかの流れもあるよっていうところで工夫をしてもらえたらと思います。

○金子所長 その他、会場からありますか。

どうぞ。

○参加者 これまで、こういう資源管理の取組って、クロマグロであったり、あと、トラフグであったり、資源状態が悪いものを回復させていこうということをやって国として進めてこられたのかなと思うんですけども、カタクチイワシが、TAC管理魚種候補がいろいろある中で、先行的にカタクチイワシを進めてこられようとしているのは何故なんでしょう。

○金子所長 カタクチだけではなくて、総合的に全ての水産資源を、水産庁がレビューして、その条件が整ったものから関連会合を開いて、皆さんの御意見を伺った上でTAC管理を進めていきたいというふうに考えています。

そういった条件が整ったのが、たまたまカタクチイワシで、先行しているというか、今、中盤ぐらいを走っているのかもしれませんが、そういったかたちで、カタクチイワシの瀬戸内海系群を中心にやっているわけでは決してなくて、それぞれ資源評価がちゃんとできて、関係者への浜回りをさせていただいて説明ができて、こういったステークホルダーを開催できるものから順次TAC管理に移行していきたいというふうに考えております。

我々の考えとしては、そういった条件が整う全ての水産資源は、今後、新たな水産政策の改革において、法律上もそう規定がされていますけども、MSYのベースで資源を増大させて安定化させた上で、その再生産能力を使って持続的に生産をしていきたいというふうに考えてますので、資源が悪いものだけをやるだけじゃなくて、総合的に全ての資源を対象にTAC管理の移行を今進めているという状況になります。

○参加者 どうしてもTACありきというところに、現場の方も疑問というか、懸念があるようなので、ちょっと丁寧に進めていただく必要があるかなと思っています。

○金子所長 御指摘のとおり、今後も丁寧に浜回りとか、こういったステークホルダー会合を開いて、皆さんに御説明して御了解いただいた上で一步一步進めたいと思っています。

それでは、会場の方、他に御質問はありますか。

それでは、すみません、私、浜回りして、お邪魔してお話をお伺いした地域で、ちょっと、この資料5の6ページ目のところでこの数値を見ますと、赤字が数量明示をする府県さんになるんですけども、それなりにシェアが高い方なので、やっぱり数量明示をしてしまいますけども、数量明示をされる中では、唯一、R3の実績に比べて少なくなっている数字が示されています。この点は、浜回りでもちょっと事前に御説明をさせていただきましたが、それを踏まえまして何かコメント等をいただければ。

前の方、どうぞ。

○参加者 我々にしても、このグラフのように、非常に落差の大きい時期があります。こういうのも踏まえて、3年平均っていうのは、ちょっと問題が大きいかなと思っておりまですので、我々、1,000トン台から1万トンまでの幅でかなり振れてますので、それをどういうふうに平均値として取っていくのか、ちょっと詳しくお願いしたいのと。

それと、話は変わりますけども、データ取りに関しては、もう補助金いただいて全部やっておりますけども、小さい業者さんでも、スマホでも登録できるような方法も今どんどん進んでますので、皆さん、ちょっと若い人がおればできると思うんで、そういう意味では、いろんな業者さんもそういう形で、パソコンなりスマホでも報告できるように考えていただいたら、もっと楽に報告事項は、もっと細かくできるんじゃないかなと。全部、いろんな業者も交じってやっておりますから、イワシだけではなくて全ての魚種の一覧にしてやるようにしてますので、うちの漁連にクラウドのサーバー置いて管理するようにしてますけども、そういうふうにやられたら、意外と皆さんなじんだら楽にできて、お互いにちゃんとした数字を踏まえながら、こういうTAC管理をする又はしないは別にしてやっていけるんじゃないかなと思います。

それで、我々も、1,000トンから1万トンまで差がありますので、それを本当にちゃんと対応できるかどうかいうのをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○金子所長 御指摘と、取組の内容についての御説明ありがとうございます。

まず、かなり操業形態からしても、マイワシと一緒にやられてるので、年変動はかなり激しくなるっていうことは重々承知しているので、そういう変動がある府県さんに対しても、資料6については3年間の平均を取りましたけど、また今後、ステップアップのところで、例えば、5年間を取って年変動をできるだけ標準化するとか、そういったことはやらせていただきますし、仮に、平均を取っても、やはり突然マイワシは取れなくてカタクチに変えて、大きく獲らなきゃいけない時は、やはり運用ですね、TACの管理の運用で引き受けて、国の留保分とか、県間融通とか、前年度から繰入れなどをして、うまく操業ができるようなかたちで対応をしていきたいというのが我々の考えであります。

あと、スマホとかパソコンでの漁獲データの報告の取組、ありがとうございます。私も訪問させていただいて、かなり画期的で先進的な取組をされてて、スマホとかで、みんな漁業者の皆さんが報告とか、自分の漁獲実績なんかを見れて、その漁獲実績がデータとして皆さんが共有されてて、操業場所なんかも、今後、皆さんが共有する取組なんかもやら

れてるということなので、正にこういったTAC管理にも上手く馴染んでいくような取組ではないかと思しますので、どうも御説明ありがとうございました。

そのほか、会場から。

はい、どうぞ。

○参加者 ちょっと、午前中にも同様の質問をさせていただいたと思うんですけども、カタクチイワシのTAC管理に関して一番ちょっと問題意識を持っていますのが、先ほどもちょっと別の者からも申しあげましたけれども、カタクチイワシ、この資料4の8ページ、再生産関係の資料がありますとおり、かなり環境によって加入量の変動する。そういう変動するんだけど、TACを設定する時に、実質的な問題でその変動をTACに反映できない、そこが一番ちょっと問題かなと思っています。先ほど、結果として、翌年にいい加入があったり、逆の状態があったりすると、翌年に分かって、昨年もっと獲れたねと、昨年獲り過ぎたねって、そういうかたちになる。結果的にカタクチイワシの、冒頭に潜在能力を生かした水産改革を行って、おっしゃいましたけども、カタクチイワシの持っている増える力というのを、ポテンシャルを潰すような、そういった制度設計になっているのが、ちょっと、一番私ども県の職員として現場に説明するのにここが一番懸念に思ってます、そういう制度設計上、カタクチイワシという寿命が短い魚をTAC管理していくっていう制度設計、ほかの太平洋系群でもそういった御質問があったと思うんですけども、その点について、水産庁さんとしてどのように考えているのか。少なくともそういう欠点、デメリットという課題があるのであれば、ステップ1に入ったら、すなわち、すぐ特定水産資源になる。もう特定水産資源になれば、水産庁さんとしては、もう後は引けなくて、これを取り消すっていうのはなかなか厳しいと思いますんで、まだ漁業者の方々にしっかり説明するためには、こういうカタクチイワシのポテンシャルを潰す、要は、潰すといひますか、生かさない、といった制度設計になっているこのTAC管理、カタクチイワシのTAC管理について、しっかりこういうふうに対応しますよっていうのは、ステップ1の前にしっかり示していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。今日も、何度も繰り返し言ってますけれども、資源評価の難しさ、限界がある中で、資源管理上、獲ってもいい魚を獲らせない、ストップをかけるということがないような運用を考えていくのは繰り返し申し上げてるとおりです。そのためにも、例えば、特定水産資源になってTAC報告を義務づけることによって、毎月、月ごとの各地での漁獲データを得ることができます。今必ずしも

それが得られてないし、先ほど、報告されてないものもあるんじゃないかというところも含めて、より漁獲の状況が詳しく、また、リアルタイムとは言わないですけども、かなりリアルタイムに近づいてくるんだと思います。そういう意味で、情報を集めた上で、というか、集めながら具体的にどういう状況になった時に、当初のTACを超えてどのくらい獲っても問題がないのかという制度設計を、そのステップ3に入るまでに、そういったものが準備ができてからステップ3に入ることを考えていますので、むしろ、ステップアップをしていく中で、そういうものがより具体的にどういうタイミングでどういうことができるかっていうのが決められるんだと思ってます。

○参加者 ありがとうございます。水産庁さんは、義務化をすれば報告が集まるという、そういった、いつも説明をされるんですけど、都道府県としましては、やはり、そういった課題があって、ちゃんと説明して安心してTAC制度に乗れるねっていう流れの中で報告を求めていくっていう、そんなのが本来のスタイル。こういった、先ほど申し上げたカタクチイワシの、いわゆるポテンシャルを生かさないような制度設計になっている中で、法令に決まってるんだから報告しなさいっていう、そういったスタイルは業者の理解と協力を求めるっていうスタンスからはかけ離れているんじゃないかなというふうに思ってますので、是非とも、そういった課題があるなら、先に解決の道筋を示していただいて、情報が集まってないのは確かでしょうから、その辺については、都道府県の方もしっかり協力して情報収集に努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○加納課長補佐 ありがとうございます。前回の、第1回のステークホルダー会合が5月の末にありまして、半年ちょっとたって、今日、第2回目のステークホルダーということになりまして、その間にいろいろ現場も回らせていただきましたし、私も2回お邪魔させていただきました。いろんな課題があるっていうことはよく認識しているつもりでして、各地の実態に応じた形で、ぜひ、最適な管理の在り方っていうのを探していきたいというふうに思っています。

一応、何ていうか、この場でどうこうということではないんですけども、御理解いただきたいのは、この半年ちょっとの間で、前回より話が前に進んだなと思ってまして、3つほど柔軟な管理の在り方っていうことで、工夫を我々の方から提案させていただいています。具体的には、ステップアップの資料も前回の時から入っていたんですけども、確か言われてたと思うんですけども、特に、この最長3年間っていうような、この最長っていう言葉を、あると非常に問題だということで、今日、我々の方から説明させていただ

きましたけれども、そこの最長という言葉は取れてますし、あくまでもそれを想定しているということで、課題が解決し切らないようなものがあれば、そこはとどまってステップアップの取組を続けていくというようなこと、改良させていただいているというふうに思っております。

また、2つ目については、今回の資料5の7ページ目に具体的な、今、画面に映っている積み上がった時の対応ということで書かせていただいているんですけども、解決策の③として、翌年度からの繰入れというもの、これについては、既存のTAC魚種ではやっていないような、この資源に合わせるような形でどうやったらうまくいけるかということを考えて、御提案をさせていただいているものになります。

また、解決策の②の方にも、融通の取組を促進するためということと、皆さんの漁業の実態で脂イワシは獲らない、こういうようなことがあるというふうに理解してますので、そのために、融通することによって、漁獲実績と認めるようなやり方をしていきたいというようなことを一生懸命考えてさせていただいております。

これでも、もちろん解決し切らない部分があるので、このようにおっしゃっていただいているんだと思うんですけども、そこは、他に何が足りないのか、どうしたらいいのかっていったところを、より具体的になるように、建設的に議論をさせていただきたいというふうに思ってますし、それでは、あと何が問題になってるかっていうことを明確にしていくためにも、漁獲の実態っていうのを明らかにしていく必要があるとも思ってますし、そういった認識を共有させていただきながら、前に話を進めさせていただければありがたいのかなというふうに思っております。すみません、私からは以上です。

○金子所長 よろしいですか、それでは、他に会場から御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間も押してますので、今度はウェブの参加者の皆さん、何か御質問等あれば挙手のボタンを押すか、チャットでお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、ウェブの参加者の皆さんは御質問がないということで、先に進めさせていただきます。

続きまして、資料の7ですね。資料の7、漁獲シナリオ等の検討について、水産庁の永田室長から御説明をいたします。

○永田資源管理推進室長 資料の7を御覧ください。2枚目に目次として、今回検討すべき事項等を、それから2として、今後のスケジュールについて書いてあります。この1の

ところが、まさに、このステークホルダー会合で皆さんと意見交換、議論を行って決めていく、ステークホルダー会合の主題というか、一番重要な部分となります。

もう1ページめくっていただいて、今回検討すべき事項の①漁獲シナリオ（案）というところを御覧ください。先ほどステップアップの御説明をしましたが、ステップ1、2の期間における管理の目標となる目標管理基準値としては、最新の、令和5年度の資源評価結果を踏まえて、MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量を定めるというものです。具体的に申し上げますと、親魚量として4.3万トンでございます。以下、評価のところでも説明ありましたが、下回ってはいけない水準の値、限界管理基準値としては1.7万トン。禁漁水準値としては、MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量ということで0.2万トンという目標等の案というものになります。また、先ほども少し触れましたが、この漁獲シナリオとして、いわゆる β の数値をどうするかというところですが、このTAC管理のシナリオについては、管理開始した10年後に目標管理基準値を上回る確率が50%以上となるということが要件としてございます。評価のところでも説明がありましたが、これが54%となる $\beta=0.8$ を採用したいという案です。ステップアップのところでも御説明しましたが、ステップ3に入る時には、その時点での最新の資源評価結果を基にこの目標シナリオの見直しを行うというものでございます。

次のページを御覧ください。TAC管理の対象の範囲（案）とありますが、繰り返し本日御説明しているとおり、シラスは、TACの対象からは外しまして、カエリ以降のものをTAC管理とすると。シラスについては、現状の漁獲圧以下で管理するというような形にしたいというものでございます。なお、シラスにつきましても、資源管理基本方針、TACに関しての目標とか漁獲シナリオを規定しているものですが、その中に、「シラスを漁獲対象とする漁業について、シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」という規定を置くということを考えております。また、必要あれば、さらに強い措置というか、漁業法に基づく措置を講じるということも考えております。したがって、TAC報告は、カエリ以上のカタクチイワシを対象とするといったしまして、定義としては、体色が銀色のものということになります。

次のページを御覧ください。TAC管理の対象の範囲、ここには海域、府県の範囲ですね。これは瀬戸内海の府県を対象とするということで、この図に書いてあるとおりの範囲ということになります。

次のページ御覧ください。管理期間です。TACを設定する場合は、1年間の漁獲可能

量ということで設定いたしまして、その資源の特徴、あるいは、漁獲状況によって何月から始めて何月で終わるかというところが、資源によって幾つかパターン、既存のTAC魚種でもございます。このカタクチイワシの瀬戸内海系群につきまして、必ずしも月別の漁獲量が完全に把握できているわけではないんですけれども、月別の漁獲量が把握できているところについてグラフで示したものがこのグラフになります。春から夏に盛漁期を迎えるということで、この盛漁期が管理期間の後ろの終わりの方に来ないようにというような、盛漁期にストップがかかりやすくなるような、終わりに盛漁期が来るような管理期間を外したいということで、その他、対馬暖流系群も1月から12月ということもありますし、それと同様に、瀬戸内海系群についても1月から12月とするという案でございます。

今のスケジュールの案についてもあわせて御説明いたします。本日、ここでTAC管理を、ステップ1に入ることについて取りまとめられた場合ということでございます。まず、順番にいきますと、令和5年12月、今ですけれども、ステップ1に入る前から、先ほど来、柔軟な運用等の課題についての議論がありますけれども、ステップ1の前にもいろいろな検討を進めていって、課題への対応、協議というものを進めていきたいと考えております。

次の資源管理基本方針の策定ということですが、TAC管理を始めるに当たっては、資源管理基本方針の別紙2に、資源管理目標ですとか漁獲シナリオ、管理の方法等を定めることになっていきますが、これについては、パブリックコメントの実施ですとか、水産政策審議会の意見を聴く、諮問するという手続が必要になっておりますので、TAC管理開始の三、四か月前にこういった策定の手続きをするということになります。そのあと、最初の管理年度のTACにつきましては、各県の配分は行わないですけれども、TAC全体の数字は決める必要があるということで、これも最新の資源評価結果に基づいてTAC意見交換会を開催して、それから、水産政策審議会への意見を聞くというような手続を経て決定ということになりますので、TAC管理開始の2か月前ぐらいには、この決定をしておく必要があるということになります。そして、TAC管理の開始ですけど、先ほど申し上げたとおり、管理期間としては1月から12月での管理を考えておりますということです。この下の3つにつきましては、左側のところ、黒丸にしている部分があります。これは今回、この場でステップ1に入ることに御了解をいただいた上での話になりますが、1月から12月の期間で管理ということを1年でやろうとしますと、この流れでいきますと、もちろん2024年の1月から始めるというような手続、間に合わないの、それはあり得ないのですが、

1月から始めるというと、令和7年、2025年の1月からということになります。ただ、それまで1年以上の期間があるわけですので、漁獲報告等、ステップ1について、実際のTAC上限での採捕停止命令とか、そういうことを伴わない管理になりますので、ステップ1を1月ではなくて、途中から始めるということも選択肢としてはあり得るかと思います。例えばステップ1を1年半ぐらいやった上でいくとか、そういったことも選択肢としてはあり得るかと思ひまして、そこも今回この場で御意見をいただいて決めていきたいということで、黒丸にしているというところになります。いずれにしてもスケジュールの案、私どもとしては、今日取りまとめができれば、遅くとも令和7年の1月からはステップ1に入るというスケジュールを案として、ここで御提案させていただくということです。

説明は以上です。

○金子所長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと午後の部、ちょうど2時間ぐらい経ちますので、ここで一旦休憩に入らせていただきます。3時40分に再開しますので、会場へお戻りください。休憩後の再開は、今の永田室長から説明があった資料7についての質疑応答から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは、休憩に入ります。

午後3時23分 休憩

午後3時40分 再開

○金子所長 それでは、検討会の方を再開いたします。

それでは、続きとして、休憩前に水産庁の永田室長の方から資料7の御説明させていただきました。この資料7について、まず、会場の皆様からの御質問をお受けしたいと思ひます。

何か御質問等あれば挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○参加者 最後のページの今後のスケジュールについての案ですが、遅くとも令和7年1月にTACを開始っていうかたちになってますね、案ですが。こういうこと、TACありきってような話になるのね。少なくとも今日出たいろんな意見の答えを聞かせてもらう限り、こんな話は飲めませんよってということです。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

すみません、私の説明が足りてなかったかもしれませんが、この2のスケジュールというのは、申し上げたつもりではあったんですが、あくまでこのステップ1に入るというこ

とについての取りまとめがされた場合のスケジュールということでお示ししているものでして、この括弧書きの部分を前提としてこれから話をしましょうということを申し上げているものではありません。すみません、説明が足りてなければ今、改めてそういったことで補足させていただきます。

○参加者 それでは、この最後のページの遅くとも令和7年1月というのは、あくまでも案であって、今日の決定の部分ではないということですね。

○永田資源管理推進室長 はい。このスライドのタイトルに案って書いてあるとおり、このスケジュールというものは案でございまして、今日の議論を、よくこの場で議論をして、これをどうするかも含めて決めていくことになるというものでございます。

○参加者 と思ったので、今日のいろんな人の質問が、回答が得られない限り、この案には飲めませんというのはうちの答えです。

○金子所長 そのほか、会場の皆さん。

どうぞ。

○参加者 この資料には書いてないんですけど、第3回のステークホルダー会合はいつぐらいに御予定を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○金子所長 今のところ予定はありませんけど、先ほどの資料の6、ステップアップのところに、ステップ2からステップ3にステークホルダー会合っていうのがあります。今、具体的な日時は決まってませんが、今後ステークホルダー会合をすれば、このステップ2からステップ3に移る時に、このような、今回のようなステークホルダーを開催したいというふうに考えています。

○参加者 今も申しましたとおり、理解ができてない状況で、この第2回でステークホルダー会合をやめるということはちょっと乱暴過ぎると思うんですよね。そこもよく考えていただきたいと思います。

あと、状況に応じてとは思いますが、また、うちにも浜回りとか来ていただけるんですかね。

○金子所長 もちろんです。何度も申し上げた丁寧な説明を今回だけじゃなくて、これからも数字なんかも変わってくると考えていまして、原魚換算係数等についても御相談をしなければならない我々の課題だと思ってるんで、また浜回り説明会等で皆さんからの御意見を聞きますし、それを踏まえた上で水産庁が検討した案をお示しするとか、ステークホルダー会合は公式な会合であり頻繁には開けませんので、浜回り説明会というような形で

神戸にある瀬戸内事務所が責任を持ってやらせていただければと思います。

○参加者 ありがとうございます。ただ、第3回以降のステークホルダー会合は、本県としては要望させていただきます。

○金子所長 そのほか、会場から。

はい。

○参加者 先ほど漁獲の実績が不確実というお話はさせていただいたと思います。今回いただいております資料の7の中の漁獲のシナリオ案、これはあくまで今分かっている漁獲を基に作成したもの、これは間違いないですよ。この数字ばかりが先走っていただくと、浜の中で混乱が起こるんですよ。うちの県の割当てって本当こんだけっていうことで。だから、今現在、水産庁で分かっている漁獲量を基にして計算したものですということ、こういう説明書をやはり組合にも配ったりする場面が出てきます。それを注意書きでもいいんで入れておいていただかないと、説明受けた組合員は、これでいくんかっていうふうにしかなるんですよ。だから、丁寧な説明をしていただくんであれば、今現状分かっている漁獲量を基にして作成をしましたと、今後、漁獲量が精査をされれば数字の変更はありますと、その辺をちゃんと書いていただいたこういう説明資料、これを準備しておいて説明していただくと助かります。

○金子所長 今言われたのは、資料7の1ページ目の話ですか。

○参加者 そうです。

○金子所長 1ページ目ですか。この1ページは、先ほど永田から説明したとおり全体のTAC枠ですね。県別っていうのはないわけです。それで、さっきのステップアップのこの裏面のところにも書いてあるとおり、ステップ1では基本的に県別割当てをしないことになっています。仮に進んだとしても。そういうことで、ステップ2も県別割当てを試行的にやるっていうこと、ただ、内々には、皆さんに管理を進めてもらうために県別割当てをお示しはするんですけども、ステップ1の段階では県割りはしません。皆さんに具体的なイメージを持ってもらうために、資料5の6ページ目で示したのはあくまでもこの会議の場のだけの話であって、今おっしゃったとおり、我々が入手できる農林統計の数字を使ってやったものでありますし、御指摘のとおり、今後この数字は変わるものだと思いますけど、この資料7にいたっては県別配分は表示されないの、その点は誤解ないようにしてください。国のTAC全体枠しか記載されていません。

○参加者 そういったかたちにはなろうかと思うんですけど、やはりわざわざ神戸にまで

来たわけやから、何しに行ってきたんかっちゅう話になるわけですよ。当然、委員を集めて、これだけの資料を全部出す、出さないは抜きにして、どんなことになるんか、彼らすごいやっぱり興味ありますよね。最終的に言われるのは、それでは、うちの県、一体なんぼになるんかと。これはよく出ます、質問で。だから、そういう場合は、さっきの県別の資料を出さなくちゃしょうがないと思うし、その時に書かれてはいないけど、我々で説明する時に今、水産庁が把握している漁獲高に基づいてこれが計算されてますよと。今後、漁獲高が修正されれば数字も変わりますと。そういったことを我々で付け加えて、委員さんに説明してもいいですね。

○永田資源管理推進室長 すみません、説明を改めて整理します。

この1ページの目の漁獲シナリオ(案)というところに書いてあるものですが、上の枠に書いてあるとおり、管理の目標等、基準値としてはこの上の表の目標管理基準値4.3万トン、限界管理基準値1.7万トン、禁漁水準値0.2万トンというのが案です。また、いわゆる漁獲シナリオ、 β について0.8を採用する、それから、これらについては、ステップ3に入る時に最新の評価結果を基に見直しをする。これが提案の内容でして、下の表はこれまでの説明でもありますとおり、仮に β を0.8とした時に今後どういう数字になるか、現時点でのものというのは、評価の中で御説明したとおりになります。また、資料5の5ページ目の漁獲シェア表については参考と書いてありますし、その下にも、水産庁が現時点で入手したデータに基づいて計算したものということも、小さい字ではありますが書いてあります。評価の方についても、資料4の3ページ目で、漁獲量としては漁業・養殖業生産統計を使用と、一応そういったところには、それぞれは書いているものではございますので、分かりやすい説明をしていきたいと思いますが、資料にも書き込まれているということは御確認いただければと思います。

○金子所長 そのほか、何か会場から御質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ウェブの参加者の御質問を受けたいと思います。

ウェブの参加者の皆さん、御質問等あれば挙手ボタンを押すか、チャットで御連絡ください。

○加納課長補佐 すみません、チャットの方から、管理年度を提案どおり1-12月として令和7年1月からステップアップに入った後でも、ステップアップ期間の実態を踏まえて、管理期間を見直す可能性はあるということでよろしいでしょうかということで、管理期間、

1月から12月っていうことで提案させていただいておりますが、この点についての御質問ということになります。

これにつきましては、どういう理由によってその期間を変更したいかっていうことにもよるのかなというふうに思いますが、お手元、資料7の4ページ目を御覧いただきますと御理解いただけると思うんですが、主要な瀬戸内海の皆さんでカタクチイワシ捕られてる方、盛漁期っていうのは大体6月から始まって秋終わる、そして、年内いっぱいっていったところがほとんどかなというふうに思っておりますので、現時点においては、この1月から12月っていうのがよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

○永田資源管理推進室長 すみません、御質問ありがとうございました。逆に教えていただきたいんですけども、今、管理期間として1月から12月という期間を提案させていただいておりますけれども、もしイメージ持っていच्छゃればですけども、見直す可能性はあるのかというのは、例えば何月から何月、違う期間こちらの方がいいんじゃないかという、今アイデアなりイメージをお持ちであれば、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。御発言できますか。

発言がちょっと難しいようでしたら、チャットに書き込んでいただいても……。

○金子所長 すみません、ちょっと会場の方に音声が届いてないので、チャットに書き込めるようでしたら書き込んでいただけますでしょうか。

それでは室長の方から、具体的な提案があればチャットで教えていただきたいということになりましたので、ちょっと時間かかりますので、他の方、他のウェブ参加者の方で御質問等あればお願いします。

それでは、お願いします。

○参加者 資料7の2ページなんですけど、そのシラスの管理のための部分で、「漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」とあって、その後に、もしも増加させてしまった場合に、「漁業法に基づく措置を講じる」というふうに書いているんですけど、その漁業法に基づく措置の漁業法のどういうのがあるのかを教えてくださいませんか。

○永田資源管理推進室長 御質問ありがとうございます。まずは、「努力量を現状より増加させないよう努める」ということで、例えば許可を増やさないとか、操業期間を拡大しないというようなところで取り組んでいただきたいと思います。それが守られていないとか、より拡大するおそれがある場合には、それを更らに漁業法の法的なものとして、内容にもよりますが、それこそ委員会指示もあるかもしれませんし、許可の制限措置で

すとか許可の条件、あるいは、場合によっては調整規則なり、内容や段階によっていろいろ方法としてはあると思います。

○参加者 最悪の場合は、漁の停止とかっていうふうにもなったりするんですよね。

○永田資源管理推進室長 現状よりも増加させないということなので、全く禁止ということではなくて、操業期間を限定するとか、そういった措置が必要であればやっていただくというようなことを考えております。

○参加者 その期間だけ漁をさせないとかというふうなことでよろしいのでしょうか。

○永田資源管理推進室長 どのようなことが想定されるのかって、ちょっとイメージがでないので分からないですけども、操業期間が拡大してるというような状況が起きている、あるいは起きそうということであれば、そういった対応かと思います。

○参加者 分かりました。後は、シラスをメインとして漁をしてる方からの質問だったので、それを今、代わりに質問してるかたちだったんですけど、増加させない、拡大させないように極力努めてくださいとしか言えないですよね、こちらからは。

○永田資源管理推進室長 そうですね。考え方としましては、これまで従来どおりの操業をしていただく範囲においては特に問題はないと思いますが、積極的にシラスを多く獲りに行こうとか、そうしたことにつながるようであれば、何がしかの措置が必要だと考えているということです。

○参加者 分かりました。ありがとうございました。

○加納課長補佐 すみません、音声つながったみたいですけども、チャットで回答来ておりまして、本県は伊予灘と燧灘で漁期が異なっており、燧灘は6から8、9月、伊予灘は通年の操業となっています。県内での配分を灘ごとに分けるか否かにもよりますが、管理期間の設け方によって積み上がり方が変わるため、ステップアップ中に期間の見直しが必要だという声が現場から上がった場合、対応可能なのか確認する意図で質問しましたということで、ステップアップの期間通じて、県内の配分の在り方っていうか管理の在り方っていうところを考えていく過程で、具体的にどういう問題が出るかちょっと分かりませんが、必要があれば御相談いただければというふうには思います。

また、ごめんなさい、チャットの方で別の方から来てますので、もう音声通じるみたいなので、もしお話しいただけるようであれば、お話しいただけますか。お願いします。

○参加者 すみません、聞こえますか。

○金子所長 聞こえます。

○参加者 チャットに書いてるとおり、質問でも何でもなくお願いします。太平洋も瀬戸内もステークホルダー会合見てますけど、やはりいろんな課題があるというふうに思います。私たちは、同じような課題を抱えながら来年1月からステップ1に入るんですが、やはりこのような課題を解決していただいて、他の全ての系群がステップ3、本格TACに入るようにぜひ調整をしていただきたいと思います。そうしないと、中々いろんな漁業現場でも、獲る海域は別としても流通は同じところに流れていたりしますので、やっぱりそこはきちんと連携するという考えをいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。対馬暖流系群のカタクチイワシの関係県の方々からは、これまでも何度か同様の御意見いただいております。私どもとしてもカタクチイワシの資源管理、全体として進めていきたいというふうに考えておりますので、対馬暖流系群だけが一人で先を走ってるってということではなくて、全体として同じような方向に向けて、全然スピードが違うということにはならないように対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○金子所長 よろしいですか。

○参加者 ありがとうございます。

○金子所長 ありがとうございます。

それでは、そのほかウェブ参加の皆さんで御質問等ありましたら、挙手ボタンかチャットでお知らせください。特にないですね。

それでは、資料7の説明はここで終わりたいと思います。

それで、最後の議題としまして、3の(4)、その他という議題がありますけども、これまでの水産庁からの資料の説明と議場で質疑応答を踏まえまして、何か御質問等ありましたら、まず、議場の方からお伺いしたいと思いますけども。その他はないでしょうか、その他のところは。

どうぞ。

○参加者 度々ですみません。私、今日来て、地元の地域でも言われてて今回ここでまたステークホルダーの2回目来て思ったのが、結構ちゃんと漁獲量の報告というのがあまりなされていないという実態があるということを言われてたので、しっかり漁獲の実態が出てきたら今、この水産機構さんの方で調べていただいている数字も大幅に上振れするのか、又は下振れするのか、まだ全然分からない状況というのがあるんだなと思ったので、やはりすぐさま特定管理魚種に移行してやるのは、やはり僕は時期尚早かなというところであ

るかなと改めて思いました。

○船本副部長 では、当然我々としては、最も信頼度の高いデータを使うっていうのが資源評価ですので、我々として今、農林統計というものを使用してるんですけども、もちろんそれよりも信頼度の高いというデータを御提供いただければ、我々としてはそれを当然使って行って、資源評価を行っていくということになります。ただし、資源評価の一つの大きな問題点としましては、もし仮に、それでは来年度こういったデータが出てきたとなっても、その過去のデータはないとなると、やはり資源評価としては、そういった点では非常に難しい問題になっていくと思いますので、信頼の高いデータが出てくるのはうれしいんですけども、それをどうやって資源評価の方で活用していくかっていうのはまた別問題であって、そういったデータの長さとか、そういったものも影響してきますので、そこら辺に関しましては御認識いただければというふうに思います。どうもありがとうございます。

○金子所長 ありがとうございます。

その他、何かありますでしょうか。

議場の方は特段ないのかなと思います。

あと、ウェブ参加者の皆さんで何か御質問等、これまでの議論を通じて総じて、その他ありますか。

その他の府県の皆さんで、何か御質問等あれば。よろしいですか。

ウェブ参加者の方もよろしいでしょうか。

それでは、大体議論の方が質問等も出尽くしたようですので、議論の取りまとめをしたいと思いますけども、ちょっと取りまとめに時間がかかると思いますので、4時20分まで、また休憩をさせていただきたいと思います。4時20分に、もう一度こちらにお集まりいただければと思います。よろしくお願いします。

午後4時08分 休憩

午後4時22分 再開

○加納課長補佐 すみません、そしたら、時間になりましたので、議論の方を再開させていただければというふうに思います。すみません、ちょっと冒頭、ウェブの皆さん、お分かりにならないかと思うんですけども、会場で香川県の伊吹島の方から来ていただいた皆さんが、ちょっと天気予報、これからだんだん悪くなって島の方に帰れなくなるということで、明日も明後日も予報が悪いので今、帰らないとちょっと島にもう2日、3日帰

れないことになるということで、急ぎ出発しないと、ということで、本日のところは退席されております。その点だけ、冒頭申し上げさせていただきます。

では、所長の方、お願いします。

○金子所長 それでは、始めたいと思います。

まず、これまでの本日の議論を踏まえて、議論の取りまとめを私の方でさせていただきます。ちょっと読み上げさせていただきます。

本日のステークホルダー会合においては、参加者の皆さんから水産庁の検討しているカタクチイワシ瀬戸内海系群の資源評価を含むTAC管理制度の内容について、多くの指摘をいただき、カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理を含む資源管理について多くの諸課題があることについて共通認識があったと思っています。また、一部の県からは、明確にTAC管理については時期尚早だというコメントもいただいております。これらのTAC管理を含む資源管理に関する諸課題に関する共通認識、多くの諸課題があるということは、次の3点に集約されると考えております。

1点目は、カタクチイワシ瀬戸内海系群は1つの資源であるのに対して、現在は各地域で自主的な資源管理措置を行っている地域や基本的に自由に操業を行っている地域もあって、ばらばらな対応になっています。TAC管理の導入によってこれまで比較的に自由に操業している地域、漁業者の皆さんにも公的なTAC管理に加わっていただいて、あわせて各地域の実情に応じた自主的な資源管理を行っていただく良い機会になると水産庁では考えてまして、これによって、瀬戸内海の漁業者の皆さんが公平な立場で資源管理を行っていただく体制が整備できるというふうに考えています。その上で、瀬戸内海全域で科学的な根拠に基づいて共通の目標を設定して、同じ目標に向かって瀬戸内海の関係者全員で資源管理に取り組むことが必要であるという点であります。これが1点目。

2点目としては、カタクチイワシ瀬戸内海系群を1つの資源として将来的に瀬戸内海全域にわたる科学的な根拠に基づく共通の目標を策定した上で、公的及び自主的な資源管理を上手に組み合わせて実施していくためには、まず、関係府県及び漁業者間の公平性を確保して、より科学的で漁業実態に則した資源評価及び漁業管理を行うために、水産庁、瀬戸内海漁業調整事務所、関係府県及び漁業者の皆さんが、連携協力してより正確な漁獲情報データの収集及び原魚換算係数の整備を行うことが必要であるという点、これが2点目です。

3つ目としては、新たなTAC管理を導入する場合にはカタクチイワシ資源の維持だけ

ではなくて、漁業経営、あと漁業振興も配慮するということが必要であると。漁業者や漁協職員の皆さんにも丁寧な説明を行って、御理解をいただいた上で、段階的に作業を進めていくこと。

以上の3点が本会合の参加者からいただいたコメント及びその後の議論に基づいた認識だったと思います。今の私が申し上げた主に3点の議論の取りまとめを踏まえまして、我々水産庁として次のとおり御提案をいたします。

カタクチイワシの瀬戸内海系群につきましては、スクリーン上の資料7の5ページ目を表示しますが、もう一つ、手元に資料6のステップアップの管理も同時に見ていただきたいと思います。このスクリーン上の資料7の5ページの今後のスケジュールと資料6をご説明したとおり、やはりステップ1の課題になっている漁獲情報データの収集と原魚換算係数の整備を早急に行う必要があると、我々は本日議論を受けて、その必要性を感じております。

ついては、正確な漁獲データ把握、あと、原魚換算係数の整備が今後適正で科学的なカタクチイワシ瀬戸内海系群の資源評価及びTAC、あと、府県配分枠の算出における基本になっていることを踏まえまして、早急にこれらの漁獲データと原魚換算係数の整備を行いたいと思います。

そのため、資料7の5ページ目のスケジュール（案）において、一番上の方に令和5年12月からのところで、関係府県と漁獲等の報告の在り方やステップ1に向けた課題への対応について協議、これはステップ1の前の事前協議のことをいっております。それをやはり早急に取りかかりたいと考えています。

そのため、先ほど永田室長の方から資料の説明があったように、特に御質問があった一番下の欄の遅くとも令和7年1月のところ、TAC管理のところですが、黒丸になってペンディングになっていて、その前倒しもあり得るという御説明をしましたが、やはり、この事前のステップ1に入る前の期間は十分に取って、水産庁と関係府県と漁業者の皆さんで、浜回りとか、それ以外にも協議の場を複数県もしくは1つの県と水産庁の間で会合を持って、漁獲量の適正な収集とか、原魚換算係数の算出に向けた協議を時間を掛けてやる必要があると判断いたしました。よって、我々、この表の黒丸になっているところは、少なくとも今後1年間は必要であると思いますので、令和7年の1月からやりたいというふうに思ってます。

それで、御指摘のあったとおり、TAC管理開始としていますが、これも誤解がちょっ

とあったと思いますが、これはあくまでもステップ1に入るってことなので採捕停止の命令はしませんし、ステップ1なので、県配分もしません。最初の国全体枠の設定のみで試行を始めるという意味であります。ですから、あくまで今回の資料では、皆さんにイメージを持ってもらうために資料5の5ページ目及び6ページ目で、各県の配分を示しましたが、あれはそのまま適用されるものではなくて、データ未報告の部分もありますので、今後はそういう未報告の部分を改善したTACにするために、ステップ1前の期間である1年かけて、関係府県の皆さん、あと漁業者の皆さんと協議して作業をしていく期間を設けておきたいと思います。この上で、一番下の段の黒丸ですけども、令和7年1月からTAC開始ってありますけど、誤解のないように、ステップ1に入るということで御提案をさせていただきたいと思っています。

そのためなんですけども、繰り返しになりますけど、資料7の1ページ目をちょっとスクリーンに出していただきたいと思います。1ページ目に。これも、永田室長から資料7の説明であったとおり、ステップ1に進むわけですから、試行期間とはいえ、一応制度上、今の入手し得る最良の科学データに基づく資源評価を踏まえたTAC管理の目標を設定させていただいてます。資源管理目標については、その目標管理基準値は4.3万トン及び限界管理基準値は1.7万トンという目標を定めて、TAC管理をステップ1から始める。数量管理はまだ当分後です。これはより科学的な漁獲データとか原魚換算係数が入手できた後、改めて資源評価をした上で、こういったステークホルダー会合で皆さんに御説明して、御了解をいただかなければそこには進まないということでもありますので、3年間としていますが、これも伸びる可能性もあると我々は認識して臨みたいと考えています。

それで、同じくそのスクリーンの1ページ目を見ていただきたいと思いますが、漁獲シナリオとしては、2034年に親魚量が目標管理基準を上回る確率が50%以上になるためには、 $\beta 0.8$ を一応この段階で暫定的に採用させていただきたい。これについても検討の余地があると我々は思っていて、ステップ管理の時にいろんな新たなデータをいただいた上で、資源評価をさせてもらって、 $\beta 0.8$ が適当なのか、もしくは1とか0.9が適当であるっていう意見もあるので、それを踏まえて資源評価なりこういった目標値も変えていきたいと思えます。

その他、この資料7の3ページ目、4ページ目を御覧いただきたいと思うんですけども、TAC管理の対象の都道府県は3ページ目に書いてあるとおり、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県をその対象にし

たいというふうに考えています。

TAC期間については4ページ目を御覧いただきたいと思いますが、TAC期間については、これも先ほど御説明したとおり、最盛期を除いた形で、現時点においては1月から12月までにさせていただきたいというふうに思います。ただ、これについてもステップ管理期間で皆さんの御意見を聞いた上で、修正をすることは可能ですので、もし何か特定の御事情で変える必要がある場合には、その時に御提案をしていただくということになるかと思っています。

ただいま御説明した中で、支援管理目標を含む漁獲シナリオ案について、先ほどもこれまでの議論において、水産機構の船本さんから御説明があったとおり、今の漁獲シナリオ案は暫定的なものであって、毎年資源評価をして見直しが図られていきますので、取りあえずは今の段階でこの資料7の5ページのスケジュールをやるために、取りあえずの数値としてそういったことを御提案をさせていただきたいと思います。

また、ステップ1からステップ3までの間に、このステークホルダー会合も開催されることになりますので、そこで本当に全ての科学的な正しいデータとか、原魚換算係数が出てきて、それに基づいて資源評価が行われて、その評価に基づいてTACと府県の配分枠が決められるということになります。それはもう3年後ぐらいになりますけども、その時にも改めて資源評価がちゃんと行われますので、あくまでも今の私が申したこの資料7の1ページ目のものは、現時点のデータに基づいて提案するものになります。

最後に、ステップアップ管理の説明でも申したとおり、裏面の小さいですけど米印に書いてあるとおり、このステップアップ管理については、皆さんから御指摘をいただいたとおり、府県の皆様、後は関係する漁業者とか漁協の職員の皆様の御理解を得て、段階を追って進めさせていただきたいと思います。本会後においてもある県からは、特に、そこについては時期尚早であるので、ちゃんとデータとかがそろった後、ステップ管理に進めばいいじゃないかという御指摘をいただいていますけども、我々はこれまでやってきて、府県においてはちゃんとした義務付けがないと漁業者さんに求められませんか、こういった漁獲データを出してくれと求められないことがあると思います。やはり、我々、水産庁としては、各府県が公平な立場でこのTAC管理に参加していくためには、このステップ管理に進む必要があるということでもあります。任意だと、多分対応できない府県が出てくる可能性があり、これまでほかの魚種なんかでも経験をしたことがあるので、やはり公正な観点からここでステップに進んで、皆様から同じような形でTACの報告をお願いしたい

と考えています。そのためには、全部任せるのではなくて、我々も府県さんに赴いて疑問点とかについて対応しますし、必要であれば浜回り説明会を開いて、漁業者の方にも説明をさせていただきますので、その点は十分に御理解をいただければと考えています。

以上が、私の議論の取りまとめと最後のTAC管理に向けた暫定的な目標設定等の説明であります。

以上について、何か会場から御質問があれば。まず、会場からの御質問を受けたいと思います。どうぞ。

○参加者 今の取りまとめの話は、結局今からステップ1に入っていくよっていう話ですか。

○金子所長 基本的にはそうですけど、ただ、それがかなり遅くて、資料7の5ページ目のとおり令和7年1月頃になります。

○参加者 前回と今回話し合ってきたのは、結局なんやったんですか。もうステップ1に入るありきの話で進んでたわけですか。

○金子所長 いえ、ちゃんと議論を踏まえた上で、ステップ管理をやるつもりでおりました。私がその議論の取りまとめをしたとおりで、ある県からは時期尚早だというご意見がありました。

○参加者 議論の取りまとめで、何でステップ1に入るっていうまとめになるんですかね。

○金子所長 議論の取りまとめを踏まえて、水産庁が提案をさせていただいているということです。ステップ1については。

○参加者 漁業者としては反対です。

○金子所長 その他、それでは議場の方で御意見とかありますでしょうか。

どうぞ。

○参加者 先ほどの方と一緒に意見なんですけど、今御説明いただいた内容だと、もう遅くとも令和7年1月というのを、遅くともをのけて、令和7年1月からステップアップに入りたいと言われてたと思うんですけど、これはその前の段階で、漁獲情報の収集と原魚換算の係数の整備が必要で、早急に整備が必要であるということ、これが大体1年ぐらいかかるって話やったと思うんですけど、我々の印象としては、それが整備された後にステップ1に入るか入らないかを、また漁業者側と協議していくのかなと思ったら、所長の方からは、それはするけれども、令和7年1月を目標としてステップ1に入りたい。それは水産庁さんのあくまでも希望であって、漁業者と合意が得られているということではな

いと考えてよろしいですか。

○金子所長 それについては、他の県は明確に議場で発言されてますし、そういったご意見もあると認識しています。あと、御指摘いただいたとおり、資料7の黒丸になっているところに令和7年1月となっていて、その前は手続の話なので、TAC管理の期間ではありません。これからこの一番上の令和5年12月から令和7年1月までの1年間については、事前の準備の期間として関係府県の職員の皆さんと、あと漁協、漁業者の皆さんとお話しを進めていき、ステップ1に向けた準備を進めるという期間が1年あるということになります。

その他、どうぞ。

○参加者 今のスケジュール感でいきますと、ステップ1に令和7年1月からいくといわれて、このステップ1のところにこの段階から特定水産資源として指定ってあるじゃないですか、米印で。ということは、イコールここでもうTACになるということが決まるということでしょうか。それならもうTACありきでこの話が進められるというふうな認識ではおりますし、今、私らが御提案させていただいた、いわゆるそちらからの宿題というものが、いつ、どこまでかかるか分からん状態で、もう令和7年1月からステップ1に入りますよっていうのは、あまりにも、先ほども言いましたとおり、乱暴じゃないかと思えます。ここにいない漁業者も数多くいるわけです。ここにいない人間にも全員が理解した上でステップ1に行くことでないと、このカタクチだけじゃなく、ほかのTACもやるとなった場合、誰も何もついてこないですよ。そこはよく考えていただきたいと思います。今後、ステークホルダー会議も3回目、4回目以降を御検討されるということで、そこは厚く御礼は申し上げるところなんですけど、そこまでに行くまでに、きちっとした議論とか、そういったものをまずはやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○金子所長 御指摘の点、よく分かります。それで、資料7の5ページ目のところですけども、今から再来年、令和7年の1月まで1年間あって、そこは準備段階の期間ということで、かつ資料6でもありましたとおり、ステップ1に入ることがTAC実施ではないことを何回も説明をさせていただいています。ステップに入ることによって特定水産資源には指定されるんですけど、ステップ1から2に上がる時とか、ステップ2から3に上がる時はこのステークホルダー会合して、またお話ししますので、そこで我々が新たなデータに基づいて行った資源評価を踏まえてTACと県配分の案をまた出させていただきます。それが受け入れられなければ、それはまた再検討になる。3年と書いてありますけども想定なの

で、伸びる可能性はあると考えてますので、かなり緩やかな手続だと我々は認識してるので、また、瀬戸内海は11府県もありますので、やはり横並びでやるためには、それ任意では付いてこれないところがあって、不公平なことが生じてしまいます。スタートから一緒にやるためには、やはりステップ1についてやることです。ただ、そのステップ1は強制的なものでなく、止まります。ただし、特定水産資源に指定はされます。御指摘のとおり、特定水産資源に指定されますけども、皆さんの受け入れられないような提案を水産庁がすればそこで止まりますので、そういう仕組みは資料6で明確に説明をしてると思いますし、また、そのようなことを我々は望まないで、ちゃんとこれまでどおり、浜回りとか、ステークホルダー会合をさせていただいて、これらの会合には皆さん代表者が来られるため、全ての漁業者の方には説明ができないわけですけども、11府県の主要な地域にはちゃんと赴いて、末端の漁業者の方まで御説明をさせていただきたいと考えてます。

○参加者 それは、どこの県さんが、やろう、やろうって言うてるんですか、差し支えなければ。

○金子所長 ある府県さんからは比較的前向きな発言は先ほどありましたし、後は明確には、ご参加いただいている皆さんには理解はしていただいたと思います。本会議で明確に反対されたのが一部だけだと思います。そういった状況も加味しました。

○参加者 どうして、何で令和7年1月に拘るんですか。

○永田資源管理推進室長 令和7年1月に拘るということではなくて、先ほど議論の取りまとめの中でも言いました課題、これに対応するためにはその漁獲情報というものが必要で、当然今でも出せますよというところもあるけれども、この義務化にならないと、その詳細な情報の提出を漁業者さんに求められないという行政機関もあるので、この課題の解決のための材料として、ステップ1に入って情報をしっかり集めることが必要だと我々は思っています。そのステップ1に早く入りたいわけではなくて、課題に対してしっかり早く検討を始める必要があると思ってるので、その材料としてできる限り早く集めたいと思っています。他方で、それまでのその体制をつくるための準備期間というのも必要だと思ってるので、そういったことを考えて1年間、ステップ1に入る前の準備も当然進めていながら、ステップ1は約1年先の令和7年1月からということを改めて御提案させていただいてるということでございます。

○参加者 課題が解決されんのに、何ぼ集まって話しても一緒やろ。そんな会議なんて来んよ、わざわざ。朝5時に起きて、あ、4時か。うちだけが反対で乱暴に進めていくんな

ら、うちは今日会議来てないことにしてください。

○金子所長 課題の解決が先かステップ1が先かというお話ですけども、それも先ほどから申してるとおり、ステップ1については確かに特定水産資源に指定されますけども、これまでのいろいろな皆さんの御意見を踏まえて、かなり柔軟な枠組みになってると我々は認識してて、そこに入ってとしても止まります。止まって、TACの実施ができないんです。皆さんの了解が得られないと。そういう仕組みになって、今これはもう明記されているので、であれば、ちゃんと公平性の面から、任意だと多分できない県が出てきます、11府県もあると、ちゃんと根拠がないので。そういう意見をこれまでもいただいているので、他の県から。何も根拠がないのにそんなこと求められませんかと言われてしまうと、もうそこから一歩も出れないことになりますので、やはりここは公平性を期すためにも、ちゃんとステップ1に入っていただきたいと思います。ただし、それで最後のステップ3に行く時、そこが皆さんにとって本当に重要なところですが、皆さんの了解を得ない限りは進みませんから。そこは明記しているとおります。そこは御理解いただきたいと思います。だから、ステップ1に入ることにについて昔のイメージが多分あるからだと思うんですけども、これまでの検討を加えてかなり柔軟な枠組みに今現在なっているので、問題があれば止まりますし、期間も3年だと言ったのが徐々に変わっていて3年以上もあり得る形になっていますので、その辺りは十分認識して対応をさせていただきたいと思います。ステップ1に入るのか、又は先に課題を解決するかは、どちらが先かっていうことはありますけども、我々は効率的に公平にやるためには、やはり先にステップ1に入ってから全てのデータを集めて、諸課題を解決するっていうプロセスをこのステップ1の中でやっていくことを考えています。そのステップ2から3の段階において、改めて水産庁の取組をお示しします。そこでも駄目であれば、多分そこで止まることになると思います。そういう仕組みを今回の会合でも御説明をさせていただいて、その点を改めて御理解をいただければと考えてます。

○参加者 すみません。それなら、11県中10県が賛成で、うち反対って言ってるじゃないですか。それで止まりますか。もうおやめになりますか。そういう結論でいいですか。

○金子所長 そういうふうにならないように、全員参加で行いたいとは思っています。この書きぶりに合っているかどうかなんですけども、「全ての理解を得た上で」という判断だと思います。どういう点を反対されるかっていうのはあるかもしれませんが、その反対の御意見については、ステップ2から3の時のステークホルダー会合では十分に考慮

することになると考えてます。

○参加者　なので、先進県はいいんですけど、私らみたいな後進県がこれいざTACやるって言ったら、大混乱を招くというのをもう目に見えていますので、そこも御配慮いただきたいと思います。

○金子所長　その点はよく分かっており、他の県さんもいろんな漁獲報告の不備な点とかはあるというふうに直接聞いていますので、他の県さんも同じような立場でいらっしやると思います。ただ、水産庁のTACの内容については、ある程度これまでの御説明、浜回りの説明で御理解をいただいている認識は持っております。

○参加者　今、話になってますが、うちの方もまだ納得はしておりませんので、もう一度お考えを改めていただければと思います。

○金子所長　どうぞ。

○参加者　お世話になっております。

先月ですかね、一緒に来ていただいて、本県の漁業者とも話をさせていただいて、本県の漁業者からでもいいのか悪いのか判断がつかない、賛成もできないし反対もできない。なので、実態をまず把握してくれという話があったと思いますので、その辺がはっきりしない状態で、いきなりもうありきで行くのはちょっとおかしいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○永田資源管理推進室長　今御意見いただいた点、ありがとうございます。

繰り返しになりますけれども、その課題をしっかりとどう解決していくか、具体的な案をお示しして、これならば本格的なTAC管理に移行できるとならないとステップ3には行かない。そこはステップ1、2の間、3年を目指すけれども、3年後に自動的に行くということではないというのは、繰り返し申し上げてるとおりです。極端な話、漁業者さん一人でも反対と言えば行かないのかって、必ずしもそうではないんですけども、課題というものが残っていて、これが全然解決できる見込みが立ってないじゃないかというところではステップ3に進むことはいたしませんので、そこはお約束させていただきます。繰り返しますけれども、ステップ1で何が変わるかという、漁獲報告が法律に基づいて義務づけられるということで、一方で、その漁獲が積み上がっても最後ストップをかけることはしませんということは、ここに書いてあるとおりでございますので、まずその情報収集をしっかりして、データをしっかりと集められる体制をつくりたいという、それによって解決できる課題がある。逆に言うと、それがないと解決できない課題というのがあるという認

識ですので、まず、その漁獲報告をしっかりとさせていただく取組はできるだけ早く始めたい。
ただ、その報告を始めるに当たっても、そこに対しても1年、準備期間を取ってからやっていきたいということでの提案だということを改めて御説明させていただきますので、御理解いただければと思います。

○金子所長 今の御指摘で、漁業者の皆さんがどういった内容か分からないと、状況把握しろっていうご指摘があったってことですけども、そのためにもちゃんとしたデータに基づいて、早くそういったしっかりしたTAC管理の方策とか枠組みとかですね、全体像を早くお示しして、浜回りとかで御説明したいと考えていますので、今、私が申し上げた提案をしているということでもあります。

○参加者 今、結局データとか取って、その後ステップ3には行かないとか、事前に反対があれば止まるっていうことなんですけど、結局今日みたいな感じで押し切るんじゃないんですか、最終的に。今日、結局今まで話してきていろいろ反対あった中で、もう帰った人もいますけど、結局取りまとめでは反対は全然考慮されずに、もうステップ1に行きますよっていう流れじゃないですか。はっきり言ってすごい失望したんです。もう信頼できないんです。これで次回データを取って1回立ち止まるって言いますけど、本当に立ち止まると、ちょっと今日で思えなくなってしまったんです。漁業者としては反対です。以上です。

○金子所長 それでは、その他にありますでしょうか。

それでは、議場がなければウェブの方の質問者。

○参加者 聞こえますか。

○加納課長補佐 はい、聞こえます。お願いします。

○参加者 先ほども、取りあえずステップ1に入るのに、特定に指定されるということですよ。ステップ2に行く時にも、いろんな会議をして決めるということですけども、そこでもしやめたら、特定水産資源を解除というか、もうやめますっていうことはできるんですか。そこがちょっと。TACになる時には当然特定水産資源に入れるんでしょうけども、それをやめるっていうことは可能なのかっていうのがちょっと聞きたかった。

○永田資源管理推進室長 なかなか仕組みの上でやめるということを前提としたものにはなっていないので、できるともできないともなっていないというのが正直なところではありますが、どういう状況でそういう議論が起きてくるかによるんだと思います。そういう意味では、特定水産資源というのがどういった規定で指定されるかという、この資源管

理基本方針の中で特定水産資源として位置づけられればなるということなので、手続的なとか、法令的な位置づけからすれば、その別紙2から削除されれば外れるという、仕組みの上であるかないかと言えはあるということにはなると思いますが、どういう議論を経てそれが実際行われるかということについてまでは、今そういったものを想定はしていないので、用意されてるということではないというような、ちょっとうまく答えられませんけど、そういう状況です。

○参加者 ありがとうございます。

今、皆さんやっぱり気になってるのは、特定水産資源に入ってしまうと、もうTACになっちゃうこと。途中で止まっても、例えば10年、20年、30年かかろうともTACに絶対行くんじゃないかっていうのを心配されてるように思うんですよ。だから、それをもうそこで行かんのやったらやめますいうか、取り消しますっていうのができるんだったら少しは安心材料になるのかなと思ってちょっとお聞きしました。

○金子所長 その他にウェブの方はありますか、何かコメントは。

いらっしゃいますか。

○参加者 聞こえますか。

○金子所長 はい。聞こえます。

○参加者 先ほどの取りまとめの中で、ちょっと違和感というか感じたんですけども、換算式とかデータですね、そこいらも大事なんですけれども、特にうちの県なんか心配してるのは、急に多く捕れた時どう対応していただけるかという話だったと思うんです。資料4の7ページ目なんか見ていただくと、2020年から2021年にかけては、資源尾数が急激に倍ぐらい増えてると思うんですけれども、そういうのが起こった場合、どのような対応が、もうこれだと全体の枠が決まってるんで融通とかはできないと思うんですけれども、そういうところが解決しないと、なかなか次のところへはいけないんじゃないかなと。何かそういうところが大事かなと思いましたんで、ちょっと発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○金子所長 ありがとうございます。私の議論の取りまとめは大枠で取りまとめたものですから、いろんなコメントがあった中で詳細まで触れませんでしたけども、今、御指摘の資源評価の部分も含めて、今後ステップアップの中でとか、最新の適正なデータを踏まえてやっていきたいということでもあります。

○参加者 データはもちろん集め、大事なんですけれども、やっぱりそういう急激に資源

が変動するのに、ゼロ歳を獲ってるっていう特性ですね。また、シラスは入らないという特性、そういうところを含めてなかなかTACに向かない、さっき午前中に発言もありましたけれども、向かない魚種だとは思うんですけども、そこを進めていくんだったら、そういう点をクリアしないと、急激な変化に対応、全体枠で変わっていくっていうところに対応しないと難しいんじゃないかなと思いました。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

カタクチの資源の特性で、急激に増えるケース、それもゼロ歳を漁獲しているので、そういう現象が表れることがあるということは、今日これまでの議論の中でもお話ししてきましたし、そういったことへの対応というのも検討していくということはお伝えしております。また、カタクチイワシ、これ瀬戸内海系群に限った話ではなくて、太平洋系群でも対馬暖流系群でも同じようなことは起こり得る中で、ステップ1、2の間でそういった課題への対応を検討して、具体的な対応策ができてからステップ3に行くということは、ほかの系群でも同じような御説明をしてきています。実際、対馬暖流系群につきましても、そういう中でステップ1に入ることが決まっているところでございます。まさにこういう資源が増えた時に、漁獲がどうなってくるのかということも把握しながら、どういったところの漁獲にそうした状況が表れてくるのかというのを見ながら、具体的な対応は考えていく必要があると思っておりますので、それはまさにそのステップ1、2の間でしっかりデータも取りながら検討していくべきことで、またその解決策が見いだせないままステップ3に行くことはしないということだと考えています。

○金子所長 よろしいでしょうか。

○参加者 ありがとうございます。

○金子所長 その他、ウェブの方の御参加者の皆さん、質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それで、またちょっと繰り返しになりますけど、先ほど会場の方から御質問、御指摘があった点ですけども、先ほども何度も御説明したとおり、このステップアップ管理はかなり緩やかな枠組みになっているので、基本的には漁獲データとか原魚換算係数を集めるための枠組みであるというふうに御理解をいただきたいと思ってます。それで、ステップ2からステップ3については、そこで水産庁の新たなTAC管理の方策について相当の反対を受けるのであれば、決してステップ3にはもう進みませんし、そういったことはこの場でも御説明をできるというふうに思ってます。決して3年にこだわることなく、さらに検討

が必要である、検討せよとのご意見であれば、諸課題がまだ解決していない段階であるのであれば、引き続き3年にこだわらないで検討して、また新たな案を次のステークホルダー会合において説明することになりますので、その点だけは御理解をいただければと思います。

ステップ1に入ったとしても、国配分ができるだけで県配分はまだしないので。ステップ2も県配分はしますけど試行的に行い、だから当面は具体的な数量配分によるそういった管理を県に求めることはしないです。ただし、そのイメージを持ってもらうために内々には数字をお渡しするんですけども、そこで県配分が動き出すとか、具体的にTAC管理に行くことは一切ありません。また、ステップ3に向けての事前の説明とか、そういうのはまた浜回りとかをさせていただいて、御説明をさせていただくことはあるかと思いますが、ステップ3に進まない限り、TAC管理に進む心配がないということだけは御理解いただきたいと思います。ステップ1に入りたい水産庁側の理由としては、やはり皆さんが公平にちゃんと漁獲データを集めてもらって、瀬戸内海においては、これまで資源管理の対応ばらばらであり、協定に基づいた資源管理措置をやっているところと、全くほぼ自由に操業されている不公平感とかがいろいろあって、これまでも浜回り説明会でもその不満について御指摘をいただいていることもありますので、このステップ管理の時には、皆さんが同時にできるような形でやるために、我々は1年の準備期間をかけて、かつ令和7年の1月に公平に皆さんが漁獲報告を集めていただくように入りたいという提案をさせていただいてることを御理解いただきたいと考えています。実質的なTAC管理は、何度も言うとおりに、ステップに入ることによって決まりじゃなくって、ステップ2から3の時です。その時はまた改めてこの会合等、また、事前の浜回りとかで十分に丁寧な説明をさせていただいて、おおよその漁業者とか漁協関係者の皆さんの御理解をいただければステップ3に進みたいと考えています。それがない限りは多分ステップ3には進まないということになると思います。以上であります。

どうぞ。

○参加者 すみません、ちょっと聞き逃してたら申し訳なかったんですが、今日、ちょっと名前出したらあれなんですけども、ある府県で義務化しないと漁獲データが収集できないよっていうお話があったんでしたっけ。

○金子所長 議論の取りまとめとステップアップ管理に進むとする水産庁の提案には直接的な関係はないです。

○参加者 ということは、今日の議論にも出てなくて、最後そういう取りまとめをされたってということは、最初からそういう取りまとめをするありきで今日あったってことですか。

○金子所長 ステップ1に進むのは取りまとめではなくって、あくまで議論の取りまとめを踏まえた水産庁の提案です。議論の取りまとめは3つ申し上げましたけど、これまでばらばらに瀬戸内海の資源管理措置が取られてたので、一つの資源ですので、皆さん共通の目標を設定して資源管理に取り組む必要があるという点と、それを達成するためには、やっぱり漁獲報告の未報告分とか原魚換算係数とかの未整備のところがありますので、そこについて早急に作業を関係府県さんと漁業者の皆さんとやっけて行くっていうのが2点目。3つ目は、仮にTACをやる場合には、漁業振興とか漁業経営にも配慮して、事前に丁寧に漁業者の皆さんとか漁協の皆さんにも説明して、段階を追って進むべしと、そういうのが私の取りまとめであって、それを踏まえてTACのステップアップに進むってことを水産庁から提案してる段階です。

○参加者 その最初の取りまとめと最後の結論が全然結びついてないように思われますが。

○金子所長 そこは繰り返しになりますけど、公平に皆さん11府県そろってやるためには、ステップ1に進んでやらないと、多分不公平になると思います。できないところが出てくるので。そうするとまた新たな課題になってしまいます。

はい。

○参加者 うちからは今年から全部報告します。報告しないという県を対象でステップ1をやってください。それなら問題ないですね。

○参加者 ちょっとお聞きしたいのは、今日皆さん、朝早くから他の県さんも漁業者の方も一緒だと思うんですけども、この会場に来られていろいろ意見言われたと思うんですよ。先ほどのその府県さんがこの会場で、特にそういう発言がないのにもかかわらず、最後そういう取りまとめをされたってことは、そういう取りまとめをされるありきで何かもう仕込んでたっていうふうにしか聞こえないんですけど。

それともう一つ。いや、そうじゃないんですか。どこでそういう意見を聞いて、今そういう取りまとめをされたんですか。

○金子所長 ですから、議論の取りまとめを踏まえて、やはり、特に漁獲データの収集とか、原魚換算の整備をしなければならないというのが皆さんの共通認識だったというふうに思います。それはこの会議においても多くの御質問とか御指摘が出されていましたが、

浜回りでもそういった御意見をお聞きしたので。ですから、そういった多くの御意見等が出されたのを踏まえて、水産庁としてそれらをどのように扱うべきかと考えたところ、やはりステップの1に進んで検討すべきという提案をしてるということですね。

○参加者 それとですね、このカタクチイワシのTAC化に関する問題意識として、先ほど他の方も言われましたけども、将来予測するTACが上にぶれたり下にぶれたりする、大きく環境の変動に受けるそのぶれに対応できない、テクニカルな問題で対応できないものであると。それによって、先ほどもありましたとおり、翌年になって良かったね、悪かったねっていう、結果的に捕り残したり、多く捕ったりっていう、そういう状態があつて、カタクチイワシの増える力が出た時に、捕ってもいいものを捕れなくなるっていうこと自体が問題意識としてあるので、まずその課題を解決する道筋を示していただきたい。これはまさに今のインプットコントロールの漁業の方がより優れてると言える面であると思うので、そういうところがカタクチイワシがTACに向いてないと皆さん言われる由縁だと思うんで、そこはまず課題として解決していただいて、それを示した後、こういった漁獲量の話をすればいいんじゃないですかね。TAC化することによって、皆さん今までやってきたカタクチイワシのポテンシャルを利用した経営が成り立たなくなるかもしれないという事実を受け止めてらっしゃいます。

○金子所長 浜回りをさせていただいて、直接漁業者の皆さんからもコメントを頂戴しているので、よく認識しています。

○参加者 でしたら、そこからやりましょうよ。

○金子所長 先ほど水産機構の船本さんが回答したとおり、そういった課題があるので、急激な増減にも対応できるように今後検討する必要があります。これについては、適正なデータがないとできないことだと思います。

○永田資源管理推進室長 評価の時期との関係で加入が多かったのがすぐに評価に反映されないということだと思うんですけども、資源量が評価に対して上振れしてるという状況は何によって分かるとお考えですか、現場において。漁獲が増えてるからじゃないんですか。

○参加者 いや、先ほどそういった議論があつて、翌年度に。

○永田資源管理推進室長 ですから、評価が遅れている、現場で起こってることにに対して評価が遅れてるという、そこがずれてることは、何によって誰が気づく話なんですか。

○参加者 ということですか。先ほどそういう事実があるっていうことを受け止めて、

そういう。

○永田資源管理推進室長 いや、だから、評価のデータと評価が出る時期はそうなんですけれども、実際はもっと魚がいるんじゃないかっていう話は、何をきっかけに、どういうところから、どういうデータに基づいて起きてくる議論ですか。

○参加者 その具体的な・・・。

○永田資源管理推進室長 漁獲状況ではないんですか。評価でABC、TACの数字が出ている。それに対して現場で魚はもっとたくさんいる、たくさん獲れている。そういう状況があるから、本当は加入がもっと良かったんじゃないか、資源量が多いんじゃないかという議論になるんじゃないんですか。

○参加者 ちょっとすみません。どういう意味なんですか。

○永田資源管理推進室長 ですから、私が言いたいのは、その評価の不確実性、本当はもっと魚がいて獲っていいのに獲れないということが起きないようにするためには、漁獲データがあることによって、もっと魚がいるとか獲れているっていうことが分かって、それへの対応として、TACを増やす必要があるとか、そういう対応ができるっていうことだと私は思ってるんですけど、違うんでしょうか。

○参加者 いや、先ほどその事実として翌年に分かるということを水産機構さんがおっしゃいましたけども、それは今はできてないっていうことですか、今の。

○永田資源管理推進室長 いや、翌年に分かるのが問題で、その年に分からないのが問題だっていうことなんですよ、おっしゃってるのは。違うんですか。

○参加者 だから、いい加入があるタイミングで、漁期中にいい加入があったことをTACに反映されてない・・・。

○永田資源管理推進室長 ですから、いい加入があったことに漁期中に気づくっていうのはどうして気づくんですか。

○参加者 気づくって、それは翌年に気づくって話でしょう。

○永田資源管理推進室長 いや、違います。今、漁期中に資源多かった場合だっておっしゃったじゃないですか。

○参加者 だから、その漁期中に気づいてそれをTACに反映する必要があるんじゃないんですかって申し上げてるんです。

○永田資源管理推進室長 いや、ですから、その漁期中に気づくためには、リアルタイムに近い状況でしっかりと漁獲量を把握する必要があるんじゃないですかと申し上げてるん

です。

○参加者 TACが設定されたら、そのTACに縛られた漁獲しか上がらないんでしょう。

○永田資源管理推進室長 ステップ1には制限かけませんよ。ステップ1には、採捕停止の命令はかけないって申し上げてますよね。その中で設定したTACよりも多く魚を獲っていい状況なんではないかと気づく状況が出てくる。それへの対応をその採捕停止がわからない期間に考えていくと言っていて、今何が起きるか分からない、どういう状況か分からない、何か困りそうだっていうだけでは解決策が、それが正しい解決策なのかどうなのかが分からないと思ってます。ですから、そういった情報をしっかり集めて、その中で解決策を考えて、これならば今おっしゃったような状況が出た時に、必要以上に制限するとかストップをかけずに済むような対策を考えて、これならいけるというものができるからステップ3に行くという御説明をしてるんです。課題がある。その課題を解決するためにはデータが必要だということを繰り返し申し上げていて、ステップ1、2はストップはかけません。データをしっかり集めます。それはそういった問題が起きないようにする対応策を考えるためですということを申し上げてるということです。

○参加者 分かりました。今ちょっと私の懸念に対してこういうやり方がありますよという御提案だったと思うんですけど、それはもう一度こういった会合の場を開いて、具体的に資料でこういうやり方をやりますよって御提示いただいて、皆さんの御意見をいただいたらいいんじゃないですか、それでは。この問題意識は、皆さん持たれてる内容だと思うので、私が質問したことに対してこうですよっていうんじゃなくて、ちゃんと理論立ててこうやりましょうって御提案をすればいいんじゃないですかね。それが話し合いじゃないですか。変なこと言ってますか、私。

○永田資源管理推進室長 いや、おっしゃることはもっともだし、私は今の話をこの場で本邦初公開ではなくて、前回とか浜回りでもそのようなことの説明はしてきてると思うんですけども、初めて聞いたって言われたことにむしろ何か意外だなと思ってます。

○参加者 いや、私もほかのステークホルダー会合を聞いてますが、そういった議論の中でそういう御回答はなかったように思いますし、少なくとも浜回りではそういう話にはならなかったですね。少なくとも、今会場の皆さんも、もう私が初めて言ったみたいになってますけども、御認識してらっしゃいますか。いや、水産庁さんは常にこういった立場でいろいろ考えながらやってらっしゃいますけども、プレーヤーの方々、漁業者の方々が、あ、そうなんだって思わないと駄目でしょう。管理する側が一方的に知ってますよって

うだけじゃ駄目なんじゃないですかね。

○金子所長 ですから、今おっしゃったところがこの資料7の5ページ目の一番上のこの1年間、関係府県と漁業者の皆さんと1年間、ステップ1に進む前にも協議するというところに当たると思うので、御指摘いただいた点については、必要であればお示しするってということになろうかと思えますんで、対応はできるのかもしれませんが。ただし、そこはまだ正確なデータとか集まってない段階のものになるかと思えますけども。そういった関係府県さんや漁業者の皆さんの御意見を聞く場は、ステップ1の前から1年以上取ってやるつもりでおりますので、その点は御理解をいただければと思います。

では、そのほか御質問はありますでしょうか。

どうぞ。

○参加者 すみません。先ほど所長がまとめられた後に漁業者の方から、漁協の方はちょっと事情あって退席されましたけど、関係者が明確にこのステップ1に入ることにについては反対であるということがちょっと表明されたんですけど、こちらの意見であるとか、他県さんも今も反対されておると。11府県はやっぱり足並みをそろえてこの問題には入っていくということなんですけど、最終的には反対がある中で、御理解が最終的にいただけたら入るのかも分からないんですけど、そういう御理解なかった場合はどういうふうに進められるんでしょうか。

○金子所長 ステップ3がTACの完全実施になりますけども、そこでそのような状況になれば進まないと思います。本当に大多数の県から反対が受けるのであれば、資料6に書いてあるとおりでありまして、いろんな皆さんの御意見を伺う場をステップ段階ごと置いて、意見を伺う形になりますので、かつ、プラスその前には事前の今回みたいな浜回りをさせていただきますし、そこで大きな反対を受けて課題が解決されていないということで反対されるのであれば、それは再度検討して、水産庁のTACの方針とか、管理の方法を見直すしかないということになろうかと思えます。

○参加者 今後の1年間の間、そういったことをやった上で、令和7年の1月にステップ1に入るということに対しての反対ということなるんですけど、今のお答えもそういうことでいいんでしょうか。ステップ1に入る、入らないの話。全員の11府県の同意がなかったらそこにもう入らないというふうに、ちょっと他県さんとか本県の代表の者からもそういうふうに私受け止めたんですけど。

○金子所長 今申し上げたのは、ステップ1に入ってからステップ1から2、2から3

のことを申し上げましたが、今この資料7のページ5のところの話として、我々としてはさっき言ったとおり、やはり漁獲データ等を集めないと、その諸課題には対応できないというふうに考えてまして、それをやるためには令和7年1月からのステップ1に入るべきだという提案をさせていただきますので、この場において、いくつかの県さんも反対だという話をされてますけども、今現在、このページ5に示されたとおり、黒丸のところを令和7年1月にして、ステップ1の方に入りたいというのが今の我々の考えです。

○参加者 私の方としましては、その入るところについて、この1年間でそういった入る、入らないの話も丁寧に浜を回られるんだったら説明をしていただいて、全員の11府県の合意を持って入っていただけたらというふうに思います。あえて最終、多数決とかいうんじゃないくって、反対があるんだったらもうこれ、その段階で思いとどまることも英断なのかというふうに思っております。

○金子所長 何度も申し上げてるとおり、最初の段階のこのステップアップ管理の考えが多分皆さんにかなり浸透してしまっていて、これに入ることがもうTAC管理だっていう考えを持たれてると思いますけど、私から何度も申し上げたとおり、かなり緩やかな枠組みに既に更新されてまして、今まで出された諸課題を解決するための漁獲報告とか原魚換算係数等を整備するためのスキームであるとお考えいただければと思います。そうすると、やはり皆さんがそういった課題で上げられているのに、それに取り組まないという理由はないと水産庁は考えていて、それを効率的かつ公平に行うためには、やはりステップ1の方に進んだ方が、それは後で不満が出ない。公平に11府県がちゃんと皆さんやるわけですから、適正な漁獲データを集められるだろうと考えております。この1年間、皆さん関係漁協とか、漁業者の皆さんとか府県の皆さんとステップ1に向けた事前の作業は行わせていただきますけども、この会合において、令和7年1月からここではTAC管理開始って書いてありますけど、ステップ1に入るっていうことを今改めて私の方から提案をさせていただきますと思います。

○参加者 度々すみません。

1年間といったらたった1漁期なんですよ。うちの県では半年しかないんですよ。その中でいろんな準備ができるかどうかって言ったら、そこまで全部できないと思うんですよ。そこは柔軟に考えていただきたいと思います。

○金子所長 皆さんの漁期に邪魔にならないような形で作業は進めさせていただければなと思っています。これは準備期間なので、更に令和7年1月以降の期間もありますので、

この1年間だけじゃないってことだけは御理解いただければと思います。その後も続けていきますので。

○参加者 それと、もう一つ、本県等でカタクチイワシをなりわいにしとる漁業者、これたった半年で全ての収入を得らなければいけない。これがもし崩れるとなると、もうその浜がなくなっていくわけです。将来的にどんどん行きましようということすら、もう第一歩が進めないというような状況があります。それは絶対あってはいけないじゃないですか。そこもよく考えていただきたい。そういうふうには思います。

○金子所長 その点も重々承知しています。この会議の議論でもそういった意見が多く出されたので、取りまとめの一つの項目としても上げさせていただいています。あくまでも漁業経営と漁業振興には十分に気をつけるっていうのはもう当然なことだと思ってます。

どうぞ。

○参加者 すみません、改めて確認します。このステップ1に入るというのは、もう今日決まるということですか。各府県に出向いて浜回りして、いろいろ説明はされるということと言われているのは当然聞いてます。ただ、ステップ1に進むというのは、ここで皆さんの了承が得られたものだということで進めていくという考え方なんですか。

○金子所長 御指摘のとおり、この会合でステップ1に進めることを皆さんの御了承をいただいて決めたいというのが我々の提案であります。

○参加者 ただ、皆さんの御意見、水産庁さんは水産庁さんの考え方があって提案をされてるんだと思うんですが、ただ、我々漁業者側としては、皆さん反対の意見がステップ1に進めて、今ここで了承して皆さん多分帰れないと思うんですよ。これだけ反対が出るのに、行った者が結局認めて帰ったのかということに多分なると思うんですよ。なので、ここでは決められないと思います、私は。

○永田資源管理推進室長 何ていうんですかね、ちょっと今、食い違ってるっていうか、認識のずれてるところとして、確認したいんですけども、繰り返し申し上げてるとおり、ステップ1というのは制限がかかるというものではなくて、漁獲報告をしていただくということが変わる。TACという数字は決まるけれども、それを何か配分するとか、何か新たに現場でやっていただくかっていうと、報告をしっかりといただくだけ。現状で漁獲量の報告ができている、漁獲データが集まっているところにおいては、新たに何かするというよりは、今までと同様に漁獲情報があれば済むということではあるんですが、さらに今日いろいろこれまでも御意見をいただいている課題についての解決策を検討する重要な

情報になると私も思っています。そういう中で、漁獲量の報告を令和7年1月から法に基づくものとするということを反対されているというのは、何が一番の問題であって反対されているんだろうかというところが、正直私もとして理解し切れていない部分がございます。そのステップ1に入るとどんどん進んでいってしまうのではないかという御懸念に対しては、繰り返し申し上げておおり、本日御意見いただいている課題ですとか、場合によってはステップ1、2に入ってからでも新たに出てくる課題もあると思います。そうした課題への対応策というものが、こういうふうに対応します、それならばそのステップ3に行っても大丈夫ですねって関係する方々が思うようにならなければ、ステップ3には移りませんということも申し上げてきています。

そこでまた元に戻って、そういう状況の中でこのステップ1として漁獲報告をするということを反対されているっていうのは、何が問題になっていて、何を解決する必要があるんだろうかというところで、そこをはっきりさせておかないと、仮に今日結論出ず持ち越すとなった時に、何を、どういったところをクリアすれば次に進めるのかというのが明確にならないまま持ち越しとなってしまう。次につながらないというところで、今ちょっと我々どうしようかというところになっているということです。

○参加者 報告すること自体に対してはきちんとした数字を上げないといけないというのは我々も今日しっかり分かりましたんで、それに対して反対するつもりはないですが、もともと云ってるように、法に基づいてそれをさせないといけないっていうのがまず理由が分からない。それを破ったら、罰則があるということなんですかね、そもそも。

それと、我々、漁業者側がというのは、TACという管理というトロッコ列車に一度乗ってしまうと、もう二度と降りられない。ステップ3というところの駅まで着かないと、紆余曲折あるかもしれませんが、必ず3に到達するというのが目標であると我々はどうしても思ってしまうんですね。というのが、今回の進め方だって、令和7年1月をありきで結局はいろいろ進めていったことにもつながるんですけど、全てがもう水産庁さんが敷いているレールどおりにしか我々は結局、1回乗ってしまったらその駅にしか着かないのではないかという懸念があるので、非常に漁業者もナイーブなかたちになっているかと思われま。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。

確かに我々の施策の目指すところとして、この水産政策の改革の中で数量管理を基本とするという法律になったということがあるので、目指す方向性として数量管理を入れてい

くというのは事実です。ですから、そこを目指しての御提案させていただいてるのでこう
いう議論になってるんですけども、ただ、そこで獲っていいものまで獲らせないような
ことにはするつもりはないとかですね、経営にも当然地域への影響にも配慮して取組を進
めていくと。そういったことでスケジュールも3年たったら自動的にっていうことでもな
いですし、御懸念があるというのは分かりますけれども、繰り返し御説明してるとおりで
す。心配はなくなるということなのかもしれないですけども、今我々が説明してい
ることというのは、御理解いただけてるのではないかなと思います。

やはり報告体制ができているところは通常どおりでいいんですけども、今までどおりの
ことで必要な情報って集まってくるわけですけども、また、出してねと言えば出てくる
っていうところの中にはあるのかもしれませんが、特に今、なかなかしつかりと情報が把
握できていないところというのは、そういった法的な根拠がないと報告を求めることは非
常にしづらいですし、例えば実質的に知事管理となってくると、報告は都道府県にしてい
ただくということになりますけれども、そこも都道府県さんも、情報を出してください
ってお願いベースだと集めきれないっていうところもあるというのも実態だと思いますし、
実際そこを求めきれないとおっしゃってる行政もあるという状況にあります。なので、や
はりその根拠は必要だと思います。

それでは、報告に対して罰則があるのかどうかということも今おっしゃいましたけれど
も、法律上は期限までに報告しなかったり、虚偽の報告をした場合には罰則があるという
立てつけにはなっていますが、我々はその体制を構築する必要があると思ってステップ
1に入るので、そこで即座に報告漏れがあったりとか、数字が後から修正されたことを持
って何かペナルティーをかけるかというよりは、ここがうまくいってない、ここがどうも
換算が難しそうとか、そういう課題を洗い出すためにまずやることです。ですから、いきなり
その報告が遅れたとか、数字が違ってたとかいうことで、何か罰則をかけるというところま
でのことは考えてはいないです。

○加納課長補佐 すみません。ちょっと議論進めるためにも、ちょっと他の系群の話を若
干させていただきたいんですけども、カタクチイワシ、同じカタクチイワシで、太平洋
系群の方は9月にステークホルダー会合をいたしまして、来年1月から任意の報告を始め
るということで取りまとめられました。このことは先ほどから金子所長の方からも出てお
りますけれども、任意の報告始めるんですけども、中には任意ってどういうことなんだ
っていうことで、やはりきちんとした法的根拠に基づくかたちじゃないとちゃんとしたデ

一タが取れないという声が、関係する行政機関の方から上がっております。これは事実としてそういうことがございますので、やはり先ほど来申し上げておき、きちんとしたかたちでステップ1入って、報告を、ちゃんとした情報を把握するためには、そういうかたちにすべきだという議論をさせていただいてるのだと理解しております。

また、先ほど、ある県から指摘されている平均的な加入で将来予測するわけなんですけれども、そうじゃなくて、実際の加入が良かった場合に対策を考える必要があるという御意見、ごもっともだと思っております、真摯に受け止めて、私担当としては常日頃から、もう正直夢に出るぐらい悩まされて考えております。そんな状況なんですけれども、他の系群に目をやりますと、先ほど3系群の足並みそろえるかたちにさせていただきたいという御意見あったかと思うんですけれども、対馬暖流系群の方では、この前、先週12月6日に官報掲載されましたけれども、資源管理基本方針の中できちんとステップ2の開始までに、比較的高い水準の加入があったと考えられる場合の対応について検討をするということは基本方針の中に書いております。なので、我々としては、その問題があるからステップ1には入れないということではなくて、そういう問題がありながらもステップに進んでいる資源があるということをちょっと今一度ここで紹介をさせていただきたいなというふうに思います。

○金子所長 かなり時間過ぎましたが、他に何かございますか。

はい。

○参加者 先ほど加納補佐から御説明のあった、この内容については、やはりカタクチイワシをTAC管理するに当たって、一番考えないといけない点だなと思ってます。ちょっと午前中、私いろいろとそれを皆さんに認識してもらおうと思って、ちょっと説明が下手で右往左往して、結局何言ってるか分からない状態になったんですけども、やはり先ほど永田室長様が言われたような対応をするんだよとか、こういう問題点があるのでこういう対応をしますっていうのは、やはり皆さんに認識していただく、実際操業される方の漁業者が、あつ、こういう問題があるけどこういう解決の仕方をするんだっていう認識してもらわないと混乱っていうのは回避できないと思うので、先ほど次に向けての課題がない、第3回の課題がないということをおっしゃいましたけども、こういう問題があつてこういうふうに解決しますっていうのを、まず皆さんに御説明するっていうので課題はあるんじゃないかなと思ってます。よろしくお願いいたします。

○加納課長補佐 ありがとうございます。

ですので、対馬暖流系群と同じように、きちんと基本方針の中にそういったことを書き込むことによって、先ほど来私どもがステップ3に上がるような話の時に、きちんと皆さんの御理解と認識を得てからいきたいというお話しさせていただいてますけれども、そこを担保する意味でも、基本方針の中にそういったことをしっかり書いて、課題解決を図っていくということもありだと思いますので、その辺一つアイデアとしてちょっと御提案させていただきます。

○金子所長 その他ありますでしょうか。かなり時間は超過してしまいましたが。

○加納課長補佐 すみません。先ほどちょっと私、ほかの系群のお話をさせていただいたんですけれども、もし差し支えがなければ、今日ウェブにおいて他の系群の関係府県、漁業者の方聞かれているかと思います。また、もし差し支えがなければなんですけれども、流通の業界の皆さんであったり、そういった方もステークホルダー会合ということでお話、今日ウェブでも聞いていただいたのかなというふうに思っております。本日の会場での議論なりをお聞きいただいて、もし、もう今日締めに入る時間になってしまってると思いますので、もし何か御発言いただける方いらっしゃれば、ウェブの方も挙手いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

ありがとうございます。すみません。急に言われたことでもあると思いますので、手は挙がらないので、取りあえずまた所長の方に返します。

○金子所長 最後、私の議論の取りまとめと水産庁の提案をさせていただいて、いろんな意見を頂戴しましたけども、改めてもう一度、最後にもう一度提案をさせていただきます。資料の7の5ページであります。

この資料の7の5ページ目の今後のスケジュール案のとおり、令和5年12月から、正にこの会合終わってから、ステップ1に向けた課題へ対応するために、関係府県と漁業者の皆さんとの話合いを進めていきまして、適正な漁獲報告と原魚換算係数の設定に向けた話合いをおよそ1年間にかけてやっていきたいと思います。それで、最後のところまでの間において、いろいろ基本方針の策定とかで、今御指摘のあった諸課題なんかについても、皆さん共通の理解の下、取り組んでいくということにさせていただきたいというふうに思っています。その上で、暫定的な、県配分等はやりませんが、全国統一のトン数を決めさせていただきまして、それが先ほど御説明した4万9,000トンを暫定的にこの段階で決めさせていただきたいというふうに考えてます。ただ、これはあくまでもステップに入るための暫定的なものであって、毎年見直しが図られて、一番皆さんの懸念しているステッ

プ2からステップ3の時には、その時まで努力を費やして入手した最良の確定データに基づいて資源評価を行って、それに基づいたTAC及び県配分をお示しして、ステップ3に移っていかどうかというのを皆さんにお諮りをしたいと思います。それは自動的にステップ3に行きませんので、その時にはこれまでも御指摘いただいたように、皆さんからそこで反対があれば、そこでまた止まることになります。もう一回水産庁の提案を見直す作業で、3年にこだわらずやっていきたいというふうに思っています。その意味で、いろんな諸課題が出されましたけど、それを解決するためには適正な漁獲量を把握する必要があるということ、また、11府県共通で公平な立場で参加してもらうために令和7年の1月からステップ1の方に入らせていただきたいことを改めて提案させていただきたいと思っています。それによって皆さんが御心配しているいろんな資源の上振れの話とか、そういったのにも適正に我々に対応できますし、公平な観点からTACの県配分なんかも、皆さんにちゃんと科学的データに基づいてお示しすることが可能になると思っていますので、それなしにはなかなか公平な私たちで、諸課題にもまともに対応できない可能性が出てきますので、こういった提案を改めてここでさせていただきたいと思っています。

また、この会合後も、このスケジュール案のとおり関係府県の皆さんとは御相談しながら、適正な漁獲報告の在り方、原魚換算係数の算出の方法等について御相談をさせていただければと思います。ステップに進むことについて誤解ないように、緩やかな枠組みになっているので、はこの資料6にも書いてあるとおり、県配分をするとかは一切ありませんので、明記したとおりであります。あくまでも諸課題を解決するために漁獲データとか原魚換算係数を入手するための手段として、そういったステップ1の方に進むということを考えております。

すみません。大変長くなって。

どうぞ。

○参加者 何度もすみません。

やはりカタクチイワシのTACをするに当たっては、先ほど加納補佐が言われたような課題がまだあって、それをまだ漁業者の方々に、こういう課題があるけど、こういう解決方法を今から検討しますとやはり皆さんに明示的に言わないといけないと思っていますので、それを第3回のステークホルダー会合を開いて、皆さんにこういう解決をしますよっていうのを聞いた上で、また今後考えればいいんじゃないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○金子所長 いろいろ今御指摘の点はよく分かりましたけども、我々瀬戸内海漁調は近場にありますのでステークホルダーというよりも、また浜回り説明会をして、それには対応をさせていただければと思います。

○参加者 まず、こういった課題に御認識されてない現場の方々が、瀬戸内海はTACという面ではほかの日本海側とか太平洋側に比べてかなり浸透している度合いが少ないと思うんですよ。まず、こういう課題があるよっていうのを行政の方が示した上で、こういうふうに解決しましょうってそういう姿勢がTAC制度に対する信頼を得るってことなんじゃないですか。今日の取りまとめにありますとおり、一同反対っていう中、最後TACありきと思われても仕方ないような取りまとめをされるという、こういうところが先ほど他県の漁業者の方が言われてましたとおり、本当に失望するやり方なんじゃないかなと。やっぱり今後、どんどんTAC化しようという中で、TAC制度って安心ですよっていう、TACに向けてはきっちり課題を解決しますよっていうそういった姿勢が大事なわけで、そういったことをやりながら信頼関係を得ながら、水産庁さんが言う水産業の成長産業化に向けて進んでいくと思ってますんで、今、私が申しあげました課題について、まず漁業者の方々にこういった場で認識していただいて、それでステップ1に行くかどうかっていうのを御判断を仰ぐっていうのは、そんな変なことを言っていないと思うんですけど、それも駄目なんですか。

○金子所長 それでは、今の御指摘を踏まえまして、この会合後に、冒頭に申したとおり、この議事録は全部公表されます、水産庁のホームページで。かつ、提示された諸課題については、水産庁の方で分かりやすく取りまとめまして皆さんにも共有をさせていただきたいと思っています。そうした対応を取らせていただきますけども、何度も申しているとおり、我々の考えとしては、資料7の5ページ目のスケジュール案をやはり提案させていただいて、その中で、そうした諸課題についても同時並行的に、その一環として1年間の協議をさせていただくことになると思っています。

○参加者 賛成のやつが誰もいないのに。誰かおったん、今日の会議で。ステップ1に行くことに。・胸の中じゃ不満があると思う。それでもそんな取りまとめをして、もう今日の会議をやりましたよっていうだけの話。次から来ませんよ、こんな会議。

○参加者 データは出します、ステップ1で多分。

○金子所長 貴県が出すことができて、他の県は対応は難しい可能性があります。

○参加者 うちの県の漁協の話をしてるん。データが、先ほどから言いよるけど、うちも

出す、多分ほかのともほとんど出す。さっきから出さんところがあるからと。出せないところがある。それでは、その出せないところで会議してください。うちは出せます。多分みんな出せるんじゃないですか。出せないところとそういう会議をしてください。

○金子所長 分かりました。それでは、この資料7のシート5に書いてあるとおりですが、今から令和7年1月までの間に、そういった課題を整理する会合を開催することを提案させていただきます。そういう形であればよろしいですか、皆さん。その会合開催前に、諸課題を整理したものを作成して、資料としてお示しするっていう形で、それを見ていただいた上で会合を持つこと。ただし、それはステークホルダーという公式のものじゃないですけども、会合を持ちたいと思っております。それで関係者の皆さん、漁業者とか関係府県の皆さんに諸課題について御説明を行わせていただく機会を持ちたいと思っております。以上の提案でよろしいでしょうか。

○参加者 今の取りまとめとしては、私が申し上げた課題、その他あろうとは思いますが、それについて具体的に話し合う協議の場を持つけども、令和7年の1月からステップ1に進みますけどいいですかっていう聞き方ですか。

○参加者 ステップ1なんて認めてないじゃん。

○金子所長 違います。最後のところは、取りあえずこの令和7年1月は外します。外した上で、諸課題を協議する会合を持って、改めてもう一度この令和7年1月からのステップアップ管理の開始をお聞きします。そういったかたちで進めさせていただきたいと思います。

○参加者 そのステークホルダー会合っていう形式に別にこだわるつもりはないんですけど、あえてしないっていう判断の根拠は何なんですか。

○金子所長 それでは、ステークホルダーではない会合と私申し上げましたけども、そのステークホルダーにするかどうかも含めて、水産庁の方で検討はさせていただきます。

○参加者 分かりました。ありがとうございます。

○金子所長 最後、時間かなりオーバーして申し訳ありません。今の取りまとめでよろしいでしょうか。それでは、基本的にはこの5ページのスケジュールで、最後の部分は無しにして、途中、今日出された諸課題を検討する関連会合を開いて、もう一度皆さんにお諮りするというかたちにしたいと思います。

○参加者 失礼しました。それでは、課題についていろいろ整理していただいて、話合いをしていただくという取りまとめ大変ありがとうございます。その取りまとめにおいて、

浜を回るかどういふかたちになるか分からないんですけども、今日の第2回が終わって、最終的に第3回があつて、またステップ1について諮るって、そういう理解でよろしいですか。今日はステークホルダー会合として妥結してないという理解なので、何かしら過程を踏んで、その取りまとめをもって第3回を開いて、ステップ1に行くかどうかを決めるという、そういう理解でよろしいですか。

○金子所長 御指摘のとおり、その第3回のステークホルダー会合で諸課題についても含めて議題を整理しますけども、もう一度皆さんにお諮りして、令和7年以降の対応及びスケジュールを決めたいと思います。

○参加者 承知しました。よろしくお願いいたします。

○金子所長 よろしいでしょうか。すみません、1時間くらいオーバーしてしまいました。

それでは、大変長い間にわたる議論ありがとうございます。最後に、冒頭に説明したとおり、本日の議事録については水産庁のホームページで準備でき次第掲載したいと考えています。また、スケジュールどおり漁獲データ等の収集は同時並行的にやらせていただきますので、それには十分な御協力をお願いします。

本日は長い間、ありがとうございました。